

第5次南風原町障がい者計画・ 南風原町第6期障がい福祉計画・ 南風原町第2期障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度

～みんなで知ろう「障がい」のこと～
障がい児・者の作品展



令和2年12月3～9日 展示作品

令和3年3月
沖縄県南風原町



ごあいさつ

近年の障がい福祉を取り巻く環境は、障がい者の高齢化や障がいの重度・重症化、医療的ケア児や発達障がいなど、特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。

すべての障がい児者が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められており、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現がさらに重要となります。

この度、現行の計画期間が令和2年度をもって終了することから、国の基本指針や県の動向、本町における福祉施策の実績状況等を踏まえ、障がい福祉に関する施策、事業の一層の充実を図るために、「第5次南風原町障がい者計画・南風原町第6期障がい福祉計画・南風原町第2期障がい児福祉計画」を策定致しました。

本計画では、現行計画の基本理念「“ちむぐくるの支えあい”～ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原～」を継承し、5つの基本的視点

「障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」「アクセシビリティの向上」「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援の推進」を掲げ、本町として必要な施策の推進に取り組む方針を示しております。

今後も、行政、地域住民、関係機関、関係団体等と連携を図りながら、地域全体で支えるシステムの強化、必要なサービス基盤の整備等、本計画の着実な推進を図ってまいりますので、町民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、慎重なご審議を賜りました南風原町障がい者計画策定委員会や南風原町障がい者自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査を通じて貴重なご意見等を賜りました町民皆様、関係機関等の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和3年3月

南風原町長 赤 嶺 正 之

目 次

ごあいさつ

障がい者計画

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的根拠等について・・・・・・ 2
- 4. 成果目標とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 7. 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 障害福祉を取巻く現状

- 1. 障がい者の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3. 計画の基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 4. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第4章 施策の推進

- 基本目標1 安心して共に暮らせるまち・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - 1. 理解啓発・差別解消の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - 2. 相談支援の充実・権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・ 37
 - 3. 情報提供・意思疎通支援の充実・・・・・・・・・・・・ 41
 - 4. 保育・教育等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
 - 5. 防災・防犯対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 基本目標2 健やかで自立を支えるまち・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
 - 1. 保健・医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
 - 2. 自立生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 基本目標3 住み良い環境と生きがいの持てるまち・・・・・・・・ 68
 - 1. 生活環境の整備推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
 - 2. 社会参加・生きがい活動の推進・・・・・・・・・・・・ 71

第5章 計画の推進に向けて

1. 庁内計画推進体制の整備…………… 75
2. 地域及び関係機関等との連携…………… 75
3. 人材の確保…………… 75
4. 計画の周知…………… 75
5. 計画の点検・評価…………… 76

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 第6期障がい福祉計画

1. 成果目標…………… 79
2. 障害福祉サービス等の見込量(活動指標)及び確保方策…………… 86
3. 地域生活支援事業の見込量及び実施方策…………… 96

第2章 第2期障がい児福祉計画

1. 成果目標…………… 103
2. 障害児通所支援等の見込量(活動指標)及び確保方策…………… 105

資料編

- 主なアンケート調査結果…………… 111
- 南風原町障がい者計画策定委員会設置条例…………… 136
- 南風原町障がい者計画策定委員会名簿…………… 137
- 第5次南風原町障がい者計画・南風原町第6期障がい福祉計画及び南風原町第2期障がい児福祉計画の策定について(諮問) …… 138
- 第5次南風原町障がい者計画・南風原町第6期障がい福祉計画及び南風原町第2期障がい児福祉計画の策定について(答申) …… 139

障がい者計画

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

本町では、平成 30 年 3 月に「第 4 次南風原町障がい者計画」を策定し、障がいの有無に関わらず誰もが共に暮らせる共生社会の実現を基本理念に、生活支援、保健・医療、教育、就労、障がいを理由とする差別の解消など、障がい者に係る施策を総合的に推進してきました。

また、平成 28 年に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、「第 5 期障がい福祉計画」及び「第 1 期障がい児福祉計画」を「第 4 次南風原町障がい者計画」と一体的に策定しました(以下「現行 3 計画」という)。

「第 5 期障がい福祉計画」及び「第 1 期障がい児福祉計画」では、国の基本指針に基づく成果目標(福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、児童発達支援センターの設置等の数値目標や実施方法等)を定めるほか、サービス等の見込量の設定と見込量確保のための方策を定め、その達成に向けて取り組んできました。

国においては、平成 30 年度から「第 4 次障害者基本計画」が展開されています。同計画では「2020 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア(社会的障壁)除去をより強力に推進」、「障害者権利条約の基本理念を尊重し、整合性を確保」など 4 つの基本的方向が示されています。

また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が相次ぎ、平成 30 年に障がい者雇用義務の対象に、精神障がい者が追加されると、令和元年に障がい者法定雇用率の引き上げ、令和 2 年に事業主に対する給付制度の創設、そして、令和 3 年には障がい者法定雇用率が、さらに引き上げられることとなっています。

こうした、国の障がい者に対する関連施策の拡充が進められているところ、本町においては平成 30 年 4 月から「南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」(以下「町手話言語等条例という)が施行され、手話言語等の利用の促進による、障がいのある人もない人も双方が心豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指しています。

そうした中、令和 2 年度は現行 3 計画の最終年度となっています。このため、これまでの計画の進捗状況や新たな課題等を整理するとともに、国の基本計画、基本指針及び近年の制度改革を踏まえながら、障がい者が希望する地域生活の実現に向けた取り組みや、障がいのある子や発達が気になる子の健やかな育成に向けた発達支援等の充実等を図るなど、障がい者に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために「第 5 次南風原町障がい者計画」、「第 6 期障がい福祉計画」及び「第 2 期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

2. 計画の対象

計画の対象となるのは身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病患者その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び※社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

3. 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的根拠等について

■障がい者計画

根拠法令	障害者基本法（第11条第3項）
概要	- 障がい者の自立生活及び社会参加の支援等の施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画。 - 単にサービスの提供に関するだけの計画ではなく、障がいのある人もない人もともに暮らせる地域づくりのために、多様な分野で障がい者・障がい児に配慮した取り組みを推進する。
策定方針	国や都道府県の「障害者基本計画」を基本とする。

■障がい福祉計画

根拠法令	障害者総合支援法（第88条第1項）
概要	- 計画期間における成果目標を設定するとともに、目標達成のための方策を定める。（成果目標については4P参照） - 障がい福祉サービス及び地域生活支援事業ごとに、計画期間の各年度における見込量(利用量)を設定するとともに、見込量を確保するための方策を定める。
策定指針	国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」に基づく。
位置づけ	障がい者計画のうち、障がい者に係る成果目標や障害福祉サービス及び地域生活支援事業に関する実施計画。

■障がい児福祉計画

根拠法令	児童福祉法（第33条の20第1項）
概要	- 計画期間における成果目標を設定するとともに、目標達成のための方策を定める。（成果目標については4P参照） - 障がい児通所支援や障がい児相談支援等のサービスについて、計画期間の各年度における見込量(利用量)を設定するとともに、見込量を確保するための方策を定める。
策定指針	国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」に基づく。
位置づけ	障がい者計画のうち、障がい児に係る成果目標や障害児通所支援等のサービスに関する実施計画。

※社会的障壁

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする原因となる社会にあるもの全部を指す。

たとえば、ことがら（早口でわかりにくいなど）、物（段差があるなど）、制度（納得していないのに入院させられるなど）、習慣（障害のある人が子ども扱いされるなど）などがあります。

参考：第4次障害者基本計画（国）概要

基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

基本的方向

1. 2020 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
 - 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ※向上の視点を取り入れていく
（※）アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
 - アクセシビリティに配慮した ICT 等の新技術を積極的に導入
2. 障害者権利条約※の理念を尊重し、整合性を確保
（※）障害者権利条約：我が国は平成 26 年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。
 - 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
 - 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

各論の主な内容

1. 安全・安心な生活環境の整備
 - 安全に安心して生活できる住環境の整備
 - 移動しやすい環境の整備
 - 障害者に配慮したまちづくりの推進
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
 - 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及
 - 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
3. 防災、防犯等の推進
 - 災害発生時における障害特性の配慮した支援
 - 防犯対策や消費者トラブル防止の推進
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
 - 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
 - 障害者虐待の防止、障害者の権利擁護
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
 - 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施
 - 身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築
 - 地域生活への移行の支援
 - 障害のある子供への支援の充実
 - 身体障害者補助犬の普及促進、福祉用具等の普及促進・研究開発
 - 障害福祉サービスの質の向上、人材の育成・確保
6. 保健・医療の推進
 - 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
 - 地域医療体制
 - 研究開発等の推進
7. 行政等における配慮の充実
 - 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
 - アクセシビリティに配慮した行政情報の提供
8. 雇用・就業、経済的自立の支援
 - 総合的な就労支援
 - 多様な就業機会の確保
9. 教育の振興
 - 誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備
 - 障害のある学生の支援
 - 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
 - 障害者の芸術文化活動への参加
 - 障害者スポーツの普及及びアスリートの育成強化
11. 国際社会での協力・連携の推進
 - 国際的協調の下での障害者施策の推進
 - 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

4. 成果目標とは

障がい者の自立生活や社会参加の促進及び障がい児の健やかな育成を図るために、基本指針で定める取り組むべき特定の事項について、その成果を測るために設定する数値目標や実施時期のこと。

●第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に係る基本指針の成果目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
- ②令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ①精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数を316日以上とする（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）（都道府県が設定）
 - ②1年以上長期入院患者数の削減
 - ・65歳以上/65歳未満で分けて設定（都道府県が設定）
 - ③令和5年度における早期退院率
 - ・入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上とする（都道府県が設定）
 - ・入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上とする（都道府県が設定）
 - ・入院後1年時点の退院率を92%以上とする（都道府県が設定）
- ※②、③について、市町村は、都道府県の成果目標を踏まえ、活動指標（サービスの見込量）を設定

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実（各市町村又は各圏域）

- ①地域生活支援拠点の整備（各市町村又は各圏域）
- ②地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討

(4)福祉施設から一般就労への移行等

- ①令和元年度実績の1.27倍以上、福祉施設利用者を一般就労へ移行
- ②令和元年度実績の1.3倍以上、就労移行支援事業利用者を一般就労へ移行
- ③令和元年度実績の1.26倍以上、就労継続支援A型事業利用者を一般就労へ移行
- ④令和元年度実績の1.23倍以上、就労継続支援B型事業利用者を一般就労へ移行
- ⑤令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用
- ⑥就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

(5)障害児支援体制の整備等

- ①児童発達支援センターの設置
 - ・市町村ごと又は圏域での設置
- ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- ③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築（都道府県が設定）
- ④主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - ・市町村に1ヵ所以上又は圏域での確保

⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

- ・協議の場を令和5年度末までに設置
- ・協議の場は市町村単独設置又は都道府県が関与した上での圏域設置
- ・医療的ケア児等に関するコーディネーターは令和5年度末までに配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

①令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制確保

- ・市町村ごと又は圏域での設置

②取組実施に当たって、基幹相談支援センター又は指針第一の一の4(一)に掲げる事業がその機能を担うことを検討

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

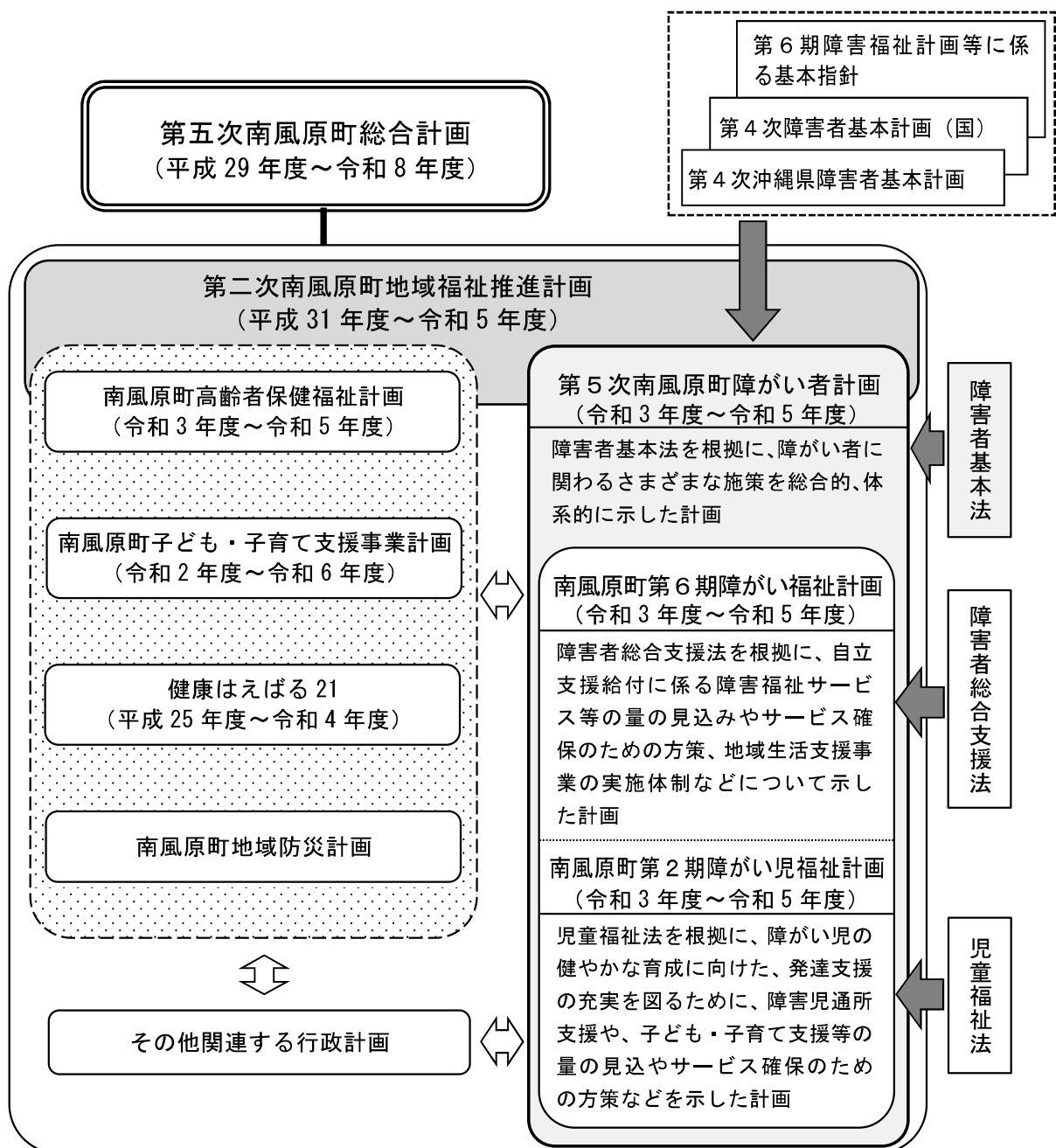
①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

5. 計画の位置づけ

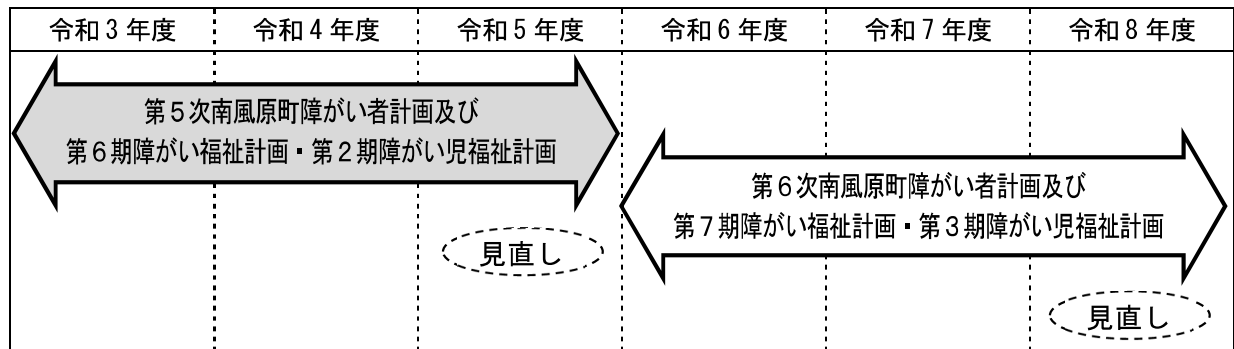
(1) 関連する計画との整合

- 本計画は、「第五次南風原町総合計画」に即するもので、総合計画の個別計画として位置づけられます。
- 本計画は、福祉分野の横断的な連携を図るための上位計画である「第二次南風原町地域福祉推進計画」と整合性を図ります。
- 本計画は、「南風原町高齢者保健福祉計画」、「南風原町子ども・子育て支援事業計画」、「健康はえばる 21」、「南風原町地域防災計画」及び関連する他分野の個別計画との整合性を図ります。
- 本計画は、第4次障害者基本計画(国)や第4次沖縄県障害者基本計画を基本とし、第6期障害福祉計画等に係る基本指針を踏まえた計画とします。



6. 計画の期間

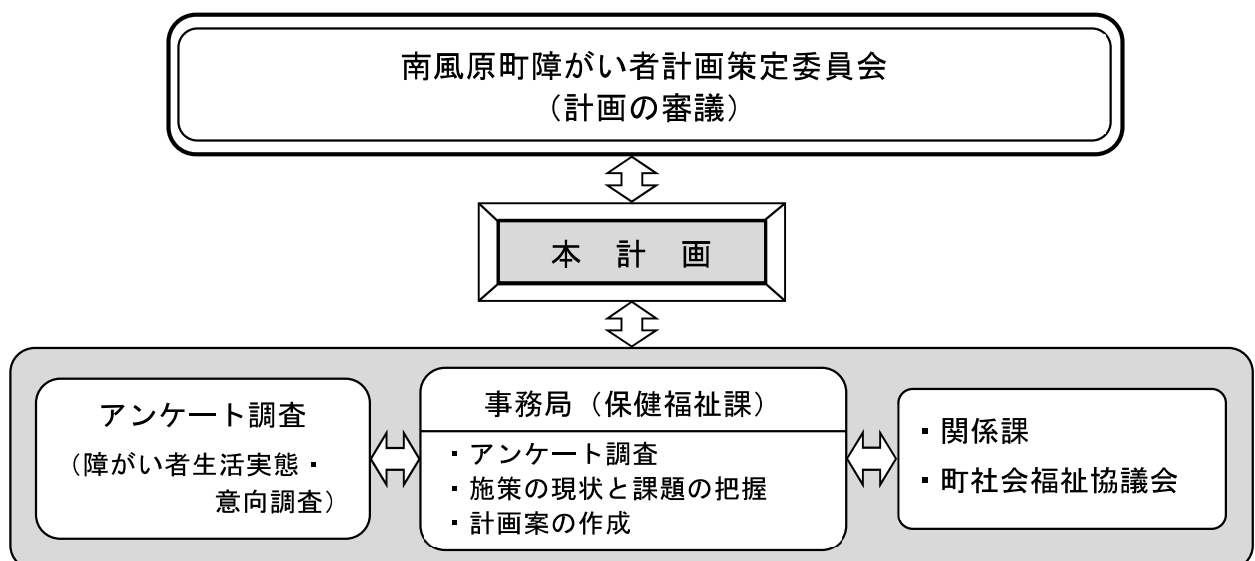
障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、基本指針で3年を1期とすることが定められているため、本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、令和5年度に見直しを行います。また、障がい者計画についても、障がい福祉計画、障がい児福祉計画との整合性を図る観点から、計画期間並びに見直しの時期を同じくします。



7. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、事務局(保健福祉課)において、アンケート調査により障がい児・者の生活の様子やニーズ等を把握するとともに、関係課における事業の実施状況や課題等の把握及び町の実情を踏まえた上で、計画案を作成しました。

また、有識者をはじめ関係機関、福祉施設、関係団体の代表者及び障がい者代表によって構成される「南風原町障がい者計画策定委員会」を設置し、計画案に対する審議を行い、委員会の意見、提言等を踏まえて本計画を策定しました。



第2章 障害福祉を取巻く現状

1. 障がい者の概況

(1) 障害者手帳の交付状況

障害者手帳交付者の総数は年々増えてきており、平成27年度の2,176人に対し令和元年度では2,634人と、この4年間で458人の増、伸び率は21.0%となります。

手帳の種類別にみても「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付者はいずれも増加する傾向にあります。そのうち「身体障害者手帳」の交付者が毎年度最も多く、令和元年度では全体の63.6%を占めます。

各手帳交付者の平成27年度に対する令和元年度の増数をみると、「身体障害者手帳」が281人増と最も多く、次に「精神障害者保健福祉手帳」が99人増、「療育手帳」が78人増となります。

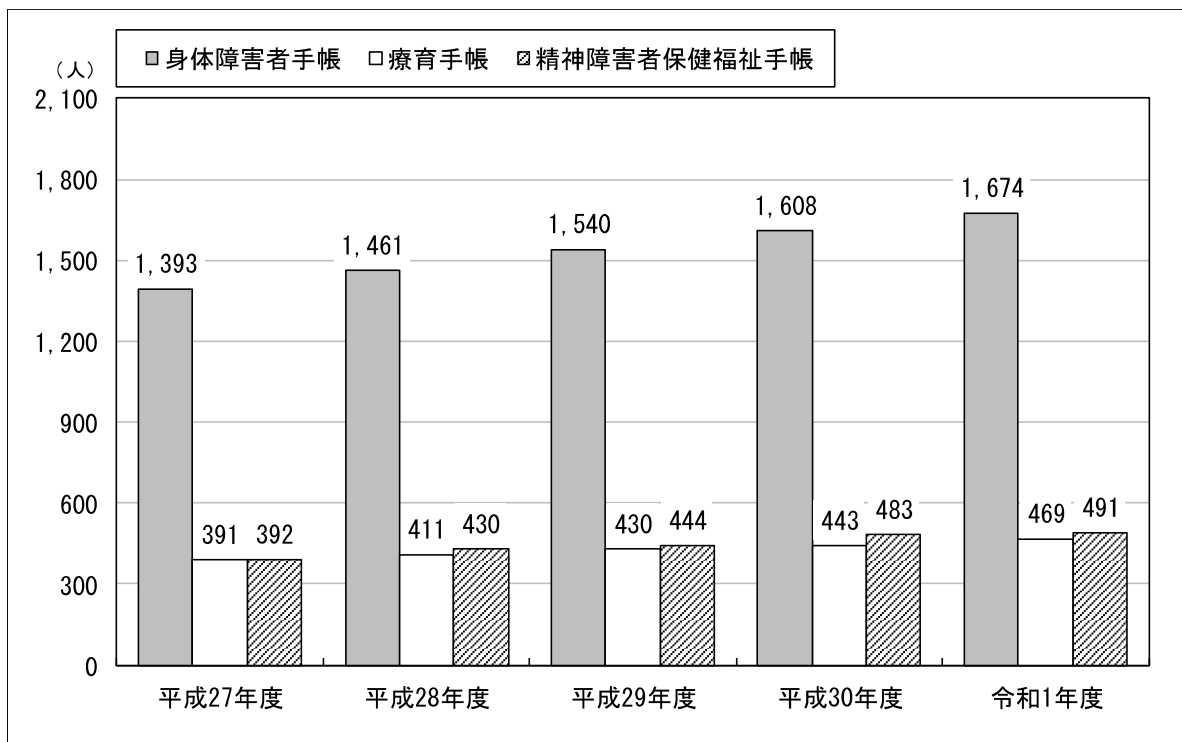
一方、手帳交付者数の伸び率では、「精神障害者保健福祉手帳」が25.3%と最も大きく、「身体障害者手帳」と「療育手帳」が20%程度となります。

【障害者手帳交付状況】

(単位:人、%)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	H27-R1 増減	H27-R1 伸び率
総数	2,176	2,302	2,414	2,534	2,634	458	21.0
身体障害者手帳	1,393	1,461	1,540	1,608	1,674	281	20.2
療育手帳	391	411	430	443	469	78	19.9
精神障害者保健福祉手帳	392	430	444	483	491	99	25.3

資料：保健福祉課(各年度末現在)



(2) 障がい者の年齢

障がい者の年齢を「18 歳未満」、「18 歳以上 65 歳未満」、「65 歳以上」の 3 区分でみると、「身体」では、「18 歳未満」が 50 人程度、「18 歳以上 65 歳未満」が 530 人程度と概ね横ばいで推移しています。一方、「65 歳以上」が毎年度最も多く、かつ増え続けており、平成 30 年度に 1,000 人を超え、令和元年度では 1,093 人と「身体」の 65.3%を占めます。

「知的」では、「18 歳未満」が平成 29 年度以降 120 人程度とほぼ横ばいで、「18 歳以上 65 歳未満」が毎年度最も多く、かつ増える傾向にあり、平成 27 年度の 274 人から令和元年度では 324 人と 50 人の増となります。また、令和元年度では「知的」の 69.1%とほぼ 7 割を占めます。一方、「65 歳以上」は微増傾向にあり、平成 27 年度の 13 人から令和元年度では 20 人となります。

「精神」では、「18 歳未満」が平成 29 年度以降 20 人程度で推移していますが、徐々に増える傾向にあります。「18 歳以上 65 歳未満」が毎年度最も多く、かつ増加傾向にあり、平成 27 年度の 289 人から令和元年度では 326 人と 37 人の増となります。また令和元年度では「精神」の 66.4%を占めます。

「65 歳以上」は平成 29 年度以降 140 人から 150 人で推移しています。

【障がい者の年齢】

(単位:人、%)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	構成比
身体	18 歳未満	49	46	46	52	53	3.2
	18 歳以上 65 歳未満	530	532	539	535	528	31.5
	65 歳以上	814	883	955	1,021	1,093	65.3
知的	18 歳未満	104	111	124	123	125	26.7
	18 歳以上 65 歳未満	274	283	290	302	324	69.1
	65 歳以上	13	17	16	18	20	4.3
精神	18 歳未満	8	2	18	20	25	5.1
	18 歳以上 65 歳未満	289	223	282	313	326	66.4
	65 歳以上	95	106	144	150	140	28.5

資料：保健福祉課(各年度末現在)

(3) 身体障がいの内訳

身体障がいの内訳をみると、「肢体不自由」と「内部疾患」が多く、いずれも毎年度増加しており、令和元年度では、「肢体不自由」が643人、「内部疾患」が708人で、この2つの障がいで全体の80.7%を占めます。

次に「聴覚障害」が多く、毎年度増加しており、平成27年度に対する令和元年度の伸び率は34.1%と、他の障がいと比べて最も伸びが大きくなります。また、「視覚障害」も毎年度増加しており、平成27年度に対する令和元年度の伸び率は23.0%と2番目に高くなります。

「音声・言語・そしゃく機能障害」は14人～19人の間で推移しています。

【身体障がいの内訳】

(単位:人、%)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	構成比	H27-R1 増減	H27-R1 伸び率
視覚障害	100	103	106	117	123	7.3	23	23.0
聴覚障害	135	148	160	171	181	10.8	46	34.1
平行機能障害	0	0	0	1	1	0.1	1	—
音声・言語・そしゃく機能障害	17	14	19	17	18	1.1	1	5.9
肢体不自由	548	574	593	614	643	38.4	95	17.3
内部疾患	593	622	662	688	708	42.3	115	19.4
計	1,393	1,461	1,540	1,608	1,674	100.0	281	20.2

資料：保健福祉課(各年度末現在)

「肢体不自由」の内訳をみると、毎年度「上肢・下肢・四肢」が最も多く、かつ増加しており、令和元年度では全体の89.1%を占めます。

「体幹機能障害」は平成28年度以降50人程度で推移し、「運動機能障害」は12人から16人で推移しています。

【肢体不自由の内訳】

(単位:人、%)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	構成比	H27-R1 増減	H27-R1 伸び率
視覚障害	491	511	529	542	573	89.1	82	16.7
音声・言語・そしゃく機能障害	45	51	51	55	54	8.4	9	20.0
内部疾患	12	12	13	17	16	2.5	4	33.3
計	548	574	593	614	643	100	95	17.3

資料：保健福祉課(各年度末現在)

「内部疾患」の内訳をみると、毎年度「心臓機能障害」が最も多く、次に「じん臓機能障害」となっています。また、両障がいとも年々増える傾向にあり、令和元年度では「心臓機能障害」が479人で全体の67.7%と大半を占め、「じん臓機能障害」が147人で全体の20.8%を占めます。

「呼吸器機能障害」は微増傾向にあり、平成27年度の18人から令和元年度では22人となります。「ぼうこう・直腸機能障害」は平成29年度以降46人から47人、「小腸機能障害」は平成29年度以降3人、「免疫機能障害」は2人～4人、「肝臓機能障害」は平成29年度以降5人～6人と、それぞれ横ばいで推移しています。

【内部疾患の内訳】

(単位:人、%)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	構成比	H27-R1 増減	H27-R1 伸び率
心臓機能障害	400	423	453	472	479	67.7	79	19.8
じん臓機能障害	126	129	134	138	147	20.8	21	16.7
呼吸器機能障害	18	19	19	20	22	3.1	4	22.2
ぼうこう・直腸機能障害	40	41	46	46	47	6.6	7	17.5
小腸機能障害	4	4	3	3	3	0.4	-1	△25.0
免疫機能障害	2	2	2	3	4	0.6	2	100.0
肝臓機能障害	3	4	5	6	6	0.8	3	100.0
計	593	622	662	688	708	100.0	115	19.4

資料：保健福祉課(各年度末現在)

(4) 障がいの程度

①身体障がい

身体障がいの程度を表わす等級（数値が小さいほど重度）は、「1級」が30.7%と最も多く、次に「4級」が21.3%、「3級」が20.4%となります。また、「1級」と「2級」を合わせた重度者が45.5%を占め、「3級」と「4級」を合わせた中度者が41.7%となります。

「1級」と「3級」、「4級」では「心臓機能障害」が最も多く、「2級」と「5級」、「7級」では「肢体不自由(上肢・下肢・四肢)」が最も多くなります。また、「6級」では「聴覚障害」が最も多くなります。

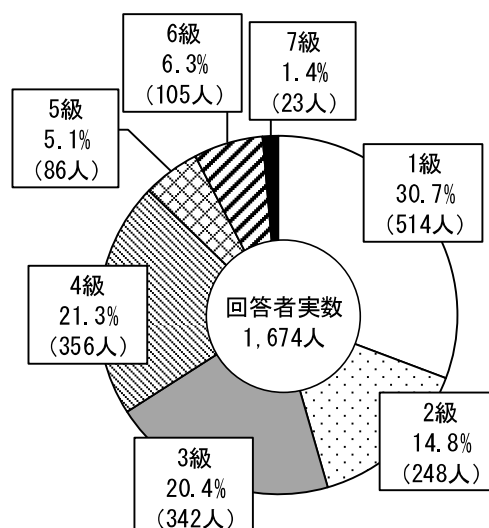
【身体障がいの等級】

(単位:人、%)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
視覚障害	51	39	13	4	14	2	0	123
聴覚障害	5	42	15	48	0	71	0	181
平行機能障害	0	0	1	0	0	0	0	1
音声・言語・咀嚼機能障害	2	0	9	7	0	0	0	18
肢体不自由(上肢・下肢・四肢)	63	155	116	119	66	32	22	573
肢体不自由(体幹機能障害)	28	9	10	1	6	0	0	54
肢体不自由(運動機能障害)	13	0	1	1	0	0	1	16
心臓機能障害	208	1	144	126	0	0	0	479
じん臓機能障害	126	0	19	2	0	0	0	147
呼吸器機能障害	11	0	9	2	0	0	0	22
ぼうこう・直腸機能障害	0	0	5	42	0	0	0	47
小腸機能障害	1	0	0	2	0	0	0	3
免疫機能障害	0	2	0	2	0	0	0	4
肝臓機能障害	6	0	0	0	0	0	0	6
計	514	248	342	356	86	105	23	1,674
構成比	30.7	14.8	20.4	21.3	5.1	6.3	1.4	100.0

資料：保健福祉課(令和2年3月末現在)

【身体障がいの等級】



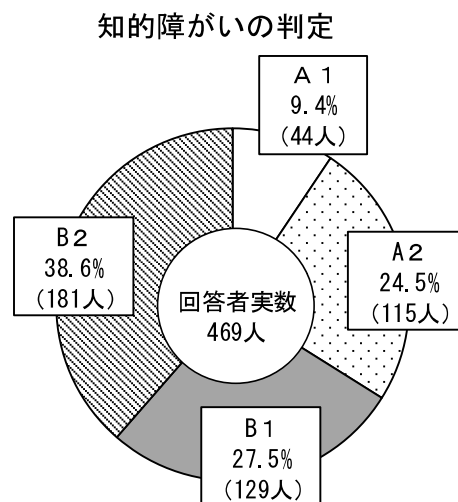
②知的障がい

知的障がいの判定では、「B 2 (軽度)」が 38.6%と最も多く、障がいの程度が重くなるほど割合は低く、「A 1 (最重度)」では9.4%となります。

【知的障がいの判定】 (単位:人、%)

判定	人数	構成比
A 1 (最重度)	44	9.4
A 2 (重 度)	115	24.5
B 1 (中 度)	129	27.5
B 2 (軽 度)	181	38.6
計	469	100.0

資料：保健福祉課(令和2年3月末現在)



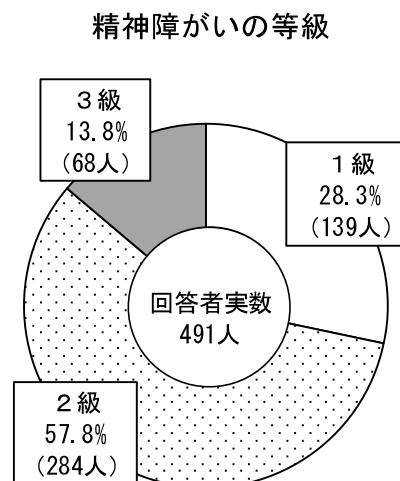
③精神障がい

精神障がいの程度を表わす等級(数値が小さいほど重度)は、「2 級」が 57.8%と最も多く、次に「1 級」が 28.3%、「3 級」が 13.8%となります。

【精神障がいの等級】 (単位:人、%)

等級	人数	構成比
1 級	139	28.3
2 級	284	57.8
3 級	68	13.9
計	491	100.0

資料：保健福祉課(令和2年3月末現在)



(5) 手当支給・医療費助成の状況

① 手当支給

※¹ 特別児童扶養手当の支給者数は毎年度増えており、平成 27 年度の 191 人から令和元年度では 276 人と、この 4 年間で 85 人の増となります。

一方、平成 27 年度以降の※² 特別障害者手当の支給者数は 30 人程度で推移し、※³ 障害児福祉手当の支給者数は 40 人程度で推移しています。

【手当支給者数】

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特別児童扶養手当	191	205	247	259	276
特別障害者手当	33	31	31	28	35
障害児福祉手当	42	44	40	42	42
計	266	280	318	329	353

資料：こども課・保健福祉課(各年度 8 月 1 日時点)

② 重度心身障害者(児)医療費助成

※⁴ 重度心身障害者(児)医療費助成者数は、毎年度増えており、平成 27 年度の 596 人から令和元年度では 679 人と、この 4 年間で 83 人の増となります。

【重度心身障害者(児)医療費助成者数】

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
助成者数	596	614	644	661	679

資料：保健福祉課(各年度 8 月 1 日時点)

※1 特別児童扶養手当

心身に重度または中度の障がいがある 20 歳未満の児童を扶養している父母、あるいは父母に代わって児童を養育している方を対象に手当を支給します。

※2 特別障害者手当

精神又は身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の障がい者で、福祉保健所長の認定を受けた方に手当を支給します。

※3 障害児福祉手当

精神又は身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳未満の在宅の障がい児で、福祉保健所長の認定を受けた方に手当を支給します。

※4 重度心身障害者医療費助成制度

障がい者及び家族の経済的負担を軽減するために、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を市町村と県で助成する制度です。

(6) 自立支援医療の支給状況

① 育成医療

*育成医療の支給者数（入院＋入院外）は、平成 28 年度から平成 30 年度までは 76～77 人と横ばいで推移していましたが、令和元年度では 59 人に減少しています。

支給の内訳をみると、毎年度「その他内臓機能障害」が最も多く、次に平成 28 年度と平成 29 年度では「心臓機能障害」、平成 30 年度では「肢体不自由」、令和元年度では「音声・言語・そしゃく機能障害」が多くなっています。

入院、入院外でみても、支給者数はほぼ同数で、いずれも「その他内臓機能障害」が毎年度最も多くなっています。

【育成医療支給者数】

(単位:件)

			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
入院 ＋ 入院外	視覚障害		0	0	0	2
	聴覚・平衡機能障害		4	2	2	0
	音声・言語・そしゃく機能障害		5	17	12	10
	肢体不自由		18	14	18	9
	内臓 機能障害	心臓機能障害	19	20	8	1
		その他内臓機能障害	30	24	36	37
	合計		76	77	76	59
入院	視覚障害		0	0	0	1
	聴覚・平衡機能障害		2	1	1	0
	音声・言語・そしゃく機能障害		2	7	4	3
	肢体不自由		9	9	11	4
	内臓 機能障害	心臓機能障害	10	10	4	1
		その他内臓機能障害	15	12	18	20
	計		38	39	38	29
入院外	視覚障害		0	0	0	1
	聴覚・平衡機能障害		2	1	1	0
	音声・言語・そしゃく機能障害		3	10	8	7
	肢体不自由		9	5	7	5
	内臓 機能障害	心臓機能障害	9	10	4	0
		その他内臓機能障害	15	12	18	17
	計		38	38	38	30

資料：保健福祉課(各年度末時点)

※ 育成医療

児童福祉法に規定する障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

②更生医療

※更生医療の支給者数（入院＋入院外）は、平成 28 年度と平成 29 年度では 300 人を超えていますが、平成 30 年度と令和元年度では 240 人から 260 人程度となっています。

支給の内訳をみると、ほとんどが「内臓機能障害」で、そのうち「じん臓機能障害」が毎年度最も多く、200 人程度で推移しています。次に「心臓機能障害」となっています。

入院、入院外別にみても、平成 28 年度と平成 29 年度に比べて、平成 30 年度と令和元年度の支給者数は減少しています。また、いずれも「じん臓機能障害」が毎年度最も多く、次に「心臓機能障害」となっています。

【更生医療支給者数】

(単位:件)

			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
入院 ＋ 入院外	肢体不自由		2	6	0	0
	内臓 機能障害	心臓機能障害	103	84	29	21
		じん臓機能障害	224	216	206	235
		その他内臓機能障害	4	18	8	8
	合計		333	324	243	264
入院	肢体不自由		1	3	0	0
	内臓 機能障害	心臓機能障害	52	42	27	21
		じん臓機能障害	104	104	96	111
		その他内臓機能障害	2	10	4	4
	計		159	159	127	136
入院外	肢体不自由		1	3	0	0
	内臓 機能障害	心臓機能障害	51	42	2	0
		じん臓機能障害	120	112	110	124
		その他内臓機能障害	2	8	4	4
	計		174	165	116	128

資料：保健福祉課(各年度末時点)

※ 更生医療

身体障害者福祉法に規定する身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

③精神通院医療費

*精神通院医療費の支給認定者数は、毎年度増え続けており、平成 27 年度の 922 人から令和元年度では 1,139 人と、この 4 年間で 217 人の増（伸び率 23.54%）となっています。

病類としては、平成 29 年度までは「総合失調症」が最も多かったのが、平成 30 年度と令和元年度では「気分(感情)障害」が最も多くなっています。次に「てんかん」が毎年度 3 番目に多い状況です。また、「てんかん」に次いで多いのは、年度によって順位は変わりますが、「神経症圏の障害」、「アルツハイマー」、「心理的発達障害」となっています。

「てんかん」、「アルツハイマー」、「神経症圏の障害」は増加傾向にあります。そのほかの病類については、概ね横ばいとなっています。

【精神通院医療費の支給認定状況】

(単位:人)

病類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
統合失調症		292	307	305	296	304
気分(感情)障害		285	285	303	304	333
てんかん		134	138	151	160	164
脳器質性 精神障害	アルツハイマー	36	43	65	70	71
	脳血管性認知症	7	8	8	13	12
	その他認知症	13	18	18	23	24
	その他器質性精神障害	15	18	19	20	17
中毒性 精神障害	アルコール依存症	24	28	32	29	31
	アルコール性精神病	4	2	4	2	3
	覚醒剤依存症	—	0	0	1	2
	覚醒剤精神病	—	2	3	1	0
	有機溶液材中毒(シナー等)	—	0	0	0	0
	その他中毒性精神病	1	2	1	1	1
神経症圏の障害		45	50	65	73	82
人格障害		1	0	0	0	2
知的障害		11	8	9	9	8
生理的障害及び身体的要因		—	1	2	3	4
心理的発達障害		53	69	68	67	69
小児青年期の行動情緒障害		—	14	13	11	12
その他 精神病	心因反応	—	0	0	0	0
	非定型精神病	1	0	0	0	0
	接枝分裂症	0	0	0	0	0
その他精神障害		0	0	0	0	0
不明		—	0	0	0	0
計		922	993	1,066	1,083	1,139

資料：保健福祉課(各年度末時点)*各年度の 4 月 1 日～3 月 31 日の間に有効期間のあった方の数字。

※ 精神通院医療

精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。1 割は原則自己負担であるが、沖縄県では、復帰特別措置法に基づき自己負担分についても公費負担となっています。

(7) 補装具費の交付状況

*補装具費の交付件数は、平成 27 年度以降では平成 28 年度の 94 件が最も多く、その後は年々減少し、令和元年度では 73 件となっています。

補装具としては、毎年度「装具(下肢)」、「車いす(普通型)」、「補聴器(重度難聴用耳掛形)」、「補聴器(高度難聴用耳掛形)」の 4 つが比較的多い状況にあり、令和元年度では「装具(下肢)」が 14 件と最も多く、次に「補聴器(重度難聴用耳掛形)」が 13 件、「車いす(普通型)」が 10 件となります。

【補装具費の交付状況】

(単位:件)

種 目			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
肢体不自由	義肢	義足	0	0	3	2	2
	装具	下肢	15	16	21	12	14
		靴型	2	2	3	1	2
		体幹	—	3	1	2	0
		上肢	3	0	0	0	0
	座位保持装置		7	7	8	5	8
	車いす	普通型	6	12	8	8	10
		その他	6	8	5	6	8
	電動車いす	普通型	0	1	3	2	1
		その他	1	2	0	1	2
	歩行器		2	2	0	1	0
	歩行補助つえ	つえ(Ⅰ字状・棒状のつえ)	2	2	2	1	0
	重度障害者用意思伝達装置		—	—	1	0	1
	座位保持いす(児童のみ対象)		—	—	0	0	0
起立保持具(児童のみ対象)		—	—	1	0	0	
頭部保持具(児童のみ対象)		0	0	0	0	0	
視覚障害	盲人安全つえ		3	3	2	3	3
	義眼		0	0	0	0	0
	眼鏡	矯正眼鏡	0	0	0	0	0
		遮光眼鏡	1	1	0	2	0
聴覚障害	補聴器	重度難聴用箱形	0	0	0	2	1
		重度難聴用耳掛形	12	17	11	9	13
		高度難聴用箱形	1	2	0	1	1
		高度難聴用耳掛形	7	14	12	17	6
		挿耳型	—	2	0	0	0
		骨導型	—	—	1	0	1
		F M補聴器	0	0	0	0	0
計			68	94	82	75	73

資料：保健福祉課(各年度末時点)

※ 補装具費

身体障害者・障害児の失われた身体機能を補完・代替し、身体障害者の就労その他日常生活の能力の向上、また、身体障害児については、将来、社会人として自立するための素地を育成・助長することを目的に、補装具の購入又は修理に要した費用について補装具費(原則利用者 1 割負担)を支給しています。

(8) 発達支援保育

本町では、障がいのある子や発達・発達が気になる未就学の子について、早期療育の観点から、集団生活の訓練、発達に関する指導等を行うために「親子通園事業」を実施しています。利用している子は平成 27 年の 11 人が最も多く、平成 28 年以降は 5 人～9 人で推移しています。

また、町立保育所(1 施設)と認可保育園(14 施設)で、発達支援児保育として障がいのある子を受け入れています。発達支援児保育の対象となる子は、平成 28 年以降 20 人～23 人の間で推移しています。

【発達支援保育】

(単位:人)

施設等名称	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
親子通園事業 (ゆうな園)	11	9	5	7	6
保育所 (園)	15	20	22	23	21

資料：通園事業は保健福祉課、保育所(園)はこども課(各年度 4 月 1 日現在)

(9) 特別支援教育

①幼稚園

特別な配慮を必要とする幼稚園児は、年々増えてきており、平成 27 年の 8 人から令和元年では 26 人となっています。

【特別支援教育対象園児(幼稚園)】

(単位:人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
幼稚園	8	12	17	25	26

資料：町教育委員会(各年 5 月 1 日現在)

②特別支援学級

小中学校では、通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な特別な配慮を必要とする子について、一人ひとりの障がいの状況や特性に応じた指導・支援を行うために、特別支援学級を設置しています。在籍する児童生徒数は年々増え、小中学校合わせた人数は平成 28 年の 115 人から令和元年では 167 人となります。

また、特別支援学級は平成 28 年まで「知的」、「言語」、「情緒」の 3 学級を設置していましたが、平成 29 年に「肢体」と「病弱」の学級が加わり、さらに平成 30 年には「難聴」の学級も加わりました。学級の中では「情緒」の学級の人数が最も多く、次に「知的」が多くなります。

【特別支援学級】

単位：人

学校名	平成 28 年			平成 29 年					平成 30 年						令和元年					
	知的	言語	情緒	知的	言語	情緒	肢体	病弱	知的	言語	情緒	肢体	病弱	難聴	知的	言語	情緒	肢体	病弱	難聴
小学校	30	13	47	35	10	52	2	1	34	8	53	1	1	1	38	10	61	1	1	1
中学校	18	0	7	13	0	7	0	0	22	0	17	0	0	0	24	0	30	1	0	0
計	48	13	54	48	10	59	2	1	56	8	70	1	1	1	62	10	91	2	1	1
合計	115			120					137						167					

資料：学校教育課(各年 5 月 1 日現在)

(10) 障害福祉サービス等の利用状況

平成 27 年度以降の障害福祉サービス等の利用実績(各年度実績平均)をみると、毎年度「就労継続支援(B型)」の利用者が最も多く、かつ利用者は増え続けており、平成 27 年度の 123 人から令和元年度では 148 人が利用しています。

次に「生活介護」が多く、平成 28 年度以降 90 人程度で推移していますが、徐々に増加する傾向にあります。

そのほか、「居宅介護」は平成 30 年度まで 50 人程度で推移していましたが、令和元年度では 60 人となっています。また、「施設入所支援」は平成 29 年度以降毎年度 1 人減で推移し、令和元年度では 57 人となっています。「計画相談支援」は増える傾向にあり、平成 28 年度の 35 人から令和元年度では 76 人となっています。

なお、平成 30 年度から新たに創設された「就労定着支援」は、平成 30 年度に 1 人、令和元年度に 7 人が利用しました。

【障害福祉サービス実利用者数】

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①居宅介護	54	52	50	54	60
②重度訪問介護	0	1	1	1	2
③行動援護	1	1	2	3	1
④同行援護	20	17	18	20	20
⑤重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
⑥生活介護	85	88	88	89	92
⑦自立訓練(機能訓練)	0	1	1	2	2
⑧自立訓練(生活訓練)	3	6	5	2	1
⑨就労移行支援	9	14	16	12	10
⑩就労継続支援(A型)	26	25	26	22	23
⑪就労継続支援(B型)	123	127	131	141	148
⑫就労定着支援				1	5
⑬短期入所(福祉型)	7	12	14	20	21
⑭短期入所(医療型)	-	-	0	0	2
⑮療養介護	8	8	8	7	8
⑯自立生活援助				0	0
⑰共同生活援助(GH)	22	23	23	30	33
⑱施設入所支援	60	60	59	58	58
⑲計画相談支援	36	35	42	63	76
⑳地域移行支援	0	0	0	0	1
㉑地域定着支援	0	0	0	0	0

資料：保健福祉課(各年度実績平均)

(11) 障害児通所支援等の利用状況

平成 27 年度以降の障害児通所支援等の利用実績(各年度実績平均)をみると、毎年度「放課後等デイサービス」が最も多く、かつ毎年度増える傾向にあり、平成 27 年度の 73 人から令和元年度では 137 人となっています。次に「児童発達支援」の利用が多く、平成 29 年度までは 20 人台の利用となっていました。平成 30 年度に 42 人と大きく増え、令和元年度では 48 人となっています。

「保育所等訪問支援」は平成 29 年度から利用があり、平成 29 年度の 8 人から平成 30 年度では 31 人と大きく増え、令和元年度では 33 人となっています。

「障害児相談支援」は平成 28 年度と平成 29 年度では 20 人程度であったのが、平成 30 年度では 35 人、令和元年度では 55 人と大きく増えています。

「医療型児童発達支援」は平成 30 年度から利用があり、令和元年度では 2 人が利用しています。

一方、平成 30 年度から新たに創設された「居宅訪問型児童発達支援」については、これまで利用実績はありません。

【障害児通所支援実利用者数】

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①児童発達支援	24	28	25	42	48
②医療型児童発達支援	0	0	0	1	2
③放課後等デイサービス	73	87	99	116	137
④保育所等訪問支援	0	0	0	30	31
⑤居宅訪問型児童発達支援				0	0
⑥障害児相談支援	16	22	21	35	55

資料：保健福祉課(各年度実績平均)

(12) 町内の障害福祉サービス等事業所

障害福祉サービス及び障害児通所支援等を提供する、町内の事業所数は令和 2 年 4 月 1 日現在で 83 事業所となります。平成 26 年度と比べると 12 事業所増えていますが、平成 29 年度比べると 3 事業所減少しています。

令和 2 年度のサービス別の事業所数としては、「放課後等デイサービス」が 12 事業所と最も多く、次に「就労継続支援(B型)」の 10 事業所、「生活介護」が 7 事業所となっています。

平成 29 年度と比べて令和 2 年度に減少した事業所は、「行動援護」で 3 件、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「就労定着支援」で 2 件の計 9 件となっています。

一方、増加した事業所は「就労継続支援 (B 型)」が 2 件、「同行援護」、「計画相談支援」、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」が 1 件の計 6 件となっています。

【南風原町内の指定障害福祉サービス等事業所数】

サービス名	平成 26 年度	平成 29 年度	令和 2 年度
訪問系サービス	24	26	20
居宅介護	5	6	4
重度訪問介護	5	6	4
同行援護	3	3	4
行動援護	3	4	1
重度障害者等包括支援	－	－	－
生活介護	8	7	7
日中活動系サービス	16	19	19
自立訓練（機能訓練）	－	－	－
自立訓練（生活訓練）	2	1	1
就労移行支援	3	3	3
就労継続支援（A 型）	－	－	－
就労継続支援（B 型）	7	8	10
就労定着支援	－	4	2
短期入所	4	3	3
療養介護	－	－	－
居住系サービス	9	8	8
自立生活援助	－	－	－
共同生活援助（GH）	5	5	5
施設入所支援	4	3	3
計画相談支援・地域相談支援	7	12	13
計画相談支援	3	4	5
地域移行支援	2	4	4
地域定着支援	2	4	4
障害児通所支援・相談支援	15	21	23
児童発達支援	6	6	6
医療型児童発達支援	－	－	－
放課後等デイサービス	6	11	12
保育所等訪問支援	－	－	－
障害児相談支援	3	4	5
計	71	86	83

資料：沖縄県（各年度 4 月 1 日時点）

(13) 地域生活支援事業の実施状況

平成 27 年度以降の地域生活支援事業の利用実績をみると、「基幹相談支援センター等機能強化事業」は、平成 29 年度の利用者数は前年度から減少しましたが、その後は増える傾向にあります。

「成年後見制度利用支援事業」は平成 30 年度まで利用者はいませんが、令和元年度に 1 人が利用しました。

「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」の利用者は、平成 27 年度以降 7 人～9 人で推移しています。

「日常生活用具給付等事業」では、各種用具の利用があり、中でも「排泄管理支援用具」の利用件数が最も多く、平成 29 年度以降 500 件程度で推移しています。一方、「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」は、平成 29 年度以降利用がありません。

【地域生活支援事業の実施状況-1】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
(1) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業(委託相談支援事業)	実施箇所数	1	1	1	1	1
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	121	125	87	107	118
(2) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	0	0	0	1
(3) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	8	8	8	7	9
② 手話通訳者設置事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
(4) 日常生活用具給付等事業						
① 介護・訓練支援用具	実利用件数	5	1	0	3	3
② 自立生活支援用具	実利用件数	14	9	8	7	8
③ 在宅療養等支援用具	実利用件数	11	15	4	14	4
④ 情報・意思疎通支援用具	実利用件数	13	10	15	15	11
⑤ 排泄管理支援用具	実利用件数	50 (実利用者数)	45 (実利用者数)	484 (実利用件数)	517 (実利用件数)	504 (実利用件数)
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用件数	1	2	0	0	0

資料：保健福祉課

「手話奉仕員養成研修事業」の受講終了者は、平成 30 年度まで 4 人～5 人でしたが、令和元年度では 9 人と増えました。

「移動支援事業」の利用者は、年度によって増減があり、平成 28 年度以降 38 人～56 人で推移しています。

「地域活動支援センター機能強化事業」は町内事業所(1 ヲ所)に委託しており、利用者は平成 27 年度の 16 人から徐々に減少し、令和元年度では 14 人となっています。

「日中一時支援事業」の委託事業所数は平成 28 年度以降 15～18 ヲ所で推移し、利用者は平成 29 年度以降 25 人～28 人で推移しています。

「レクリエーション活動等支援事業」は平成 30 年度から委託し、軽スポーツなどを行っており、利用者は 9 人となります。

「声の広報等事業」は町社会福祉協議会に委託しており、利用者は平成 27 年度以降 15 人～17 人で推移しています。また、「福祉機器リサイクル事業」も町社会福祉協議会に委託しています。

「自動車運転免許取得費・改造費助成事業」は平成 27 年度に 3 人、平成 28 年度に 1 人の利用がありましたが、平成 29 年度以降利用がありません。

「医療的ケア児等の協議の場の設置」については、令和元年度に設置しました。

【地域生活支援事業の実施状況-2】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
(5) 手話奉仕員養成研修事業	登録者数	5	5	5	4	9
(6) 移動支援事業	実利用者数	27	43	56	47	38
	延利用時間数	2,463	3,652	2,913	2,423	1,972
(7) 地域活動支援センター機能強化事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	16	15	15	14	14
(8) 日中一時支援事業	実施箇所数	14	18	17	15	17
	実利用者数	32	43	28	25	28
(9) レクリエーション活動等支援事業	実施箇所数	－	－	－	1	1
	実利用者数	－	－	－	9	9
(10) 声の広報等事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	15	17	17	16	16
(11) 福祉機器リサイクル事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	121	82	150	112	120
(12) 自動車運転免許取得費・改造費助成事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	3	1	実績なし	実績なし	実績なし
(13) 医療的ケア児等の協議の場の設置	設置数	－	－	－	－	1

資料：保健福祉課

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画の基本理念は、前計画（「第4次南風原町障がい者計画」）の理念を継承します。

障害者基本法では、障がい者を心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（事物、制度、慣行、観念など）により、継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける状態にあるものと定義されています。

その上で、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目的としています。

また、基本原則として、障がいを理由に差別すること、その他の権利利益を侵害してはならないとし、そのための社会的障壁の除去において、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないとしています。

本町においても、障がい者の自立と社会参加を促進するために、地域社会の誰もが「必要かつ、合理的な配慮」について考えるとともに、互いに支えあうことで、障がいの有無にかかわらず、誰もが誇りと尊厳を持って、共に暮らせる地域社会の実現を目指すことが重要となります。

その観点から、本計画では共生社会、自立支援を基底とした、本町の目指すべき姿を「“ちむぐくるの支えあい” ～ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原～」とします。

『“ちむぐくるの支えあい”』

～ ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原 ～

「ちむぐくる」とは

“ちむぐくる”とは、沖縄の方言で「人の心に宿る、より深い思い」を指すと言われていますが、人によって解釈が多少異なります。本計画では、「思いやり、優しさ、助け合いの精神、他者の苦しみを共有することのできる心」などを表す言葉として使います。

>> 支えあい <<

地域住民が、障がいをもつことは誰にでも起こり得ることであると受け止め、地域みんなで支え合い、障がい者が暮らしやすい社会の実現を目指します。また、障害の有無にかかわらず、互いに支え合うことにより、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりを推進します。

>> 自立と社会参加 <<

障がい者の自己選択と自己決定に基づく主体的な生き方を尊重し、基本的人権が守られ、等しく社会活動に参加できるまちづくりを推進します。

2. 基本目標

基本理念に基づき、次の3つの基本目標を定め、基本目標に沿って施策・事業を推進していきます。

1) 安心して共に暮らせるまち

障がいのある人もない人も共に暮らせる共生社会の実現に向けて、障がい者が安心して暮らせる地域づくりを進めるために、障がいや障がい者への地域理解を深めるとともに、障害者差別解消に基づき、障がい者への差別をなくすための法の主旨や※合理的配慮の提供について、普及啓発を図ります。また、相談支援体制の充実や障がい者の権利擁護・虐待の防止に取り組むほか、情報提供、意思疎通支援の充実を図ります。

保育・教育分野においては、障がいのある子や発達の気になる子が自らの能力に応じて自分らしく安心して保育・教育が受けられるよう、子どもの個性を理解し、適切な支援を行う事ができる環境を整え、集団生活を通して将来の自立の素地を助長していきます。そのために、保育・教育にかかわる人の資質向上を図るとともに、関係機関の連携を強化し、正しい理解のもと適切な支援が行えるよう取り組みます。

さらに、犯罪被害や災害時に対する障がい者の不安軽減を図るために、防犯対策や防災対策の充実及び感染症拡大防止対策を徹底します。

2) 健やかで自立を支えるまち

乳幼児の障がいや発達の遅れなどを早期に発見し、早期の治療・療育につなぎ、障がいの軽減を図ること、また、誰もが疾病により障がいをもつことがないよう、保健・医療対策の充実を図ることは極めて重要です。そのため、一人ひとりのライフステージを通して、疾病等による障がいの発生を予防することや早期の治療・療育等につないでいくために、関係機関等との連携を深め、母子保健事業や生活習慣病等の疾病予防対策及び精神保健福祉の充実を図ります。

また、障がいがあっても、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう支援するために、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援等の充実に取り組みます。さらに、医療費助成や手当等の支給により、経済的な負担を軽減するほか、その他の生活支援を提供します。

3) 住み良い環境と生きがいの持てるまち

障がい者が自由に外出し社会参加が進むよう、円滑な移動や外出しやすい環境づくり及び外出・移動に対する支援を提供します。また、障がい者が生きがいを持ち充実した生活が送れるよう、生活を豊かにするスポーツやサークル活動及び文化活動等の振興を図るほか、働く意欲のある障がい者の適性と能力に応じた就労支援を行います。

※合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリーなど、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。

3. 計画の基本的視点

本計画の策定並びに実施にあたっては、次の視点を基本とします。

1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

- 「※障害者の権利に関する条約」は「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方のもとで作成され、我が国では平成29年3月に、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点をまとめた「意思決定支援ガイドライン」が厚生労働省から公表されました。沖縄県では、令和2年2月に「現場職員のための意思決定支援対応例」が策定されています。
- こうしたことを踏まえ、障がい者の自立や社会参加は、障がい者自らが決定することを尊重し、そのための必要な支援が受けられる地域づくりを進めるために、障がい者施策の策定及び実施に当たっては、障がい者及び障がい者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。
- また、自ら意思を決定・表明することが困難な障がい者が、意思決定できるよう、意思疎通支援やわかりやすい情報提供、本人の自己決定が尊重される相談支援体制の構築を進めます。

2) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

- 障がい者が人生における全段階(ライフステージ)を通じて適切な支援を受けられるよう、保健・福祉・医療のほか、教育、文化芸術、スポーツ、就労、生活環境等の各分野の有機的な連携を図るとともに、各分野の枠にとらわれない分野横断的な対応による障がい者施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。
- 支援にあたっては、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があるとする一方で、障がい者の支援は障がい者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

3) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

- 障がい者施策は、障がい者の性別、年齢、障がいの特性及び生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて実施することに留意します。また、支援に向けては発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等について、住民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、症状が多様化しがちで、障がいの程度を適切に把握することが難しい障がいがあることに留意します。さらに、県やその他の関係機関、団体、事業所等との連携・適切な役割分担の下、地域の実情に即した支援を行います。

※ 障害者の権利に関する条約

国際人権法に基づく人権条約であり、2006年12月の国連総会において採択された条約です。我が国は2014年1月にこの条約に批准しました。

4) ※アクセシビリティの向上

○障がいの有無にかかわらず、誰もが能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリーを推進し、障がい者のアクセシビリティの向上を図ります。とりわけ、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。

5) ※地域共生社会の実現に向けた包括的な支援の推進

○国では2017年（平成29年）に社会福祉法を改正し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。本町においても、平成31年3月に策定した「第二次南風原町地域福祉推進計画」において、障がいのある人を含めた※地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を目指しています。本計画もその方向性を共有します。

※アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。

※地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

4. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
『ちむぐくるの支えあい』 くともにつくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原く	安心して 共に暮らせるまち	- 理解啓発・差別解消の推進 - 理解啓発活動の充実 - 差別解消・合理的配慮の普及啓発 - 相談支援の充実・権利擁護の推進 - 相談支援体制の充実 - 権利擁護・虐待防止の推進 - 情報提供・意思疎通支援の充実 - 情報提供の充実 - 意思疎通支援の充実 - 保育・教育等の充実 - 発達支援保育等の充実 - 特別支援教育の充実 - 防災・防犯対策の充実 - 防災対策の充実 - 防犯対策の充実
	健やかで 自立を支えるまち	- 保健・医療の充実 - 乳幼児期における障がいの発生予防・早期支援の充実 - 障がいの原因となる疾病予防対策の充実 - 精神保健福祉の充実 - 自立生活支援の充実 - 障害福祉サービス等の推進 - 障がい児支援の充実 - 医療費等経済的支援の推進 - その他の生活支援の推進
	住み良い環境と 生きがいの持てるまち	- 生活環境の整備推進 - 外出・移動支援の推進 - 住環境の整備推進 - 社会参加・生きがい活動の推進 - スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進 - 就労支援

第4章 施策の推進

基本目標 1

安心して共に暮らせるまち

1. 理解啓発・差別解消の推進

(1) 理解啓発活動の充実

【現状と課題】

- 障がい者への理解啓発を図るために、障害者週間や発達障害啓発週間等の啓発期間において啓発用ポスターを庁舎内に掲示しているほか、パンフレットを障がい担当課窓口を設置しています。また、令和元年度に沖縄県が作成した「ヘルプマーク」を配布するとともに、配布について広報誌やホームページ及びポスター掲示により地域への周知を図りました。
- 町民生委員・児童委員連合会からの依頼に基づき、障がい及び障がい者理解に関する研修会を実施しました。
- 町社会福祉協議会が推進する小地域福祉活動において、地域住民からの障がいや障がい者に関する疑問・質問などに対応する中で、障がい及び障がい者理解の必要性について意識向上に努めてきました。これにより、一部の自治会では町社会福祉協議会が主催（役場は後援）し、障がい及び障がい者理解を促進するための勉強会（地域の障がい福祉サービス事業所職員等による講義や障がい当事者による講話等）を開催することができ、障がい児・者が自治会活動等に参加するようになった経過があります。
- 福祉まつりでは、町社会福祉協議会や町内事業所と連携を図り、身体障がいの状況を体験することができるブースや事業所参加型の出店、障がい者理解を促進するためのパネル設置を行うなど、地域住民が障がい者と直接的・間接的に交流できる機会をつくっています。

（アンケート調査より）

- 5年前と比べて障がい者に対する地域の理解・認識について、「何も変わらない」が47.3%（前回39.5%）と最も高く、次に「深まっていると思う」が28.5%（前回35.0%）となります。一方、日常生活で困っていることでは「社会の障がいへの理解が十分ではなく、誤解や偏見がある」が19.1%（前回22.1%）となります。
- 障がい者に対する誤解や偏見があるの割合は前回に比べて低くなっているものの、理解・認識は十分ではないことがうかがえ、今後も理解啓発の充実に努める必要があります。

【施策の基本的な考え方】

共生社会実現のためには、障がいや障がい者を正しく理解し認識することが大切であり、障がい者の自立支援、社会参加の根底となることから、関係機関、関係団体、サービス事業所等と連携し、地域における理解・啓発活動の充実を図り、障がい者も共に暮らす地域社会であることの意識付けを進めます。

①障がいや障がいのある人に関する理解・啓発の推進

- ・障がい及び障がいのある人に対する地域住民の正しい知識と理解を深めるために、広報誌やホームページをはじめ、イベント、障害者週間等様々な機会を通じて、正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

②地域組織等への理解・啓発の推進

- ・自治会及びその他住民組織・団体等に対し、町社会福祉協議会と連携した、障がい及び障がい者理解促進のための講話や勉強会等の実施に取り組みます。

③体験・交流を通じた理解促進

- ・町のイベントや「福祉まつり」などで、障がい体験ブースの設置や障がい者の活動を知らせるパネル展示、障がい者による出店・販売活動などを通して障がい者への理解が深まるよう、町社会福祉協議会、町民生委員・児童委員連合会、町内の障がい者福祉施設・団体等との連携を図ります。
- ・町社会福祉協議会、自治会、学校、ボランティア、障害福祉サービス事業所、福祉関係団体及び関係機関等と連携し、障がいのある人もない人も双方の理解が深まるよう、多様な交流活動を推進します。

(2) 差別解消・合理的配慮の普及啓発

【現状と課題】

- 「障害者差別解消法」では、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いを禁止しています。また、障がい者から社会の中にある障壁の除去を求められたときに、負担が重過ぎない範囲で障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、対応すること(合理的配慮の提供)を定めています。
- 「合理的配慮の提供」について、町では「南風原町職員対応要領」を作成し、適切な対応に努めています。
- 差別解消に関連するポスター掲示やパンフレットを設置しました。また、町民生委員・児童委員連合会の研修会や一部の自治会において、差別解消法や合理的配慮に関する勉強会を町社会福祉協議会と連携して開催しました。しかし、企業・個人事業者を含め地域への理解啓発は十分ではなく、地域への差別解消の普及啓発を更に進める必要があります。
- 選挙においては、選挙公報や候補者名簿等の点字版・音声テープ版を作成するとともに、投票所を段差が少ないフラットな環境としています。また、介助が必要な方を手助けする人員配置など、適宜状況に合った配慮を行っています。さらに、投票に行くことが困難な障がい者については、代理投票や郵便等による投票について申請を受け付け、投票機会を確保しています。

(アンケート調査より)

- 障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことについて、40.0%(前回32.3%)の障がい者が「ある」と答えています。また、障がい児の保護者では39.6%(前回50.7%)が「ある」と答えています。差別や嫌な思いをした場所として職場、学校、地域、医療機関、飲食店、スーパー、投票所等様々です。
- 「障害者差別解消法」や「合理的配慮」について、「名称も内容も知っている」障がい者は、それぞれ7.3%、6.1%と前回とほぼ同程度であることから、更なる周知強化に努める必要があります。

【施策の基本的な考え方】

障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指すには、日常生活や社会生活において障がいの活動の制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要となります。このため、障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮の普及啓発に取り組み、障がい者も含めた一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に差別解消に取り組むことを促していきます。

①職員に対する障がい者理解の周知・啓発

- ・障がいを理由とする差別の解消とそのための合理的配慮について、「南風原町職員対応要領」に基づき職員への対応の周知徹底を図ります。

②障がいを理由とする差別解消の普及啓発の推進

- ・差別による障がい者や家族等の地域における生活のしづらさを解消するため、障がい者等との相互理解が促進されるよう、「障害者差別解消法」について、広報誌やホームページ等を通して普及啓発を図ります。
- ・町社会福祉協議会と連携し、町民生委員・児童委員連合会及び地域の関係団体等に、障がいを理由とした差別の防止や合理的配慮について普及啓発を図ります。

③選挙における配慮の推進

- ・障がい者が選挙に参加しやすいように、選挙公報や候補者名簿等の点字版・音声テープ版を作成するとともに、投票所のバリアフリーや手助けを行なう人員の配置等、投票しやすい環境整備を行います。
- ・投票所での投票が困難な障がい者への配慮として、代理投票や郵便等による不在者投票等を推進します。

2. 相談支援の充実・権利擁護の推進

(1) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

- 平成 27 年度から障害者相談支援事業を町社会福祉協議会に委託しています。また、平成 28 年度から地域における相談支援の中核的な役割を担う組織として、保健福祉課に基幹相談支援センターを設置しました。
- 町内の特定相談支援や障害児相談支援の事業所数は、令和 2 年 10 月現在で計 6 ヶ所ですが、町内事業所による福祉サービス等利用計画作成率は約 3 割であり、町外の事業所がサービス等利用計画の作成を行っている割合が高くなっています。
- 地域の状況としては、孤立化の課題を始め、潜在的なニーズ、複雑化・多様化した問題を抱えている事例も増加傾向にあります。また、相談支援従事者からは「相談機関や福祉制度等の情報発信」「分野横断的なネットワーク形成、他（多）職種連携」「地域の障がい理解促進に向けた取り組み」を強化していく必要がある等の意見が挙がっています。
- 相談支援体制の充実を図るために、特定相談支援、委託相談支援、基幹相談支援センターの役割を整理し、それぞれの役割が有機的に連携することによって、重層的な相談支援体制を構築していく必要があります
- 相談従事者（相談支援専門員、委託相談及び基幹相談センターの相談員）については、潜在的なニーズ、福祉課題の複雑化・多様化に的確に対応していくために、包括的な支援の視点、ソーシャルワークの視点を持ち、ソーシャルアクションを目指すことが必要となります。また、相談支援従事者は、障害福祉分野における相談支援の専門職として、意思決定支援や今後増加するであろう医療的ケア児に関する支援にも対応できるような、知識や技術を身につけていくことを目指す必要があります。

（アンケート調査より）

- 悩みや困りごとの相談相手・相談先として、「家族・親族」が 65.9%と最も高く、次に「医療の専門家」が 34.1%となります。一方、「サービス事業所」が 15.4%、「町社会福祉協議会」が 8.6%、「町役場」が 8.2%とそれぞれ 1 割程度にとどまっています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者やその家族からの相談に対し、町内相談支援事業所間の連携・協力、関係機関・関係団体との連携強化及び地域とのつながりを視野に入れた包括的な支援を進めます。また、相談支援従事者の質的向上や各種協議の場、自立支援協議会等の活性化を図るなど相談支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境づくりを進めます。

①障がい者相談支援体制の充実

- ・委託による障害者相談支援事業を継続するとともに、町社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーク事業と連携し、地域住民や関係機関からの相談のしやすさ、地域とのつながりを視野に入れた相談支援の充実に取り組みます。
- ・町内特定相談支援事業所と委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターの役割を整理し重層的な相談支援体制を構築し、相談支援にかかわる連携・協働体制の向上を図ります。
- ・相談支援事業ではアウトリーチにも力を入れ、自ら相談できない方々や潜在的なニーズへの相談支援を継続的に取り組みます。

②包括的な相談支援体制の強化

- ・複雑化・多様化するニーズに対応した適切な支援につながるよう、保健、福祉、医療等の関係機関や町社会福祉協議会、町民生委員・児童委員連合会、地域の関係団体等との連携体制を強化します。

③相談支援従事者の質的向上の推進

- ・相談支援従事者の質的向上等を図るために、相談支援に関する研修会や勉強会等の機会を拡げる等人材育成の支援に取り組みます。

④自立支援協議会等の活性化推進

- ・自立支援協議会においては、共生社会の実現を目指し、地域課題の共有と課題解決にむけた議論を深めます。そのために、地域の実情を踏まえて、相談支援を始めとした各専門部会を立上げ、個別支援会議で把握された問題や課題を共有し、地域課題の形成や解決にむけた協議を行います。

⑤相談窓口や相談支援事業啓発活動の推進

- ・障がい者や家族にとって、わかりやすい情報提供や、身近で安心して相談できるような相談支援体制づくりをすすめるとともに、相談することの大切さについて継続した啓発に取り組みます。

(2) 権利擁護・虐待防止の推進

【現状と課題】

権利擁護(成年後見制度等)

- 市町村相談支援(委託相談や基幹相談)において、必要に応じて成年後見制度や※日常生活自立支援事業の制度利用を案内しています。
- 町相談支援連絡会において、日常生活自立支援事業の制度や対象者及び支援内容について、町社会福祉協議会の事業担当者を講師とした勉強会を行いました。
- 平成30年度に後見制度の町長申立の支援を1件、令和元年度に成年後見制度利用支援事業により報酬費用の助成を1件行いました。

虐待防止

- 関係機関から虐待(疑いを含む)に関する相談や通報を受けた場合、状況把握や必要に応じて訪問調査を実施し、支援方針等について関係機関等と協議の上で対応をしています。虐待認定に至らない場合であっても同様の対応をしています。虐待防止センターは設置していませんが、機能は確保しています。
- 虐待防止のために、サービス事業所を含めた、地域への虐待に関する知識の普及啓発を図る必要があります。

(アンケート調査より)

- 権利擁護に関する制度等の周知状況について、「名前も内容も知っている」は成年後見制度が20.3%、日常生活自立支援事業(社協が窓口)が15.8%で、いずれも十分周知されているとは言えません。
- 将来的に家族等支援者がいなくなった時にどのような方法で支援を受けるか、権利を守ってもらえるか周知しておくことが、将来に対する不安感を和らげるとともに、必要な対策を講じておくことができます。そのため、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知に努める必要があります。
- 虐待を受けたと感じたことについては、「ある」が17.9%で、障がい別では「精神」が27.2%、「知的」が20.6%と高くなります。

※日常生活自立支援事業

生活に不安のある高齢者(認知症高齢者など)や知的障がい者・精神障がい者等判断能力が十分でない方が安心して地域生活が送れるよう「生活支援員」が福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスを行います。市町村社会福祉協議会が窓口となって提供されるサービスです。

【施策の基本的な考え方】

障がい者も障がいのない人と同じ権利を有し、等しく権利が守られるよう、障がい者やその家族等への権利擁護のための制度周知と制度の適切な利用を支援します。また、障がい者等への虐待の防止に向けて地域への広報啓発を行なうとともに、関係機関等と連携した虐待防止に取り組みます。

①成年後見制度等の周知と利用支援の充実

- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業について、障がい者やその家族をはじめとする地域への周知強化に取り組みます。また、障がい者等からの相談に対し、必要に応じて制度等への理解を深め、利用を促します。

②成年後見制度利用支援事業の推進

- ・成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者で、申立て人がいない方が、支援の必要性が判断された場合において、町が審判請求の支援を行なうほか、申立てに要する費用や後見人等の報酬費の負担が困難な場合において助成を行う等、成年後見制度利用支援事業による利用支援を行います。

③虐待防止に向けた関係機関等の連携推進

- ・障がい者への虐待の対応においては、障がい福祉担当を中心に関係課、医療機関、障がい者支援施設、警察、民間団体等ケースに応じた各関係機関等との円滑な連携のもとで、被虐待障がい者及び養護者等への適切な支援に取り組みます。また、虐待からの一時避難先の確保を行います。

④虐待に関する広報啓発の推進

- ・障がい者への虐待防止と虐待の早期発見・早期の対策を講じるために、障がい者や家族を含めた地域への虐待に関する知識の普及啓発を図ります。また、虐待に関する相談窓口や住民の通告義務等について周知を図ります。
- ・サービス事業所において虐待の早期発見につながるよう、虐待への理解・認識等を深めるため、事業所への啓発活動に取り組みます。

3. 情報提供・意思疎通支援の充実

(1) 情報提供の充実

【現状と課題】

- 障がい福祉に関する情報提供については、「福祉のしおり」等を活用し、障がい者等へのサービスの案内や利用申請に関する情報提供を行っています。また、本町で確認できない制度等については、他の関係機関へ問い合わせを行う等、相談者のニーズに応えることができるよう努めています。
- 広報誌やホームページ等による情報提供に努めており、町ホームページには、障がい者が情報を取得しやすいよう、音声読み上げ、背景色の変更、文字拡大等の機能が備わっています。
- 町社会福祉協議会に委託をし、文字による情報の入手が困難な方を対象に、広報誌の音訳CD（「声の広報」）を作成しています。声の広報は利用希望者へ無料で届けており、利用者から喜ばれています。また、令和2年8月より、町のホームページにも掲載しています。

（アンケート調査より）

- 情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいことでは、「知りたい情報について相談できる所がほしい」が32.4%、「情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が31.8%と高くなっています。また、障害福祉サービス等を利用していない理由として、「サービスの内容がよくわからないから」が16.6%と3番目に高いことから、町では情報の提供は行っているものの、十分行き届いていない状況や、情報は得たものの内容が十分に理解できない状況がえます。このため、情報提供の充実とともに、できるだけ分かりやすい情報の提供に努める必要がうかがえます。

【施策の基本的な考え方】

障がい者の日常生活及び社会生活の自立を図る上では、必要な情報を入手できることが基本となります。そのため、障がい者の求める情報が得やすい環境づくりを進めるとともに、わかりやすい内容となるよう配慮するなど情報提供の充実に取り組みます。

①広報手段を活用した情報提供の推進

- ・障がい福祉に関する情報を、「福祉のしおり」や広報誌、ホームページ等様々な媒体を活用した情報提供を行うとともに、わかりやすい内容となるよう工夫していきます。

②ウェブアクセシビリティの向上

- ・町のホームページによる情報提供にあたっては、障がい者が情報を取得しやすいよう、分かりやすい画面構成に取り組むほか、音声読み上げ機能や文字拡大機能、背景色変更機能を維持します。また、本町の障がい者等のニーズを踏まえた操作性の向上など、ウェブアクセシビリティの向上に取り組みます。

③声の広報等事業の推進

- ・文字による情報の取得が困難な方に対し、町の広報誌や議会だより、社協だより等の内容を、音訳CDによる情報提供を継続します。

④難病患者へのサービス等周知の推進

- ・障害福祉サービス等の利用が可能な難病の範囲は広がっており、難病患者が必要な福祉サービス等を利用することができるよう、サービス利用に関する制度等について、広報活動による周知や相談窓口来庁時等に周知を図ります。

⑤情報に関する相談支援体制の構築

- ・知りたい情報や情報に関する内容の説明について、相談窓口の周知を図るとともに、わかりやすい情報の提供、わかりやすい説明となるよう配慮します。また、相談内容に応じて関連分野の関係機関等と連携し、必要な情報の収集と提供を行います。

(2) 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

- 聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者」という）の来庁時のコミュニケーションや手続き等の円滑化を図るために、手話通訳者（1人）を担当課窓口を設置しています（手話通訳者設置事業）。また、聴覚障がい者のコミュニケーション支援を行うために、ニーズに応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。その際、担当課窓口配置された手話通訳者がコーディネートを行っています。
- 要約筆記者の派遣実績は少ないが、利用ニーズの把握に努め利用促進を図る必要があります。
- 早い段階から聞こえづらさを感じている児童への関わりができるよう、保幼小中学校に対して“聞こえ”に関する実態調査を行いました。また、就学前検診で設置手話通訳者による相談窓口を設置し聞こえに関する相談に対応しました。現在、担当課内に聞こえに関する相談窓口を設置し、周知を図っています。
- 聴覚障がい者が参加する町主催の会議やイベント等に手話通訳者の派遣を行っています。また、その他の聴覚障がい者が参加する会議等についても、主催者と連携を図り手話通訳者の派遣を行っています。
- 身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得、コミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成する「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」を実施しています。
- 聴覚障がい者のコミュニケーション支援を図るため、毎年度手話奉仕員養成を沖縄県聴覚障害者協会へ委託し、南城市と合同で開催しています（手話奉仕員養成事業）。
- 手話奉仕員養成講座を終了した方を対象に県主催の手話通訳者養成講座への受講促しを行っています。また、手話奉仕員登録者の継続した技術向上のために、近隣市町との合同による学習会を開催しています。
- 日常生活用具給付等事業により、携帯用会話補助装置、聴覚障がい者用通信装置、人口喉頭等の情報・意思疎通支援用具の給付等を行い情報取得の支援をしています。
- 聴覚障がい者の情報保障のため、意思疎通の支援を沖縄聴覚障害者情報センターと連携し県外滞在時も手話通訳が利用できるよう調整を図りました。
- 町立小学校の4年生を対象に、地域学校協働本部事業による総合学習において、聴覚障がいの当事者による講話と手話を学ぶ機会をつくっています。
- 町の広報誌やホームページ、子育て通信、学校の保健だより、パンフレット、ポスター等の広報媒体を活用し、手話言語等への理解促進及び普及に取り組んでいます。また、手話サークルの活動や福祉まつりを通して、手話言語の普及に取り組んでいます。

【施策の基本的な考え方】

障がい者の日常生活及び社会生活の自立を図る上では、必要な情報の入手とともに、意思疎通を図れることが基本となります。そのため、「町手話言語等条例」を踏まえて、意思疎通のための多様なコミュニケーション手段の普及と利用の促進に取り組みます。

①手話言語等による意思疎通支援の推進

- ・聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣及び手話通訳者の配置を継続します。
- ・利用者のニーズに対応するため、タブレット等を活用した遠隔による手話通訳の派遣も取り組みます。
- ・要約筆記者の派遣については、中途失聴者・難聴者にも有効であることから、利用ニーズの掘り起こしを行い、利用促進を図ります。
- ・早い段階から聞こえづらさを感じている児童や保護者等と関係機関との連携を図ることを目的に、聞こえに関する相談窓口の設置を継続します。
- ・意思疎通支援の充実を図るために、養成講座を受講した手話奉仕員の希望を踏まえて、手話通訳者への移行促進に取り組みます。
- ・身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得、コミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成する「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」を継続します。

②手話言語等による情報取得の推進

- ・聴覚障がい者等が町の会議や行事等への参加において、内容・状況等を取得・理解できるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣するほか、パソコン等を活用した文字による情報取得ができるよう取り組みます。
- ・町の広報誌や議会だより、社協だよりの情報を音訳CDで提供する声の広報等事業を継続するとともに、視覚障がい者のニーズを踏まえた情報取得について検討します。
- ・町のホームページの情報が取得しやすいよう、文字拡大機能、音声読み上げ機能、背景色変更機能を維持するとともに、今後も情報取得機能の向上を進めます。
- ・日常生活用具給付等事業により、情報・意思疎通支援用具の給付等を継続します。
- ・聴覚障がい者の県外往訪時における情報保障のために、県外において手話通訳が利用ができるよう、沖縄聴覚障害者情報センターと連携した支援を行います。

③手話言語等の習得の推進

- ・手話言語の習得者を確保し、聴覚障がい者等の日常生活の支援及び手話の普及につながるよう、手話奉仕員研修養成講座を継続します。
- ・手話奉仕員や要約筆記奉仕員、手話サークル等の理解・協力を得て住民向けの初歩的な手話、要約筆記、点字等の講座の開催に取り組みます。
- ・手話ができない、点字が読めない障がい者が手話や点字を習得できるよう、手話等のスキルを持つ人材を活用した、手話等の講座開催を地域のニーズを踏まえた上で検討します。

④学校等が行う手話言語等の理解促進

- ・小学校児童に手話等の理解を図るため、地域学校協働本部事業により、ろう講師や聴講師等の小学校への派遣を継続します。

⑤その他手話言語等への理解促進及び普及

- ・「町手話言語等条例」の普及を図るため、町の広報誌やホームページで紹介するほか、チラシやパンフレット等により地域への周知を図ります。
- ・手話や点字等による障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段について、パンフレット等により地域への理解促進及び普及を図ります。
- ・町社会福祉協議会と連携し、町の「福祉まつり」で音訳・点字ブースの設置継続に努めるとともに、そのほかの言語等の理解促進及び普及を図るためのブースの設置に取り組みます。

4. 保育・教育等の充実

(1) 発達支援保育等の充実

【現状と課題】

▶親子通園事業

- 親子通園事業において、心身等の発達に何等かの不安や心配のある未就学児とその保護者を対象に、小集団保育の中で集団生活の訓練や保護者同士の交流、遊びを通した発達支援、より良い親子の愛着関係をつくる支援を行っています。
- 隣接する宮平保育所やふくぎの家(子育て支援センター)とも事業(遠足・運動会等への参加)を通して交流を行っています。
- 親子通園事業では、発達相談・育児相談を行っており、相談内容に応じて親子通園事業の通園に繋がる事もあります。
- 月に1回、言語聴覚士による専門的な発達指導を行っています。また、月に1回町内の認可保育園の気になる子について作業療法士による巡回訪問を行っています。
- 乳幼児健康診査(1歳6か月健診、2歳児健診、3歳児健診)には、親子通園事業の職員が参加し、健診時に気になる親子を早い段階からサポートできるよう取り組んでいます。

▶発達支援児保育

- 心身等の障がいや発達が気になる子について、特別措置会議の認定に基づいた障がい児保育を実施しており、加配保育士を配置するとともに、巡回訪問指導や研修会等による保育士等の資質向上を図っています。
- 障がい児保育については、各年度において、発達障害児保育運営委員会を年5回、専門家による巡回訪問を年3回、親子で行う交流会を年2回、保育士等の情報交換会を年1回開催してきました。
- 南風原町障がい者自立支援協議会と発達支援児保育運営委員会をつなぐ主体が明確ではなかったため、協議会と運営委員会の情報共有を図るしくみはできていません。発達障がいに関する理解が広がり、早い段階から療育につながる児童は増えているため、連携を図る仕組みは重要です。

▶療育の連続性

- ゆうな園を退園し、幼稚園へ進学または保育所へ入所する児童については、保護者の同意得た上で引継ぎを行うことで、切れ目のない支援を行っています。(保健福祉課)
- 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援が行われるよう関係課と情報共有し、早期からの就学相談を実施し、障害の状況や保護者の意向の把握、適切な情報提供に努め、入園・入学予定児の就学支援に取り組んでいます。(学校教育課)

【施策の基本的な考え方】

早期療育の観点から、心身等の障がいや発達に何らかの不安や心配がある未就学児を対象に、親子通園事業により心身の発達を助長するとともに、集団生活への円滑な適応及び保護者への療育上の指導等を行います。また、発達支援児保育においては、加配の保育士を配置するほか、専門家等との連携などにより、保育士の資質向上や保護者への相談体制の充実を図り、地域での療育・保育に関する支援が安心して受けられる環境を整えます。

保護者の障がいに対する情報不足や受容のしづらさから療育の開始が遅れるといった課題もあることから、保護者の心情に配慮した相談支援体制の充実に取り組みます。

こどものライフステージの変化により支援機関が変わることから、こどもの特性を正確に引き継いでいくことが重要となります。関係機関の連携体制を強化します。

①親子通園事業の推進

- ・早期療育の観点から、今後も、心身等の障がいや発達に何らかの不安や心配がある未就学児について、親子で通園し、望ましい親子関係を築くとともに、保護者同士の交流や情報交換及び親子通園事業のスタッフによる相談・指導等により、保護者の育児不安の軽減を図ります。

②発達支援児保育の充実

- ・心身等の障がいや発達が気になる子について、保育所(園)での集団生活を通して成長・発達を促すために、今後も、発達支援児保育を実施し、加配の保育士を配置します。
- ・加配の保育士の年度途中の配置については、関係機関と必要な調整を行います。
- ・専門家による巡回訪問指導の実施や「発達支援児保育運営委員会」の開催、その他必要な研修等への参加及び関係機関との連携を通して、保育士等の資質向上を図ります。

③障がい者自立支援協議会と発達支援児保育運営委員会の連携

- ・「南風原町障がい者自立支援協議会」は、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議を行う場となります。そのため、「発達支援児保育運営委員会」で把握された課題についても協議会と情報共有を図るよう連携体制を強化します。

④早期療育への理解促進

- ・乳幼児健康診査等に臨床心理士等の専門職を配置し、発達が気になる子への早期支援、保護者支援に取り組みます。
- ・認可保育園からの依頼に基づき、専門職員による巡回訪問を実施し、児童の特性を把握するための行動観察等から、保育士等への助言を行います。
- ・心身等の障がいや発達が気になる子が、早期療育により状態の改善を図ることができるよう、町内保育所(園)、関係課等が連携し、保護者の心情に配慮しながら、療育に関する情報の提供や相談・助言を行ない、早期療育への理解を促していきます。

⑤療育の連続性の確保

- ・乳幼児健康診査やその後の経過観察から、親子通園事業、保育所(園)、幼稚園、小学校と一貫した支援が行われるよう、保護者とともに、保健・保育・教育の関係機関及び障害児通所支援事業所等が連携し、支援を必要とする子の情報を共有するとともに、一人ひとりに応じたより適切な支援につながるよう、関係者間の連携・協力体制の構築に取り組みます。
- ・関係者が心身等の障がいや成長発達が気になる子の情報を共有し、適切な支援につながるよう、発達の経過や医療機関・療育機関の利用状況等、どのように成長してきたかを記録する、新サポートノート「えいぶる」(沖縄県推奨)について、関係機関と連携し保護者への周知を図ります。

(2) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

- 各学校（幼稚園）に校（園）内委員会を設置し、特別な教育的支援を要する幼児・児童・生徒の把握及び教職員間での共通理解に努め、保護者との相互理解と相互信頼のもと、子にとって最も適した教育の内容や方法に取り組んでいます。
- 各学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、特別な教育支援が必要な幼児・児童・生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、日々の指導・支援に取り組んでいます。
- 各学校に特別支援学級を設置し一人ひとりの教育的ニーズに対応するとともに、特別支援教育支援員を配置し、きめ細やかな対応に取り組んでいます。
- 特別支援教育コーディネーターや教職員、特別支援教育支援員を対象とした研修会等を実施し、特別支援教育に関する資質向上に取り組んでいます。
- 一方、特別支援教育支援員間で対応に違いがあったため、今後も支援員の資質向上に努める必要があります。
- 町内各幼稚園では巡回アドバイザーを活用、各小中学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、特別支援教育に関わる教職員の支援に取り組みました。
- 各小中学校において特別支援学級の児童生徒が協力学級（普通学級）の授業等に参加し、交流や共同学習を通して相互理解に取り組んでいます。
- 特別な支援を必要とする子の就学相談を実施し、保護者との相互理解に務め、信頼関係を築きながら、子の教育的ニーズに適した教育の内容や方法を助言するとともに、保護者の意向を尊重した教育支援に取り組んでいます。
- 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援が行われるよう関係課と情報共有し、早期からの就学相談を実施し、障害の状況や保護者の意向の把握、適切な情報提供に努め、入園・入学予定児の就学支援に取り組んでいます。
- 特別支援学級において構音検査セット、スポットジャンピングなど教育振興備品等の整備を行いました。

（アンケート調査より）

- アンケート調査では、保護者から「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」、「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」、「保育・教育関係者の障がいへの理解を深めてほしい」といった要望が依然として多く、今後も特別支援教育の充実に努める必要があります。

【施策の基本的な考え方】

幼稚園、小・中学校では、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、障がいに基づく学校生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や支援を提供するという視点に立ち、必要な諸条件の整備を進めるとともに、関係機関・関係者間の連携を密にし、特別支援教育の効果的な推進を図ります。

①校内特別支援教育推進体制の充実

- ・各学校（幼稚園）に校（園）内委員会を設置し、特別な教育的支援を要する幼児・児童・生徒の把握及び教職員間での共通理解に努め、保護者との相互理解と相互信頼のもと、子にとって最も適した教育の内容や方法に取り組みます。
- ・各学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、特別な教育的支援が必要な幼児・児童・生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、日々の指導・支援に取り組みます。
- ・各学校に特別支援学級を設置し、一人ひとりの教育的ニーズに対応するとともに、特別支援教育支援員を配置しきめ細やかな対応に取り組みます。

②教職員の資質向上

- ・特別支援教育コーディネーターや教職員、特別支援教育支援員を対象とした研修会等を実施し特別支援教育に関する資質向上に取り組みます。

③関係教職員への相談支援の充実

- ・特別支援教育に関わる教職員への相談支援の充実を図るために、町教育委員会に特別支援教育相談員を配置するとともに、県の巡回アドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用を推進を図ります。

④交流及び共同学習の推進

- ・特別な支援を必要とする子とそうでない子、双方の理解を深めるために、特別支援学級の児童生徒が協力学級（普通学級）の授業等に参加し、交流や共同学習を行います。

⑤就学相談支援の推進

- ・特別な教育的支援を必要とする子の就学相談を実施し、保護者との相互理解に務め、信頼関係を築きながら、子の教育的ニーズに適した教育の内容や方法を助言するとともに、保護者の意見を最大限尊重した教育支援に取り組みます。
- ・乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援が行われるよう関係課との情報共有、早期からの就学相談を実施し、障害の状況や保護者の意向の把握、適切な情報提供を行うなど、入園・入学予定児の就学支援に取り組みます。

⑥学校等施設の整備推進

- ・特別な支援を必要とする子が安心して充実した幼稚園・学校生活が送れるよう、今後も、必要に応じて幼稚園及び小・中学校施設の設備・備品等について、適切な整備・改善を進めます。

5. 防災・防犯対策の充実

(1) 防災対策の充実

【現状と課題】

- 「防災・減災お役立てマップ帳」や多言語避難誘導マップを戸別配布及び窓口配布し、住民への防災啓発を図っています。また、出前講座を通して災害時の避難行動要支援者について理解啓発に努めました。
- 避難訓練においては、障がい者の視点も取り入れた内容で実施しました。
- 平成 30 年度に、保健福祉課と町社会福祉協議会で避難行動要支援者への避難支援の検討会議を定期的に実施しました。
- 一部の医療的ケア児の個別支援計画に着手しました。計画の作成にあたっては保健所の協力も得ながら、地域住民の協力も得られるような体制づくりに取り組みました。
- 日常生活上必要とされる情報伝達装置について、支給要件に該当する対象者には申請に基づき支給を行っています。
- 聴覚障がい者の緊急通報に関する支援を、消防署と連携を図りながら取り組みました。令和 2 年度からは東部消防組合において「Net119 緊急通報システム」が開始されその普及について消防署と一緒に取り組んでいます。
- 自主防災組織について、資料提供や先進地視察、防災訓練を通して結成促進を図りました。また、結成された自主防災組織に対して、独自に実施する訓練へのサポート（訓練内容へのアドバイスや交通誘導、訓練放送、物資の提供）を行いました。
- 自主防災組織は、4 地区(第二団地、東新川、北丘ハイツ、兼本ハイツ)で結成されています。

(アンケート調査より)

- アンケート調査では、障がい者の 44.8%が災害時の避難に対する不安を感じており、具体的には避難先を知らないことや避難所における設備、避難所で必要な介助をうけられるか不安を感じている方が多い状況です。そのほか、避難できない、助けを呼べない、災害情報を得るのが難しいなどがあり、災害時におけるきめ細かな支援体制を構築する必要があります。

※避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のことです。

【施策の基本的な考え方】

災害時において、適格な判断や自ら避難することが困難な障がい者や高齢者等の避難行動要支援者について、円滑で迅速な避難の確保等を図るために、関係機関等が連携した避難支援を行います。また、障がい者等の防災訓練への参加、障がい者等に対応した避難所の整備、災害情報伝達手段の整備等を進めるなど、避難支援体制の充実に取り組みます。

①防災に関する知識の普及啓発

- ・南風原町地域防災計画に基づき、防災週間における啓発活動、「防災・減災お役立てマップ帳」等を活用し、住民への防災に関する知識の普及啓発を進めるとともに、避難訓練の実施や避難先の確保と周知を図ります。
- ・避難訓練においては、障がい者の視点を取り入れて実施します。

②福祉避難所の確保推進

- ・避難行動要支援者が避難先で安心して過ごすことができるよう、福祉施設や医療機関等と連携した、福祉避難所の確保に取り組みます。

③避難支援のための関係者との連携推進

- ・災害時においては、避難行動要支援者名簿に基づき、町社会福祉協議会、町民生委員・児童委員連合会及び消防や警察等の関係者が連携し、避難行動要支援者の迅速な避難の支援体制を構築します。
- ・避難行動要支援者名簿の更新に取り組みます。

④障害の特性に応じた災害情報伝達手段の普及推進

- ・障がい者が災害に関する情報を速やかに入手できるよう、日常生活用具給付対象である聴覚障害者用情報通信装置等の通信機器の普及を図ります。また、視覚障がい者への携帯ラジオの普及、避難所での聴覚障がい者への文字(張り紙等)による情報伝達、近隣住民と連携した避難行動要支援者への情報伝達の仕組みづくり、その他必要な情報伝達の手段・方法について検討します。
- ・聴覚障がい者等の消防への緊急通報については、「FAX119」や「メール119」、「Net119緊急通報システム」による通信体制の推進を消防と連携しながら取り組みます。

⑤自主防災組織の立上げ推進

- ・地域の防災力を高めるとともに、災害時要配慮者の避難支援体制の充実に資するよう、新たな自主防災組織の結成に取り組みます。また、結成された自主防災組織が実施する訓練へのサポート等を行います。

(2) 防犯対策の充実

【現状と課題】

- 本町と与那原警察署において、緊急時の連絡体制を確立し、早期の情報共有を図りました。また、関係機関・関係団体と連携し、防犯啓発用チラシ配布や夜間パトロールを実施しました。
- 障害者相談支援事業の委託先である町社会福祉協議会や、通所事業所職員、地域活動支援センター職員等、障がい者に関わる支援者が、相談支援の過程において被害にあわないよう啓発を随時行っています。
- FAX110、メール110の利用希望がある際に警察署と連携し利用者支援を行っています。
- 委託相談支援事業所や町基幹相談支援センター相談員等が相談支援の過程において、被害にあうことがないように、必要に応じて専門機関と連携し対応を行っています。

(アンケート調査より)

- 消費者被害・詐欺被害にあった、又はあいそうになったと答えた障がい者が12.2%で前回調査(11.9%)よりわずかに上回っています。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

事件・事故に障がい者が巻き込まれることなく、安心して暮らしていけるよう、地域や関係機関と連携した防犯対策の充実を図ります。また、障がい者の消費者被害に対しても、関係機関と連携した支援を行います。

①防犯のための情報提供の推進

- ・与那原警察署との緊急時の連絡体制を維持し、犯罪等に関する早期の情報共有化を図ります。また、関係機関・関係団体と連携し、防犯啓発用チラシ配布や夜間パトロールを継続します。

②障がい者等の防犯意識啓発の推進

- ・障がい者等が事件・事故に巻き込まれることがないように、委託相談支援事業所職員や通所事業所職員、地域活動支援センター職員等が、相談支援の過程において犯罪被害・消費者被害防止のための指導・啓発を行とともに、障がい者の家族等への啓発を行います。

③通報システムの普及推進

- ・耳や言葉が不自由な人の事件・事故に関する通報について、警察と連携した「FAX110番」や「メール110番」といった通報システムの周知と活用の普及を図ります。また、利用希望に対し必要な利用支援を行います。

④消費者被害に対する相談支援の推進

- ・障がい者の消費者被害に関する相談に対応し、被害にあった際には、消費生活センター等関係機関と連携した、トラブル解決に向けた支援に取り組みます。

基本目標 2

健やかで自立を支えるまち

1. 保健・医療の充実

(1) 乳幼児期における障がいの発生予防・早期支援の充実

【現状と課題】

▶母体の健康管理

○本町の低出生体重児の率は、国・県と比較しても高い状況となっています。低出生体重児に関しては母体側・胎児側と様々な要因がありますが、妊婦健診等の結果から妊娠中の適正な体重増加・糖尿病・高血圧等の発症予防や重症化予防に向けた保健指導・栄養指導が重要になっています。

▶乳幼児健康診査

○子供の健やかな成長・発達を支えるため、平成 25 年度から 2 歳児健診を創設しました。引き続き 4 か月健診から 3 歳児健診まで切れ目なく支援し、子供の健やかな成長・発達を目指していく必要があります。

▶発達相談

○子供の健やかな成長・発達を支援するために、発達に不安のある幼児や保護者へのびのび相談を案内し、臨床心理士や言語聴覚士等からのアドバイスをもとに、日常生活での関わり方などを考えていくことが出来ました。

○平成 26 年度から乳幼児健診に親子通園事業の臨床心理士と保育士が入ることで、のびのび相談の件数は減少していますが、発達に不安がある保護者へはタイムリーな相談支援の体制が整ってきています。

○定期健康相談や栄養相談により、子供の健やかな成長・発達に向けて育児の不安軽減に努めました。相談件数は毎年度増加する傾向にあり、特に乳児の相談（身体計測・離乳食など）が増えています。

○今後も育児の不安軽減のため健やかな成長・発達の面から必要な指導及び情報の提供を行っていく必要があります。

▶経過観察を通じた支援の推進

○養育上継続した支援が必要な児童へは、関係機関と連携し訪問等で個別支援を行いました。今後も対象者に応じた個別支援を実施していく必要があります。

○平成 29 年度から訪問事業の取り組みを強化しており、訪問件数は増えてきましたが、コロナの影響で現在、訪問自粛としています。

▶養育医療

○養育医療の申請後は迅速に対応し、保護者の経済的な負担軽減に努めています。

【施策の基本的な考え方】

妊婦の健康管理を通して、出産後の乳幼児の健やかな発育を助長するとともに、乳幼児の疾病や発育・発達の異常を早期に発見し、早期の治療・療育により障がいの予防や軽減を図ることは、その後の発達と自立において極めて重要であり、関係機関と連携した妊婦及び乳幼児の健康診査や保健指導、発達支援の充実を図ります。

①妊婦の健康管理の充実

- ・障がいのリスクが高くなる低出生体重児や未熟児の出現を予防するなど、安全・安心な出産が迎えられるよう、全ての妊婦に対して親子手帳交付時に面接を行い、妊婦の健康状態や生活習慣、家庭の状況等を把握し、適切な母体の健康管理や生活習慣の改善等について相談・助言・指導を行います。
- ・面接や妊婦健康診査等の結果より、低出生体重児の出現の可能性が高くなる適正体重の増加、糖尿病、高血圧などの発症予防や重症化予防にむけて、電話や訪問等により継続した保健指導・栄養指導等を行います。

②乳幼児健康診査の充実

- ・乳児健診から 3 歳児健診までを引き続き実施し、乳幼児の疾病や障がい、発達が気になる子を早期に発見し、早期の治療・発達支援等適切な支援につなぐことで、障がいの防止や軽減が図られるよう、切れ目のない支援に取り組みます。
- ・保護者の不安感を和らげ、治療・療育等により前向きになるよう、1 歳 6 ヶ月児と 2 歳児、3 歳児の健康診査の場に、臨床心理士が配置できるよう取り組みます。
- ・乳幼児健康診査の受診率の向上を図るために、広報啓発や母子保健推進員等と連携した未受診児の保護者への受診勧奨を強化します。

③のびのび発達相談の充実

- ・1 歳 6 ヶ月児と 2 歳児、3 歳児の健康診査等で把握された、発達が気になる子を対象に、のびのび発達相談を開催し、臨床心理士や言語聴覚士等による相談指導を実施します。
- ・療育が必要なケースについては、適切なサービスや専門機関につながるよう、情報の提供や相談・助言等を行います。

④健康相談、栄養相談の推進

- ・定期健康相談、栄養相談及び 7 か月相談等において、乳幼児の保護者からの相談に対応し、身長・体重の測定・離乳食指導などを行い、その結果を踏まえて成長・発達に関する必要な助言・指導及び情報の提供を行います。

⑤健やかな成長・発達を踏まえた継続支援の推進

- ・未熟児等については、療育上必要があると認められる場合は訪問等により保健所等関係機関と連携をとりながら必要な指導を行います。
- ・障がいや発達が気になる乳幼児について、親子通園事業、発達支援児保育等と連携した経過観察を行い、必要に応じて適切な支援が受けられるよう、保健・福祉・医療等の専門機関との連携を図ります。

⑥養育医療の給付

- ・養育のために病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（「養育医療」）の給付を行います。

(2) 障がいの原因となる疾病予防対策の充実

【現状と課題】

▶身体障がいの原因疾患

- 身体障がい者のうち、「心臓機能障害」、「じん臓機能障害」といった循環器疾患による内部障がい者が多い状況です。
- 循環器疾患を発症する基礎疾患として高血圧、糖尿病などの生活習慣病によることが多く、特に、糖尿病は、神経障がいや心疾患、腎疾患、その他様々な疾病を引き起こす重要な危険因子であることから、生活習慣病の中でも糖尿病対策がもっとも重要となります。また、人工透析を受けている者の中でも糖尿病性腎症によるケースが多い状況です。

(アンケート調査より)

- 身体障がいとなった原因として「生活習慣病(脳疾患、糖尿病、心臓病など)」が 23.6%と最も高くなります。

▶特定健康診査

- 特定健診受診率向上のため、特定健康診査受診率向上対策指導員による電話やチラシ配布等の広報活動や、受診時における T ポイント付与により特定健診受診勧奨に努めました。また、日曜健診やナイト健診を実施し受診しやすい機会の充実に取り組みました。
- 一方、受診率は年々低下していることから、さらなる取り組みが必要です。

▶特定保健指導

- 特定保健指導対象者のみならず、特定健診受診者へ保健指導を実施し生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組んでいます。

▶健康づくり普及啓発

- 健康づくりへの意識の普及啓発を図るため町広報誌等を利用した情報発信、各種団体への健康教育を実施しています。健康教育の依頼は、主に子育てサロン(町内自治会)や JA 女性部、子育て支援センター、民生委員・児童委員連合会、老人会、町内認可保育所、町内養護教諭等からあります。

▶乳幼児期からの生活習慣病対策

- 生活習慣病は、食べ方(食)、動き方(活動)、睡眠リズムなど生活習慣の乱れから起こってきます。生活習慣(生活リズム)の基礎は乳幼児期に作られることから、生活リズムをつくっていくことの大切さを健診や訪問、健康教育などの場面で伝えています。
- 育児教室では、乳児期における離乳食の進め方、月齢に応じた身体の発育や発達などを学習しています。
- 平成 28 年度から、学童期の生活習慣病予防健診として血液検査を実施しており、その結果に基づいて親子で学習することで、生活習慣の振り返りにつながっています。血液検査の結果からは、子ども達の食べ方(食)に関することが課題になっています。

【施策の基本的な考え方】

生活習慣病等に起因する障がいの発生を防ぐために、住民一人ひとりが自らの健康を意識し、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりの動機付けやきっかけづくり、必要な情報の提供及び知識の普及啓発を図ります。また、特定健康診査受診者の増大と特定健康診査健診による疾病の早期発見、早期の適正治療を促進するとともに、健康管理に関する相談・指導の強化を図ります。さらに、生活習慣病は長年の生活習慣が影響するため、学童期からの生活習慣病の予防等の対策に取り組めます。

①特定健康診査受診率向上

- ・ 特定健康診査の受診者の増を図るために、広報や各種保健事業を通して、特定健康診査の大切さについて地域への啓発を図ります。
- ・ 未受診者対策として、受診者へのTポイント付与、特定健康診査受診率向上対策指導員による受診勧奨を引き続き行います。また、これまでの取り組みを検証しながら、AIを活用した（外部委託）受診勧奨を検討します。
- ・ 過去の健診データから糖尿病等のハイリスク者のリストを作成し、治療状況の確認を行いながら健診受診勧奨を行っていきます。
- ・ 働き盛りの人で、平日や昼間に特定健康診査に行くことができない人のために、受診しやすいよう、今後も日曜特定健康診査やナイト特定健康診査を実施します。

②特定保健指導の充実

- ・ 特定保健指導の対象者が身体の状態と生活習慣との関係を理解し、生活習慣の改善につながるよう、今後も特定健康診査の結果を直接手渡すとともに、保健師・管理栄養士による結果説明と必要な保健指導や栄養指導を行います。
- ・ 糖尿病等の生活習慣病への早期介入を図り重症化を防止するために、2次検査や町独自の詳細健康診査等を行い、必要な保健指導を行うとともに、適切な医療受診や生活改善等について継続したフォローを行います。

③健康づくり普及啓発活動の推進

- ・ 健康づくりへの意識の普及啓発を図るために、引き続き町広報誌による健康に関する情報の提供や各種団体への講話及び特定健康診査等の結果に基づき、町の健康実態に応じた学習会等を開催します。

④乳幼児期からの生活習慣病対策の推進

- ・ 子どもの頃から将来的な障がいの要因となる生活習慣病を予防するために、乳幼児期から望ましい生活習慣が確立されるよう、広報や各種保健事業を通して保護者への意識啓発を図ります。
- ・ 小、中学校と連携しながら、学童期の生活習慣について、今後も実態の把握と情報を共有し、生活習慣病予防に向けた必要な対策を講じていきます。

（３）精神保健福祉の充実

【現状と課題】

▶理解啓発と相談支援

- 地域住民の理解啓発の促進を目的に、一部の自治会と町社会福祉協議会が共催でメンタルヘルスの問題が身近であることを伝える目的での勉強会や精神障がい者の障がい特性等を学ぶための勉強会を開催しました。
- 行政窓口における相談においては、当事者や家族のみならず、地域住民からの精神障がい者やメンタルヘルスに関する相談にも対応しており、保健所や医療機関、福祉サービス事業所、地域住民とも連携をはかり、家族支援も視野にいたした相談支援に取り組んでいます。

▶日中活動への支援

- 精神障がい者に対する行政窓口における相談支援の中では、当事者の希望に応じて日中の活動場所の案内をしたり、訪問系サービス事業所と連携し社会参加を促すためのアプローチを行っています。また、委託相談支援では、必要に応じて活動の場への同行支援を行うなどのつなぎ支援を行っています。
- 障がい福祉サービスにおける日中活動の場につなぐ際には、特定相談支援事業所との連携を図っています。
- 委託相談支援においては、日中の活動場所として障がい福祉サービス等のみならず、地域活動などへの参加も視野に入れた相談支援を行っています。
- 当事者が障がい福祉サービス等の利用に抵抗があったり、希望や障がい特性にあったサービス事業所が少ない場合があります。
- 日中の活動の場への参加をはじめても中断するケースがありますが、参加後の継続フォロー体制が確立されておらず、社会参加の意欲向上にむけた働きかけが十分ではありません。

▶関係者による協議の場

- 精神科病院からの参加依頼や精神障がい者や家族からの希望により、委託相談支援事業所が精神科病院入院中からの相談支援や退院前カンファレンスに参加し、退院後の生活の安定にむけた支援を行っています。
- 精神障がい者の退院支援、地域での安心した生活を支援する体制づくりを推進するため、平成元年 11 月より保健・福祉・医療関係者による、南風原町精神包括ケアシステム構築にむけた検討会を開催しています。
- 検討会では、精神障がいの生活を支援していく上での、南風原町の強み・弱みを整理し共有しています。

【施策の基本的な考え方】

精神疾患に対する早期の適切な相談支援、医療受診等につながるよう、精神疾患に関する地域への理解啓発を進めます。また、保健・福祉・医療等の関係機関と緊密な連携を図り、精神疾患者の日常生活の安定及び社会復帰を目指して、日中等活動の場の提供等地域生活を支援するほか、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

①理解啓発と相談支援の充実

- ・精神疾患は誰にでも起こりうる疾患であること、また、適切な治療により症状の安定化を図ることが可能な疾患であること、早期の気づきと相談支援の必要性などについて、あらゆる機会を通じて、精神疾患に関する地域への理解啓発を積極的に推進します。
- ・地域の相談窓口の周知徹底を図るとともに、関係機関と連携した相談支援体制の充実を図り、家族等と連携した早期の医療受診や日常生活及び社会生活の自立を支援します。

②日中活動の支援の推進

- ・精神障がい者が自宅に引きこもることなく、社会参加の意欲が高まるよう、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所、訪問系サービス事業所等と連携し、日中活動の場の紹介と利用支援を行うほか、地域活動への参加を視野に入れた相談支援を行います。
- ・日中活動の場への参加が中断することなく、継続していけるようフォローできる体制づくりに取り組みます。

③退院者の地域生活支援の推進

- ・精神科医療機関を退院後、地域で自立した生活が送れるよう、医療機関が主催する退院時調整会議や退院後のケース会議に参加する等、必要な支援を行います。また、生活上の課題に応じて関係機関から必要な支援が受けられるよう調整を行います。さらに、今後は地域相談支援事業所(地域移行支援・地域定着支援)との連携を図ります。

④関係者による協議の推進

- ・精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、保健・福祉・医療関係者による協議の場を継続的に開催します。

2. 自立生活支援の充実

(1) 障害福祉サービス等の推進

【現状と課題】

▶障害福祉サービス

- 委託相談支援事業所や特定相談支援事業所が利用者のニーズを把握し、サービス提供事業所と連携したサービスの利用支援を行い、障がい者の日常生活を支えています。
- 居宅介護については、障がいが重くなり、利用時間も増えるなど利用ニーズは高まっていますが、事業所数がニーズに追いついていない状況です。
- 平成 30 年 4 月からは就労定着支援サービスが開始され、町内の事業所もサービス提供を行っています。就労移行支援事業を利用し一般就労に繋がった利用者は、就労定着支援の積極的な利用を行っています。
- 障がい者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する障がい者の地域生活を支援する「自立生活援助」については、確保できていません。
- 共同生活援助(グループホーム)の利用ニーズに対し、事業所の数が十分ではありません。また、グループホーム利用者の自宅への移行(地域生活への移行)は難しい状況です。
- サービス利用者増加に伴い計画相談支援のニーズも増大しています。また、平成 30 年 4 月の総合支援法の施行に伴い、きめ細やかな相談対応が求められ、相談員 1 人がひと月に担当する利用者数に上限が設定されるなど、相談員をとりまく環境が変化しています。
- 地域移行支援、地域定着支援については、関係機関が連携しサービスが必要な方に提供する事ができるよう体制を整える必要があります。
- モニタリングや利用計画書から、サービス内容に変化が確認できた方について個別支援計画を確認し、状況確認を行っています。

▶地域生活支援拠点等の整備

- 地域生活支援拠点の機能や整備に関しては取り組む事ができていないため、関係機関と整備に向けて検討を行います。

(アンケート調査より)

- 主な介助者の悩みとして「本人の将来の介助や暮らし」が 51.0%と最も高く、障がい者自身も「将来の生活や介助」で悩んでいる割合が 33.3%と 3 番目に高くなります。こうした地域の実情を勘案しながら、本町においても地域生活拠点等の整備に向けた取り組みを進める必要があります。

【施策の基本的な考え方】

障がい者が希望する生活の実現に向けて、在宅生活を支援するための障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、地域の実情に即したサービス提供体制の確保に取り組みます。また、障害者総合支援法の改正の内容と町の実情を勘案して、サービスの拡充に向けた取り組みを進めます。

①訪問系サービスの充実

- ・日常生活を営むにあたり支障のある障がい者の在宅生活を支援するために、障がい者のニーズを的確に把握し、ニーズに即した必要な支援が受けられるよう、在宅における介護や外出時の支援、行動に対する危険回避等の訪問系サービスの適切な確保と利用を促します。
- ・重度訪問介護については医療機関への入院時も一定の利用が可能であるため、利用に際しては事業所や医療機関と必要な調整等を行います。

②日中活動系サービスの充実

- ・障がい者が地域で自分らしく暮らしていくために、ニーズに応じた日中活動の場が選択できるよう、サービス事業所や障がい者支援施設及び医療機関等と連携し、介護、訓練、就労、療養等を提供する日中活動の場の確保を進めます。

③居住系サービスの充実

- ・自宅以外で、夜間や休日に日常生活の援助又は介護等が受けられる、共同生活の場や入所施設の場について、障がい者のニーズを的確に把握し、事業所や関係機関と連携して必要なサービス提供体制の確保に取り組みます。
- ・障がい者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する障がい者の、地域生活を支援するための「自立生活援助」について、地域の実情を勘案した上で、サービス提供体制の適切な確保に取り組みます。

④計画相談支援・地域相談支援の推進

- ・計画相談支援については、サービス利用者の増に対応していけるよう、サービス利用計画作成状況を適時把握し、必要に応じて事業所や関係機関と連携し、計画相談支援の適切な提供体制の確保に取り組みます。
- ・地域移行支援、地域定着支援については、精神科医療機関や施設から円滑な地域生活への移行と安定した地域生活が送れるよう、サービスの提供を進めるとともに、医療機関、障がい者入所施設、相談支援事業所等の関係機関が連携した支援を行います。

⑤障害福祉サービスの質的向上の促進

- ・障害福祉サービスの質の向上を目的とした情報交換や学習会等の実施を自立支援協議会等と連携し取り組みます。

⑥地域生活支援拠点等の整備促進

- ・地域の実情を勘案しながら、自立支援協議会等で拠点の機能や整備に関する検討を行い、関係機関と連携しながら整備に向けた取り組みを進めます。また、整備後は機能充実のため運用状況の検証及び検討を行います。

(2) 障がい児支援の充実

【現状と課題】

▶障がい児支援サービス

- 発達障がいに関する認知度が高まっており、早い段階からの療育に関心を持つ保護者が増え、障がい児のサービス利用ニーズは高まっています。
- モニタリングや利用計画書から、サービス内容に変化が確認できた方について個別支援計画を確認し、状況把握を行っています。

▶児童発達支援センター及び保育所等訪問支援

- 早期療育の支援として親子通園事業を中心に、発達相談（保育士、心理士、言語聴覚士）や作業療法士による保育所の巡回指導等の事業（巡回支援専門員整備事業）を通して、児童の発達支援と保護者への子育て支援を行っています。
- 本町には、児童発達支援センターの機能（児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障がい児相談支援事業）を提供するサービス事業所があります。
- 平成 30 年度から保育所等訪問支援を利用できる体制が整っています。
- 児童発達支援センターは、子どもと家族が住みやすい地域の基盤創づくりを行う場として、重要な役割となるため、今後も、児童発達支援センターの設置について検討する必要があります。

▶主に※重症心身障がい児を支援する通所支援事業所

- 重症心身障がい児を支援する通所支援事業所が、町内に 3 箇所（令和 2 年 4 月 1 日時点）設置され、重症心身障がい児の通所先が充実した事により、児の支援や家族支援に繋がるなど、身近な地域で療育を受けられる体制が整ってきました。

▶医療的ケア児

- 令和元年度に保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、医療的ケアの定義やケア児の現状、ライフステージにおける課題等について意見交換を行いました。
- 医療的ケア児支援コーディネータの研修を町から推薦した 3 名が受講し、コーディネーターの役割について検討しています。

※重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児という。さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児(者)と呼ぶことに定めている。これは、医学的診断名ではなく、児童福祉での行政上の措置を行うための定義(呼び方)です。

【施策の基本的な考え方】

障がいのある子や発達が気になる子の健やかな発達支援を図るため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、障がい児や発達が気になる子及びその家族に対して切れ目のない支援を提供する体制が必要です。地域の実情に即した障害児通所支援等のサービス提供体制の確保や、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるような体制整備の推進、医療的ケア児に対する支援体制の充実等、障がい児支援体制の拡充に取り組みます。

①障がい児支援の充実

- ・障がい児及びその家族に対する支援について、ニーズに応じて身近な場所で提供できるよう、サービス提供事業所と連携し、障害児通所支援サービスの提供体制の確保に取り組みます。

②障害児通所支援の質の向上

- ・障害児通所支援の質の向上を目的とした情報交換や学習会等の実施を、自立支援協議会等と連携し取り組みます。

③児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- ・障がい児や発達が気になる子及びその家族が住みやすい地域基盤を整えるため、関係課や児童発達支援センターの機能を有する事業所等と連携し、地域における支援体制の整備に取り組みます。また、発達支援児保育の巡回訪問指導や巡回支援専門員整備事業、保育所等訪問支援を活用し、保育所等の育ちの場で支援に協力できる体制を整えます。

④主に重症心身障がい児を支援する通所支援事業所の充実

- ・重度心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と連携した事業の充実に取り組みます。

⑤医療的ケア児支援の充実

- ・令和元年度に設置した医療的ケア児支援検討会を継続的に実施し、地域における医療的ケア児のニーズを把握するとともに課題整理を行いながら、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の支援体制の充実に向けて取り組みます。また、医療的ケア児等コーディネーターについても検討会において役割等を整理し、配置に取り組みます。

(3) 医療費等経済的支援の推進

【現状と課題】

- 「自立支援医療制度」に基づき、育成医療、更生医療、精神通院医療について、医療にかかる自己負担額の軽減を図りました。窓口手続時に際しては分かりやすい説明に努めました。
- 障害者総合支援法に基づき、補装具の購入又は修理に要した費用を支給するとともに、サービスの周知と適切な利用を促しました。
- 補装具製作に関する利用者からの相談について、更生相談所の指導・助言等に基づき適切な対応に努めています。
- 広報誌等を活用し特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の制度周知に取り組みました。また、手当の支給要件に該当しそうな方には制度説明を窓口で行っています。
- 重度心身障がい者(児)の経済的負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担分の助成を行っています。
- 平成30年8月の診療分から自動償還払いの導入を行い、利用者の窓口申請の負担軽減を図りました。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

障がい者・障がい児の適切な医療受診と自立生活を支援するために、医療費や補装具購入費にかかる自己負担額の軽減を図るとともに、介護の経済的負担感を軽減するために手当の支給手続きを行います。

①自立支援医療の推進

- ・「自立支援医療制度」に基づき、育成医療、更生医療、精神通院医療について、医療にかかる自己負担額の軽減を図るとともに、制度の周知を図り適切な利用を促します。

②補装具費の支給推進

- ・障害者総合支援法に基づき、補装具の購入又は修理に要した費用を支給するとともに、サービスの周知と適切な利用を促します。

③手当の支給推進

- ・介護における経済的な負担軽減を図るために特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の支給手続きを継続します。

④重度心身障害者(児)医療費助成推進

- ・重度心身障がい者(児)の経済的負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担分の助成を継続して行います。

(4) その他の生活支援の推進

【現状と課題】

- 日常生活用具給付等事業については、必要な方に必要な用具を給付しています。
- 地域活動支援センターについては、町内事業所に委託し、障がい者の創作的活動や生産活動の機会提供を図っています。
- 日中一時支援事業として、障がい者等の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、放課後等デイサービスや生活介護事業所及び就労訓練事業所の土曜日実施を行っています。
- 社会参加促進事業として、平成 30 年度から障がい者の方々がレクリエーション活動やスポーツ活動を通して交流する事業に取り組んでいます。
- 町社会福祉協議会へ事業委託し福祉機器リサイクル事業に取り組んでいます。在宅療養者の生活支援や制度利用までの応急的な支援が図られています。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

障害福祉サービスとともに、地域の障がい者・障がい児の実情やニーズを踏まえ、日常生活の自立や社会参加等を支えるために必要な生活支援に取り組めます。

①日常生活用具給付等事業の推進

- ・障がい者の日常生活の便宜を図るために、今後も適切な日常生活用具の給付等を行います。

②地域活動支援センター事業の推進

- ・今後も町内事業所への委託により、障がい者の創作的活動や生産活動等の機会の提供及び地域社会との交流促進などを図り、障がい者の地域生活を支援します。また、事業の周知と利用促進を図ります。

③日中一時支援事業の推進

- ・障がい者等の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、引き続き日中一時支援事業を実施します。

④社会参加促進事業の推進

- ・障がい者の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障がい者の社会参加促進に取り組めます。

⑤福祉機器リサイクル事業の推進

- ・不要になった福祉機器を再利用し、在宅療養者の生活支援や制度利用までの応急的な支援等を行うために、福祉機器リサイクル事業を継続します。

基本目標 3

住み良い環境と生きがいの持てるまち

1. 生活環境の整備推進

(1) 外出・移動支援の推進

【現状と課題】

- 以前整備した中央公民館、ちむぐくる館等は、「沖縄県福祉のまちづくり条例」等に基づき、障がい者等の意見を反映させて建設しました。
- 道路管理については、パトロール等により危険箇所を把握し適時修繕を行っています。
- 平成 29 年度に道路の横断防止柵の設置を行いました。また、平成 30 年度に都市公園の野球場入口付近の段差解消を行いました。
- 令和元年度に南風原高校 3 年生に対して「障がいって何だろう」ということをテーマに出前講座を行いました。その中で※ユニバーサルデザインに関することを紹介しました。
- 平成 30 年度に開催した福祉まつりで、ジャンプの容器や牛乳パックを活用しユニバーサルデザインについて紹介する取り組みを行いました。
- 単独では外出困難な障がい者・児が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、移動支援サービスが利用できるよう支援しました。
- 自動車運転免許の取得や自動車の改造にかかる費用の一部助成を実施しています。免許取得については平成 29 年に 2 件、自動車改造については平成 30 年に 2 件ありました。

(アンケート調査より)

- 外出しやすくなるために必要なことについては、「交通費助成の充実」の割合が最も高く、次に高いのが「外出時に介助者や付添がいてくれる」となっています。
- そのほか、歩道や建物などの段差解消、障がい者用トイレの設置、通路・階段の手すり設置、エレベーターの設置など、物理的な障壁が多くあがっています。また、わかりやすい案内表示の設置を希望する割合が比較的高くなっています。知的や精神及び発達に障がいがある人にとっては、必要な情報を広い空間の中から読みとることが難しいことがあり、案内を見やすい位置や高さ、向きに掲示することは、情報の得やすさを向上するうえで有効です。また、漢字標記だけでなく、平仮名併記やピクトグラム(絵文字)等の活用によって、多様な表示がなされることも有効です。そのため、公共施設等の案内表示について配慮していく必要があります。

※ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物、製品等のデザインをしていこうという考え方です。

【施策の基本的な考え方】

障がい者等が安心して外出することができ、自立と社会参加が促進されるよう、公共施設の段差解消等物理的な障壁の除去、わかりやすい案内表示の整備等を推進するとともに、障がい者の外出や移動に対する支援を提供し、行動圏を広げていきます。

①公共施設の整備推進

- ・新たに整備する道路や公共建築物、公園等について、引き続きバリアフリーに関する法律や「沖縄県福祉のまちづくり条例」等に基づく設置基準に従って、障がい者等の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進します。
- ・既存の公共施設については、障がい者をはじめ、誰もが快適に利用できるように、バリアフリーが必要な箇所について可能な範囲で整備を進めます。
- ・道路管理については、引き続きパトロール等により危険箇所を把握し、適時修繕を行います。
- ・安全な歩行を妨げる車の違法駐車や障害物の設置及び身体障害者専用駐車場への健常者の駐車防止等について、地域への啓発を行います。

②ユニバーサルデザインの普及啓発

- ・できるだけ多くの住民にとって、より快適な生活環境を整えるために、はじめからあらゆる方法で障壁を生み出させないようデザインすることも大切であり、その観点から引き続きユニバーサルデザインの考え方の普及啓発に努めます。
- ・出前講座を実施する際には、身近にある商品を活用したわかり易い内容で、啓発に取り組みます。

③わかりやすい案内表示の整備推進

- ・障がい者が必要な情報を広い空間の中から読みとることができるよう、多様な障がいの特性を踏まえて、公共施設等の案内表示について、その位置や高さ、向き、標記のデザイン等の検証を行い、障がい者にわかりやすい案内表示となるよう必要な整備を進めます。

④外出時の同行支援の推進

- ・障がい福祉サービスの同行援護、行動援護及び重度訪問介護といった、外出・移動等の際にヘルパーによる支援が受けられるサービスの利活用を進めます。また、移動支援事業により屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行なうヘルパーの派遣を継続します。

⑤自動車運転免許取得・自動車改造支援の推進

- ・障がい者の社会活動への参加を促進するために、自動車運転免許の取得や自動車の改造にかかる費用の一部助成を継続します。

(2) 住環境の整備推進

【現状と課題】

▶住環境の改善に関する相談支援

○住環境の改善に関する相談がある場合は、現在の状況等を聞き取りながら対応しています。本町要綱に該当しない場合でも、他制度（介護保険・住宅リフォーム制度）の該当の有無も視野に入れながら対応に努めています。

○施設や医療機関から地域への移行が進められている中で、グループホーム等の共同生活の場のニーズも高まっています。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

障がい者それぞれの状態やニーズに応じた安心、安全、快適な住まいが確保できるよう、住宅改修等の相談支援の充実や共同生活援助（グループホーム）の整備について関係機関と連携を図ります。

①住環境の改善に関する相談支援の充実

- ・障がい者の住まいが安全で快適に暮らせる場となるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。また、日常生活用具給付等事業による自立生活支援用具等の周知と利用促進を図ります。

②共同生活の場の確保推進

- ・障害福祉サービスの居住系サービスである「共同生活援助（グループホーム）」といった共同生活の場について、障がい者のニーズを踏まえて、障害福祉サービス事業所や関係機関と連携を図ります。

2. 社会参加・生きがい活動の推進

(1) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進

【現状と課題】

▶スポーツ・レクリエーション活動

- 町身体障害者福祉協会と町社会福祉協議会が連携し、毎年度「沖縄県身体障害者スポーツ大会」に参加しています。大会には視覚障がい者の卓球サークルのメンバーも参加しています。
- 町社会福祉協議会主催の「障がい者スポレク交流事業」を毎年度開催し、スポーツ・レクリエーションによる交流をおこなっています。
- 平成 30 年度より南風原町防災保健福祉センターで南風原町 MIX スポーツ教室を開催(集団及び個々でできるリズム体操や道具を使った協調運動等)し、障がい者のスポーツ活動への参加と地域との交流を図っています。

▶文化活動

- 町社会福祉協議会では、障がい者のニーズを踏まえながら、平成 29 年度に障がい者パソコン教室、平成 30 年度はカラオケ教室、令和元年度はスマホ教室を実施し、障がい者の文化活動を支援しています。
- 町では、障がい者を対象とした講座は開催できていませんが、町民を対象とした講座に障がい者の参加がみられます。
- 令和 2 年度は、障害者週間期間中に役場庁舎、ちむぐくる館、町内金融機関において、町内の障害福祉サービス事業所を利用している皆さんが作成した作品や自主製品などを展示しました。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

障がい者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動等多様な活動への参加は、障がい者の生活の質の向上や自己実現につながるとともに、障がい者の社会参加の促進と地域の障がい者に対する理解と認識を深めることから、障がい者のニーズに基づき必要な支援を行います。

①スポーツ・レクリエーション活動の振興

- ・障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、今後も「沖縄県身体障害者スポーツ大会」への参加を支援します。また、「障がい者スポレク交流事業」及び障がい者のグループ活動等について、町社会福祉協議会、地域の関係団体等と連携し、必要な支援を行います。

②文化活動の振興

- ・障がい者の文化活動の振興を図るため、文化活動発表の場を提供するとともに、障がい者の具体的なニーズを踏まえて、障がい者に対応した生涯学習講座の開催や文化サークル活動等に参加しやすい環境づくりを進めます。

(2) 就労支援

【現状と課題】

- 障がい者の就労希望がある場合は、個人のニーズを確認しながら、状況に応じて委託相談支援事業所の相談員や特定相談事業所相談員の協力を得ながら、必要な就労系サービスにつないでいます。
- 就労系等の事業所から一般就労への移行にあたっては、就労に伴う生活面の課題に対応するため就労定着支援のサービスがあり、サービス提供開始以降利用者も数名います。支援者のサポートを受けながら一般就労への定着を目指しています。
- 毎年度優先調達方針を策定し、障がい者就労支援施設等からの役務の優先調達に努めており、実績をホームページで公表しています。

(アンケート調査より)

- アンケート調査では、54.2%の障がい者が「働いている」と答え、そのうち「就労継続支援事業所に通っている」が25.7%ともっとも高く、次に「正規職員として働いている」が23.5%、「パート・アルバイトをしている」が20.7%、「非正規職員として働いている」が11.7%となります。
- 仕事をする上で悩んでいることについては、「給与・工賃などの収入が少ない」が27.9%と最も高く、次に「精神的な負担が大きい」が19.6%、「身体的な負担が大きい」が18.4%、「職場の人間関係」が17.3%となっています。また、「困っていることに対し相談や援助をしてくれる人がいない」ことで悩んでいる障がい者が2.2%います。
- 今後の就労意向については、全体の74.2%が「働きたいと思う」と回答しており、今後も、障がい者の就労を支援していく必要があります。
- 特に早めに取り組んでほしいことでは、「一般企業で働くことができるよう、訓練する場所や支援を強化してほしい」が12.1%、「一般企業で働くことが難しいので、就労支援事業所を増やしてほしい」が10.3%となります。

【施策の基本的な考え方】

障がい者が働くことを通じて生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加を図るために、障がいの特性や障がい者のニーズに応じた、多様な働き方ができるよう、事業所や関係機関等と連携します。

①一般就労への移行・定着促進

- ・就労移行支援事業所等から一般就労への移行を促進するために、就労移行支援事業所等や特定相談支援事業所、ハローワークや障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図ります。
- ・就労移行支援事業所等から一般就労につながった利用者について、就労定着支援を活用することにより、就労の継続を支援します。

②就労継続支援の推進

- ・一般就労が困難な障がい者の就労の場を提供していくために、就労継続支援事業所(A型・B型)の周知と利用促進を図ります。

③障がい者優先調達推進

- ・毎年度策定される「南風原町障がい者優先調達方針」に基づき、障害者就労支援施設等からの物品購入や役務の優先調達を更に推進します。また、毎年度の調達実績について、ホームページ等での公表を継続します。
- ・地域においても、障害者就労支援施設等から物品等の優先調達が図られるよう、町内障がい者就労支援施設等が提供できる物品等の情報を地域に広く周知するために、就労支援施設等と連携した効果的な情報提供に取り組みます。

④町の障がい者法定雇用率の維持

- ・町及び町教育委員会で障がい者を対象とした職員採用試験の実施を継続し、法定雇用率の維持に取り組みます。
- ・障がいのある職員が働きやすいよう、必要に応じてその能力と適正に応じた業務内容等について検討します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 庁内計画推進体制の整備

本計画は、保健、福祉、医療の分野に限らず、教育、雇用・就労、住環境、都市整備、障がい児・者の日常生活及び社会参加にかかわる様々な分野に及ぶことから、町の全ての部署に計画の周知と啓発を行うとともに、障がい福祉の担当課を中心に関係課との連携を密にし、全庁的な計画の推進体制を整えます。

2. 地域及び関係機関等との連携

本計画は行政が中心となって進めていく計画ですが、国、県との連携とともに計画に係わる全ての事業所をはじめ、医療機関、町社会福祉協議会、町民生委員・児童委員連合会、町障がい者団体及び住民やボランティア等の理解・協力、参画がなければ計画の成果を上げることは困難です。このため、これらの多様な主体と連携を密にし、障がい者が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるよう、支援ネットワーク体制の充実を図ります。

また、近隣市町村とは広域的な調整が図られるよう連携します。

3. 人材の確保

本計画では、相談支援体制の充実、特別な配慮を必要とする子の療育・保育・教育の充実、障がいを予防するための保健活動の推進、権利擁護の推進及び障害福祉サービスや障害児通所支援の充実等多様な施策を掲げています。これらの取り組みにおいては相談支援員や心理士、保育士や特別支援教育支援員、保健活動従事者、その他サービス提供等にかかる専門員等の人材確保が不可欠です。そのため、関係機関やサービス提供事業所等との連携、地域人材の活用などにより、必要となる人材の確保に取り組みます。また、国や県に対し、財政的支援とともに人材確保について要請していきます。

4. 計画の周知

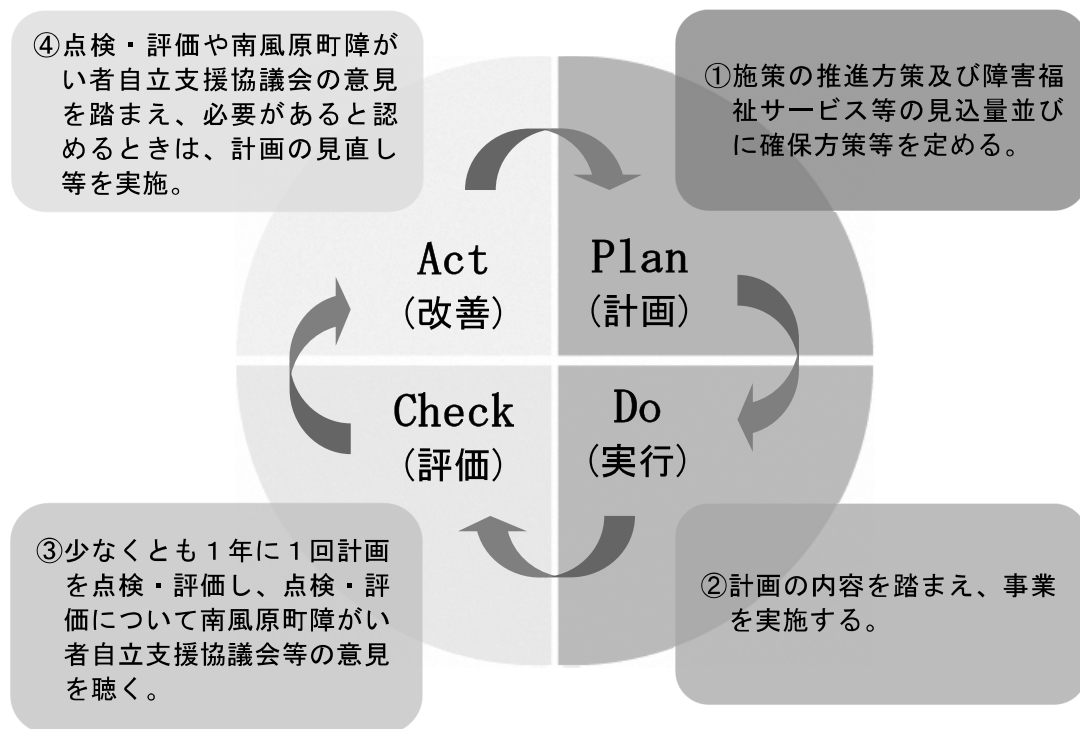
地域の人達や事業所、関係機関・団体等が障がい及び障がい者に対する理解を深め、本計画の推進に積極的にかかわり、各施策の効果的な展開を図るために、町の広報誌やホームページ等、適切な機会を活用して、本計画の周知を図ります。

5. 計画の点検・評価

本計画の推進にあたっては、各々の取り組みの進捗管理が重要となります。また、障害者総合支援法(第 88 条の 2)では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めた時は、計画を変更するなどその他の必要な措置を講じるとされています。そのため、「PDCAサイクル」を導入し、少なくとも年に 1 回は進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

そのためにも、施策の点検・評価の結果を「南風原町障がい者自立支援協議会」に報告し、協議会の意見・提言を得て計画の推進に活かします。

(PDCAサイクルのプロセスのイメージ)



障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第 1 章 第 6 期障がい福祉計画

1. 成果目標

障がい者の日常生活及び社会生活における自立に向けた支援を進めていくために、国の基本指針の内容と本町の実情を踏まえた成果目標を設定するとともに、目標の達成に向けて関係機関等と連携した取り組みを行います。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

ア. 成果目標の設定

事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	58人	令和元年度末（R2.3.31現在）の入所者数
目標年度入所者数(B)	56人	令和5年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	2人（3%）	$C=A-B=E-D$ （国指針：目標1.6%以上削減）
新規入所者数(D)	3人	令和3年～令和5年度末までの新規入所者の見込
退所者数（E）	5人	令和3年～令和5年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	2人（3%）	(E)のうち、地域移行目標者（国指針：目標6%以上移行）

イ. 削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠（考え方）

- ・平成28年度末から令和元年度末までの施設入所者の動向を踏まえて、令和3年～令和5年度末までの新規入所者数を3人、退所者数を5人と見込み、削減見込み目標を2人としました。その結果、令和5年度末の入所者数は、令和元年度末の58人から2人減の56人を見込みます。
- ・令和3年から令和5年度末までの退所者5人のうち、2人が地域生活に移行することを目標とします。

ウ. 施設入所者の地域生活への移行に係る方策

- ・施設の相談員と基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所及びその他の関係機関が連携し、当事者が地域生活をイメージできる体験の場づくりに取り組みます。
- ・また、地域生活への移行後も、これらの関係機関が連携した見守りや訪問等による相談支援等が提供できる体制を構築します。
- ・必要に応じて「地域移行支援」や「地域定着支援」の確保、施設から一人暮らしへの移行希望者を支援するための「自立生活援助」の確保に取り組みます。
- ・施設から地域生活への移行にあたっては、地域住民の障がいに対する理解啓発が不可欠であるため、「第5次南風原町障がい者計画」における「1. 理解啓発・差別解消の推進」の取り組みの中で、地域生活移行者も含めた地域への理解啓発を図ります。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

アンケート調査では、障がい者が悩んでいることとして「自分の健康・病気の治療」、「収入や生活費」の割合が、身体、知的に比べて精神の割合が特に高く、地域生活のしづらさがうかがえます。また、入退院をくり返す方がいるほか、家族が同居を拒むケースや医療受診が困難なケース等があります。こうした課題に対応し、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしく暮らしていけるようにするには、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保されたシステムを構築する必要があります。そのため、包括的なケアシステムの構築に向けた保健、福祉、医療関係者による協議の場が必要とされています。

■ 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催目標

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場は、令和元年度に町単独で設置しました。また、協議した事項は自立支援協議会に報告を行っています。
- ・令和３年度以降の協議の場の開催数は毎年度１回とします。
- ・令和３年度以降の協議の場への関係者の参加人数は１０人とします。
- ・地域包括ケアシステムの構築にかかる取り組みについて、協議の場における目標設定及び評価の実施回数も、令和３年度以降毎年度１回とします。

事 項	回数又は人数			備 考
	令和3年	令和4年	令和5年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1	年間の開催回数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	10	10	10	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者人数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1	年間の開催回数の見込み

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針では、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活をさらに推進するため、相談、緊急時の対応等の必要な機能を備えた「地域生活支援拠点等」を、市町村または障がい福祉圏域内に少なくとも1つを整備することとしています。

アンケート調査では、主な介助者の悩みとして「本人の将来の介助や暮らし」が51.0%と最も高く、障がい者自身も「将来の生活や介助」で悩んでいる割合が33.3%と3番目に高くなります。こうした地域の実情を勘案しながら、地域生活支援拠点等の整備に取り組む必要があります。

ア. 地域生活支援拠点等の整備

- ・地域生活支援拠点等の整備にあたっては、町単独で令和5年までに整備を目指します。
- ・整備にあたっては、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の手法による整備をめざします。

整備区域			設置時期			整備手法				
単独 設置	圏域 設置	圏域 の範囲	令和 3年	令和 4年	令和 5年	① 多機能 拠点整 備型	② 面的整 備型	③ 多機能 拠点+ 面的整 備型	④ その他	⑤ 未定
○					○		○			

※1 整備区域

「単独整備」__当該市町村内で拠点に必要な機能を確保すること。

「圏域整備」__当該市町村外の社会資源等も活用しながら拠点に必要な機能を確保すること。

※2 整備手法

「多機能拠点整備型」__地域生活支援拠点に求められる5つの機能を集約し、共同生活会館等や障害者支援施設等に付加した拠点の整備手法

「面的整備型」__地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備手法

イ. 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討

地域生活支援拠点等の整備、運用が始まる令和5年から、拠点等の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討を年1回実施します。

回数又は人数			備 考
令和3年	令和4年	令和5年	
0	0	1	国指針：各市町村及び各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

ア. 福祉施設から一般就労への移行者数

目標年度(令和5年度)における1年間の一般就労移行者数は、本町の実情を踏まえて就労移行支援事業から3人、就労継続支援A型事業から1人の計4人を見込みます。

事 項	数 値	備 考
令和元年度の年間一般就労移行者数	2 人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度(令和5年度)における年間一般就労移行者数	4 人 (2.00 倍)	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針：令和元年度実績の1.27倍以上)

※ここでの福祉施設とは就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を行う事業所を指す。

イ. 令和5年度末における就労移行支援事業の移行者数

目標年度(令和5年度末)における、就労移行支援事業の一般就労移行者数は、令和元年度実績(2人)を上回ることを目指し、3人を見込みます。

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数	2 人	令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	3 人 (1.50 倍)	令和5年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和元年度末の1.3倍以上(30%以上)の増加)

ウ. 令和5年度末における就労継続支援A型事業の移行者数

目標年度(令和5年度末)における、就労継続支援A型事業の一般就労移行者数は、令和元年度末の実績は0人であるが、それ以前の実績を踏まえ、1人を見込みます。

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数	0 人	令和元年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	1 人	令和5年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和元年度末の1.26倍以上(26%以上)の増加)

エ. 令和5年度末における就労継続支援B型事業の移行者数

目標年度(令和5年度末)における、就労継続支援B型事業の一般就労移行者数は、利用者の障がいの状況等を踏まえると見込めないと判断しました。

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数	0 人	令和元年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	0 人 (0.00 倍)	令和5年度末の一般就労への移行実績 (国指針: 令和元年度末の1.23倍以上(23%以上)の増加)

オ. 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

- ・目標年度(令和5年度末)における就労定着支援事業の利用者数は、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する4人のうち、3人が利用すると見込みます。
- ・管内(町内)の就労移行支援事業所数は現在3か所で、令和5年度末までに増える見込みがないため、令和5年度末の事業所数も3か所を見込みます。
- ・令和5年度末における就労移行率が八割以上の就労定着支援事業所数は1か所を見込みます。

事 項	数 値	備 考
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	3 人	国指針: 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
令和5年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	3 か所	令和5年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、平成30年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、平成30年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和5年度末における就労移行率が八割以上の就労定着支援事業所の数	1 か所	国指針: 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上

カ. 就労移行率及び職場定着率の充実に係る方策

- ・就労移行支援事業所等や特定相談支援事業所、ハローワークや障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図ります。
- ・就労移行支援事業所等から一般就労につながった利用者について、就労定着支援を活用することにより、就労の継続を支援します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

■相談支援体制の充実・強化に向けた具体的な方法

①総合的・専門的な相談支援の実施見込み（か所数）

- ・総合的・専門的な相談支援の窓口として、基幹相談支援センターの設置(1 か所)を継続します。

②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数

- ・相談支援に関する専門部会を立ち上げ、専門部会の開催（年間12回開催見込み）を通じて、地域の相談支援事業者に対する指導・助言等を行います。

③地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

- ・地域の相談支援事業所に対する研修会等を開催（年1回開催見込み）し、事業所の人材育成を支援します。

④地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

- ・相談支援に関する専門部会の開催（年12回開催見込み）を通して、地域の相談機関との連携強化を図ります。

事 項	実施時期		
	令和 3年	令和 4年	令和 5年
ア. 総合的・専門的な相談支援の実施			
①総合的・専門的な相談支援の実施見込み（か所数）	1	1	1
イ. 地域の相談支援体制の強化			
②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	12	12	12
③地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1	1	1
④地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12	12	12
備 考	国指針：令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制を確保することを基本とする。これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。 担い手としては、「属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、他機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援」事業も示されている。		

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

ア. 質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

- ・ 質の向上に向けた研修への参加は、本町の実情を踏まえて毎年 1 人を見込みます。

事 項	回数又は人数		
	令和3年	令和4年	令和5年
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1	1	1

イ. 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

- ・ 令和 4 年に、町内相談支援事業所及びサービス提供事業所が集まり、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する場をつくるとともに、審査結果より請求の過誤を無くすための取り組みや事業所の適正運営の確保に取り組みます。
- ・ 審査結果を共有する場の実施回数は年 1 回とします。

事 項	構築時期		
	令和3年	令和4年	令和5年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築		○	

備 考	国指針：障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
-----	---

事 項	回数		
	令和3年	令和4年	令和5年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数（年間回数）		1	1

備 考	国指針：自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要
-----	--

2. 障害福祉サービス等の見込量(活動指標)及び確保方策

これまでの実績や地域の実情を勘定して、令和3年度から令和5年度までの各年度ごとの障害福祉サービス等の見込量(活動指標)を定めるとともに、サービス等提供体制の確保に取り組みます。

なお、実際のサービス等の提供にあたっては、サービスの量を見込まなかったことを理由に、サービスを受けることができないということではなく、必要なサービスについては、適時確保・提供に取り組みます。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

利用者数は増加の傾向にあり、平成29年度から令和2年度まで年平均8人の増となっています。今後も増加すると思われ、令和3年度以降についても令和2年度の利用者数から毎年度8人の増を見込みます。

利用量について、1人あたりの月平均利用時間は年々減少する傾向にあるため、令和3年度以降の利用量については、直近(令和2年度)の1人あたり月平均利用時間(9.3時間)を求め、これを令和3年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	50	54	60	73	81	89	97
利用量(時間分/月)	710	796	698	679	753	828	902

[見込量確保の考え方]

利用者数は年々増えると見込んでいます。また、親の高齢化などにより、見込み以上にニーズが増える可能性が考えられるため、利用ニーズを踏まえながら、必要に応じて受け入れ枠の拡大について事業所と調整を図るほか、新たな事業所の確保に取り組みます。

②重度訪問介護

利用者数は、令和元年度から2人が利用しており、令和3年度以降については新規の利用が見込めず、現利用者が継続して利用すると見込みます。

利用量についても、令和2年度と同じ量を見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	1	1	2	2	2	2	2
利用量(時間分/月)	18	36	33	46	46	46	46

[見込量確保の考え方]

利用者数に増減はないと見込んでいるため、現状で対応できると思われます。

③行動援護

利用者数は減少傾向にあり、令和元年度からは1人の利用となっていますが、それ以前は2～3人が利用していることから、今後増えることが考えられます。そのため、令和3年度以降の利用者数は、令和2年度から1人増の2人を見込みます。

利用量について、1人あたりの月平均利用時間は減少する傾向にあり、令和3年度以降については、令和元年度と令和2年度の利用量をもとに、1人あたりの月平均利用時間（5時間）を求め、これを令和3年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	2	3	1	1	2	2	2
利用量(時間分/月)	51	32	7	3	10	10	10

[見込量確保の考え方]

利用者数の見込みは現状から1人増と少ないため、現状で対応できると思われます。

④同行援護

利用者数は、平成30年度以降20人で推移していますが、令和3年度以降は徐々に増えると想定し、令和2年度の利用者数から毎年度1人増を見込みます。

利用量について、1人あたりの月平均利用時間は令和元年度と令和2年度で大きく減少していることから、令和3年度以降については、この2年間の利用量をもとに、1人あたりの月平均利用時間(12.4時間)を求め、これを令和3年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	18	20	20	20	21	22	23
利用量(時間分/月)	416	491	254	241	267	279	292

[見込量確保の考え方]

利用者数の見込みは現状より最大3人増と大きな増ではないため、現状で対応できると思われます。

⑤重度障害者等包括支援

これまで利用実績がなく、事業者の参入も厳しいと思われるため、今後も利用が見込めないと判断しました。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0
利用量(時間分/月)	0	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

利用者数は増加の傾向にあり、平成29年度から令和2年度までの年平均増数は2人(2.6人 $\div$ 2人)となっています。今後も増加すると思われ、令和3年度以降の利用者についても、令和2年度の利用者数から毎年度2人増を見込みます。

利用量については、平成29年度と平成30年度及び令和2年度の利用量をもとに、1人あたりの月平均利用日数(21日)を求め(令和元年度は1人あたりの平均利用日数が特に大きいため除く)、これを令和3年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	88	89	92	96	98	100	102
利用量(人日分/月)	1,836	1,855	2,517	2,134	2,058	2,100	2,142

[見込量確保の考え方]

利用者数は徐々に増加すると見込んでいます。大きな増(3年間で6人増)ではないため、現状で対応できると思われませんが、利用の動向を注視しながら、必要に応じて事業所の受け入れ枠の拡大について調整を図るほか、新たな事業所の確保に取り組みます。

②自立訓練(機能訓練)

利用者数は、平成29年度以降1人～2人とほぼ横ばいで推移しており、令和3年度以降は人数の大きい2人を見込みます。

利用量は、平成30年度から令和2年度までの3年間の利用量をもとに、1人あたりの月平均利用日数(12日)を求め、これを令和3年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	1	2	2	1	2	2	2
利用量(人日分/月)	15	21	27	12	24	24	24

[見込量確保の考え方]

利用者数は1人増と少ないため、現状で対応できると思われします。

③自立訓練（生活訓練）

利用者数は、平成30年度以降1人～2人で推移しており、令和3年度以降は人数の大きい2人を見込みます。

利用量は、平成29年度から令和2年度までの4年間の利用量をもとに、1人あたりの月平均利用日数（17.5日）を求め、これを令和3年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	5	2	1	2	2	2	2
利用量(人日分/月)	86	44	8	37	35	35	35

[見込量確保の考え方]

利用者数に増減はないため、現状で対応できると思われます。

④就労移行支援

利用者数は、令和元年度まで減少傾向にありましたが、令和2年度で微増しており、今後も微増すると想定し、令和3年度は令和2年度と同じ12人を見込み、令和4年度と令和5年度は2人増（令和元年度に対する令和2年度の増数）の14人を見込みます。

利用量は、平成29年度から令和2年度までの4年間の利用量をもとに、1人あたりの月平均利用日数（18日）を求め、これを令和3年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	16	12	10	12	12	14	14
利用量(人日分/月)	284	220	181	216	216	252	252

[見込量確保の考え方]

利用者数は徐々に増加すると見込んでいます。大きな増（3年間で2人増）ではないため、現状で対応できると思われますが、利用の動向を注視しながら、必要に応じて事業所の受け入れ枠の拡大について調整を図るほか、新たな事業所の確保に取り組みます。

⑤就労継続支援（Ａ型）

利用者数は、平成 30 年度以降 22 人～23 人とほぼ横ばいで推移しているため、令和 3 年度以降は人数の大きい 23 人を見込みます。

利用量は、平成 30 年度から令和 2 年度までの利用量をもとに、1 人あたりの月平均利用日数（21 日）を求め、これを令和 3 年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第 5 期計画			第 6 期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	26	22	23	23	23	23	23
利用量(人日分/月)	484	418	506	471	483	483	483

〔見込量確保の考え方〕

利用者数はこれまでと同数を見込んでいることから、現状で対応できると思われます。

⑥就労継続支援（Ｂ型）

利用者数は増加傾向にあり、平成 30 年度から令和 2 年度まで年平均 5 人の増となっています。今後も増加すると思われ、令和 3 年度以降の利用者数については、令和 2 年度の利用者数から毎年度 5 人増を見込みます。

利用量は、平成 29 年度から令和 2 年度の利用量をもとに、1 人あたり月平均利用日数（17.8 日≒18 日）を求め、これを令和 3 年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第 5 期計画			第 6 期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	131	141	148	151	156	161	166
利用量(人日分/月)	2,324	2,369	2,645	2,809	2,808	2,898	2,988

〔見込量確保の考え方〕

利用者数は年々増えると思込んでおり、利用ニーズを注視しながら、必要に応じて事業所の受け入れ枠の拡大について調整を図るほか、新たな事業所の確保に取り組みます。

⑦就労定着支援

平成 30 年度から始まったサービスで、利用者数は平成 30 年度の 4 人、令和元年度の 5 人から、令和 2 年度は 1 人となっています。今後は福祉施設から一般就労への移行を促進するため、利用者は増えると想定され、令和 3 年度以降の利用者数は、平成 30 年度と令和元年度の年平均利用者数（3 人）を見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第 5 期計画			第 6 期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)		4	5	1	3	3	3

〔見込量確保の考え方〕

利用者数は、これまでの実績より少ないことから、現状で対応できると思われます。

⑧短期入所(福祉型)

利用者数は、平成30年度と令和元年度では20人程度となっていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、11人と減少しています。今後、状況が改善され次第利用者は増えると見込まれ、令和3年度は、平成30年度と令和元年度の月平均利用者数(20人)を見込み、令和4年度以降は令和3年度の利用者数から2人増を見込みます。

利用量は、平成29年度から令和2年度の利用量をもとに、1人あたり月平均利用日数(3.1日)を、令和3年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	16	23	21	11	20	22	22
利用量(人日分/月)	58	67	65	33	62	68	68

[見込量確保の考え方]

利用者数は増えると見込んでいますが、これまでの実績から現状で対応できると思われます。

⑨短期入所(医療型)

利用者数は、平成30年度以降2人～3人とほぼ横ばいで推移しており、令和3年度以降は人数の多い3人を見込みます。

利用量も、平成30年度、令和2年度と同じ日数(8日)を見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	1	3	2	3	3	3	3
利用量(人日分/月)	3	8	5	8	8	8	8

[見込量確保の考え方]

利用者数は、徐々に増えると見込んでいます。大きな増ではないため(3年間で3人増)現状で対応できると思われますが、利用ニーズを注視しながら、必要に応じて事業所の受け入れ枠の拡大について調整を図るほか、新たな事業所の確保に取り組みます。

⑩療養介護

利用者数は、平成29年度以降7人～8人とほぼ横ばいで推移しており、令和3年度以降は人数の多い8人を見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人分/月)	8	7	8	8	8	8	8

[見込量確保の考え方]

現在の利用者が継続して利用すると見込んでいるため、現状で対応できると思われます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

平成 30 年度から始まったサービスで利用者はいません。しかし、施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する者が出てくる可能性があり、令和 5 年度に 1 人の利用（精神障がい者）を見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人分/月)		0	0	0	0	0	1
うち精神障害の利用者数		0	0	0	0	0	1

[見込量確保の考え方]

利用者の見込みは令和 5 年度の 1 人だけで、これまでの実績から現状で対応できると思われませんが、必要に応じて事業所の確保に取り組みます。

② 共同生活援助

利用者数は増加する傾向にあり、平成 30 年度から令和 2 年度まで年平均 2 人の増（2.5 人≒2 人）となっています。福祉施設から地域生活への移行や精神科医療機関からの退院を進めていることから、今後も利用者は増えると思われ、令和 3 年度以降の利用者数については、令和 2 年度の利用者数から毎年度 2 人の増を見込みます。

利用者のうち精神障がいの利用者也微増傾向にあり、平成 30 年度から令和 2 年度まで年平均 1 人の増となっています。今後も微増傾向が続くと想定し、令和 3 年度以降の利用者数については、令和 2 年度の利用者数から毎年度 1 人増を見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人分/月)	23	30	33	35	37	39	41
うち精神障害の利用者数	10	16	16	18	19	20	21

[見込量確保の考え方]

利用者は増加すると見込んでおり、これに対応していけるよう事業所の受け入れ枠の拡大について調整を図るほか、新たな事業所の確保に取り組みます。

③ 施設入所支援

利用者数は徐々に減る傾向にあり、今後も福祉施設から地域生活への移行が進むことが見込まれることから、利用者数は令和 3 年度については令和 2 年度と同数を見込み、令和 4 年度以降は毎年度 1 人減を見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人分/月)	59	58	58	58	58	57	56

[見込量確保の考え方]

利用者数は減少すると見込んでいるため、現状で対応できると思われます。

(4) 相談支援等

①計画相談支援

利用者数は増加傾向にあり、平成30年度から令和2年度までの年平均増数は10人(10.5人 $\div$ 10人)となっています。今後も障害福祉サービスの利用者は増えるの見込んでいることから、計画相談支援の利用者数も増えるの見込まれ、令和3年度以降の利用者数については、令和2年度の利用者数から、毎年度10人の増を見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人分/月)	42	63	76	84	94	104	114

[見込量確保の考え方]

利用者は増えるの見込んでおり、サービス利用計画の作成やモニタリング等が適切に行われるよう、実状を踏まえながら、計画相談支援を担う人員体制の充実を事業所に促すとともに、必要に応じて新たな事業所の確保に取り組みます。

②地域移行支援

令和元年度から1人が利用しており、今後も福祉施設から地域生活への移行が進むことから、令和3年度以降も毎年度1人の利用を見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人分/月)	0	0	1	1	1	1	1
うち精神障害の利用者数	0	0	0	0	0	0	0

[見込量確保の考え方]

サービス利用者は年に1人で、町内に事業所があることから現状で対応できると思われます。

③地域定着支援

これまで利用の実績はありませんが、地域移行支援の利用により、今後は利用者が出てくると想定し、令和3年度以降毎年度1人の利用を見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人分/月)	0	0	0	0	1	1	1
うち精神障害の利用者数	0	0	0	0	0	0	0

[見込量確保の考え方]

サービス利用者は年に1人で、町内に事業所があることから現状で対応できると思われます。

●障害福祉サービス見込量一覧●

サービス名	区分(単位)	第5期計画		第6期計画		
		実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数(人/月)	60	73	81	89	97
	利用量(時間分/月)	698	679	753	828	902
重度訪問介護	利用者数(人/月)	2	2	2	2	2
	利用量(時間分/月)	33	46	46	46	46
行動援護	利用者数(人/月)	1	1	2	2	2
	利用量(時間分/月)	7	3	10	10	10
同行援護	利用者数(人/月)	20	20	21	22	23
	利用量(時間分/月)	254	241	267	279	292
重度障害者等包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(時間分/月)	0	0	0	0	0
生活介護	利用者数(人/月)	92	96	98	100	102
	利用量(人日分/月)	2,517	2,134	2,058	2,100	2,142
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人/月)	2	1	2	2	2
	利用量(人日分/月)	27	12	24	24	24
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人/月)	1	2	2	2	2
	利用量(人日分/月)	8	37	35	35	35
就労移行支援	利用者数(人/月)	10	12	12	14	14
	利用量(人日分/月)	181	216	216	252	252
就労継続支援(A型)	利用者数(人/月)	23	23	23	23	23
	利用量(人日分/月)	506	471	483	483	483
就労継続支援(B型)	利用者数(人/月)	148	151	156	161	166
	利用量(人日分/月)	2,645	2,809	2,808	2,898	2,988
就労定着支援	利用者数(人/月)	5	1	3	3	3
短期入所(福祉型)	利用者数(人/月)	21	11	20	22	22
	利用量(人日分/月)	65	33	62	68	68
短期入所(医療型)	利用者数(人/月)	2	3	3	3	3
	利用量(人日分/月)	5	8	8	8	8
療養介護	利用者数(人分/月)	8	8	8	8	8
自立生活援助	利用者数(人分/月)	0	0	0	0	1
うち精神障害の利用者数	利用者数(人分/月)	0	0	0	0	1
共同生活援助	利用者数(人分/月)	33	35	37	39	41
うち精神障害の利用者数	利用者数(人分/月)	16	18	19	20	21
施設入所支援	利用者数(人分/月)	58	58	58	57	56
計画相談支援	利用者数(人分/月)	76	84	94	104	114
地域移行支援	利用者数(人分/月)	1	1	1	1	1
うち精神障害の利用者数	利用者数(人分/月)	0	0	0	0	0
地域定着支援	利用者数(人分/月)	0	0	1	1	1
うち精神障害の利用者数	利用者数(人分/月)	0	0	0	0	0

●障害福祉サービスの内容●

サービス名		サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、身体介護や家事援助などの支援を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者に、入浴・排せつ・食事などの介護を総合的に 行います。
	行動援護	行動障がいのある知的障がい者・精神障がい者に、移動介護や危 険回避の援護等を行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時 に同行し、移動の援護を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする障がい者に、居宅介護などのサービスを包 括的に提供します。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、施設などで介護や創作的活動 などの機会を提供します。
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な 訓練などを行います。
	就労移行支援	一般就労を希望する障がい者に、就労に必要な知識・能力向上の ための訓練を行います。
	就労継続支援(A型・B型)	一般就労が難しい障がい者に、生産活動などの訓練を行います。
	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連 絡調整等を行い、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	短期入所(福祉型・医療型)	介助者が病気等のときに、短期間施設に入所して必要な介護等の 支援を行います。
	療養介護	医療を要する障がい者に、病院などで機能訓練や看護、介護など を行います。
居住系サービス	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望 する知的障がい者や精神障がい者などを対象に、定期的な巡回訪問 や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行 います。
	共同生活援助	地域での生活に支障のない障がい者に対し、共同生活を営む住居 で、日常生活の援助を行います。
	施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行 います。
相談支援サービス	計画相談支援	サービス利用計画案を作成し、サービス事業者等との連絡調整の うえ、同計画を作成します。また、サービスの利用状況等の検証を 行い、同計画の見直しを行います。
	地域移行支援	住居の確保や地域生活移行のための活動に関する相談支援などを 行います。
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性により生じた 緊急の事態等に対処するための相談支援などを行います。

3. 地域生活支援事業の見込量及び実施方策

地域生活支援事業について、これまでの実績や地域の実情を勘案して、令和3年度から令和5年度までの各年度ごとの見込量を定めるとともに、事業実施の方向性を定めます。

(1) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

障害者相談支援事業（市町村相談支援事業）は、町社会福祉協議会に委託し、障がい者等からの各般の相談に対し、必要な支援に努めています。今後も委託による事業実施を継続します。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
実施箇所数	1	1	1	1	1	1	1

②基幹相談支援センター等機能強化事業

保健福祉課に基幹相談支援員を配置し、障がい者等からの各般の相談に対し、関係機関等とも連携を図りながら必要な支援に努めています。

利用者数は、年々増える傾向にあり、平成30年度から令和2年度までの年平均増数は6人（6.5人÷6人）となります。令和3年度以降の利用者数の見込みについても、令和2年度の利用者数から毎年度6人増を見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
実施箇所数	1	1	1	1	1	1	1
実利用者数	87	107	118	120	126	132	138

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者で、申立て人がいない方が、支援の必要性が判断された場合において、町が審判請求の支援を行なうほか、申立てに要する費用や後見人等の報酬費の負担が困難な場合において助成を行う等、成年後見制度利用支援事業による利用支援を行います。

令和元年度から1人の利用があります。今後も、障がい者の高齢化等によりニーズが出てくる可能性があるため、令和3年度に1人増の2人を見込み、令和4年度と令和5年度ではさらに1人を加えた3人を見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
実利用者数	0	0	1	1	2	3	3

(3) 意思疎通支援事業

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

本町に登録された手話通訳者・要約筆記者を、障がい者からの要請により派遣しています。また、生活、労働、教育等の関係機関からの要請に応じて斡旋しています。

利用目的は、通院や教育活動(家庭訪問含む)、講演会、講話、会議等と多岐に渡ります。

利用者は固定化してきており、現時点では新規の利用が見込めないため、令和元年度の利用者が、令和5年度まで継続して利用すると見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
実利用件数	8	9	9	9	9	9	9

② 手話通訳者設置事業

聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、手話通訳者(1人)を保健福祉課に設置しています。また、設置手話通訳者は手話通訳者派遣の際のコーディネートも行っています。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
実施箇所数	1	1	1	1	1	1	1

(4) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者の日常生活の便宜を図るために、必要な日常生活用具の購入費を公費で援助しています。

①介護・訓練支援用具

利用件数は、平成 30 年度以降 2 件～3 件で推移しており、令和 3 年度以降については、件数の多かった 3 件を見込みます。

②自立生活支援用具

利用件数は、平成 29 年度以降 7 件～8 件で推移しており、令和 3 年度以降については、件数の多かった 8 件を見込みます。

③在宅療養等支援用具

利用件数は、年度によって変動が大きいため、令和 3 年度以降については、直近（令和 2 年度）の利用件数を見込みます。

④情報・意思疎通支援用具

利用件数は、平成 29 年度以降 11 件～15 件で推移しており、令和 3 年度以降については、平成 29 年度から令和 2 年度の年平均利用件数（13.8 件≒14 件）を見込みます。

⑤排泄管理支援用具

利用件数は、平成 30 年度以降の 3 年間は 500 件程度で推移しており、令和 3 年度以降については、この 3 年間の年平均利用件数（508 件）を見込みます。

⑥居宅生活動作補助用具

平成 29 年度以降の利用実績はありませんが、アンケート調査から利用を希望する障がい者がいることから、令和 3 年度以降については、毎年度 1 件の利用を見込みます。

用具	区分 (単位)	第4期計画	第5期計画				第6期計画	
		平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
① 介護・訓練支援用具	実利用件数	0	3	3	2	3	3	3
② 自立生活支援用具	実利用件数	8	7	8	8	8	8	8
③ 在宅療養等支援用具	実利用件数	4	14	4	8	8	8	8
④ 情報・意思疎通支援用具	実利用件数	15	15	11	14	14	14	14
⑤ 排泄管理支援用具	実利用件数	484	517	504	502	508	508	508
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用件数	0	0	0	0	1	1	1

(5) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等の意思疎通支援による社会参加促進及び情報提供の充実を図るために、手話奉仕員としての技術と知識を有する人材を養成する手話奉仕員養成講座を、沖縄聴覚障害者情報センターに委託し、南城市と合同で実施しています。

手話奉仕員養成講座の期間は令和2年度より2年間としていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、養成講座は中止となりました。このため令和3年度より養成講座を開始し、令和4年度に6人が手話奉仕員として登録されると見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第 5 期計画			第 6 期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
実登録者数	5	4	9	0	0	6	0

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等の外出のための支援を行うために、登録事業所(13か所)よりガイドヘルパーを派遣しています。

利用者数は令和元年度まで減少傾向にありましたが、令和2年度では増加しているため、令和3年度以降については、平成30年度から令和2年度までの年平均利用者数(42.6人≒43人)を見込みます。

延利用時間も、平成30年度から令和2年度までの1人あたり年平均利用時間(54.5時間)を、令和3年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
実利用者数	56	47	38	43	43	43	43
延利用時間	2, 913	2, 423	1, 972	2, 580	2, 344	2, 344	2, 344

(7) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等の社会参加や日常生活の自立を支援するために、沖縄県精神障害者福祉会連合会に委託(機能強化事業Ⅲ型)し、通所による創作的活動又は生産活動の機会を提供しています。

今後も事業を継続し、障がい者の日中活動の場を提供します。

利用者数は14人～15人で推移しており、令和3年度以降の利用者数の見込みについては、多い方の15人を見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
実施箇所数	1	1	1	1	1	1	1
実利用者数	15	14	14	15	15	15	15

(8)その他の事業

①日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援、介護者の一時的な休息を確保するため、登録事業者による障がい者等の日中における活動の場を提供しています。

実施箇所数（登録事業者数）は、令和3年度以降もこれまでと同じ17か所を見込みます。また、潜在的なニーズがあると思われ、令和3年度以降の利用者数については、令和元年度に対する令和2年度の増数（2人）を、令和2年度の利用者数に毎年度加えていくことで見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
実施箇所数	17	15	17	17	17	17	17
実利用者数	28	25	28	30	32	34	36

②レクリエーション活動等支援事業

平成30年度より町外の事業者に委託し、南風原町防災保健福祉センターで「南風原町 MIX スポーツ教室」を開催(集団及び個々でできるリズム体操や道具を使った協調運動等)しており、障がい者のスポーツ活動への参加と地域との交流を図っています。

利用者は平成30年度以降9人で推移していますが、今後利用者は増えると想定し、令和3年度の利用者は令和2年度の利用者から1人増を見込み、令和4年度以降は令和3年度の利用者から毎年度2人増を見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
実施箇所数		1	1	1	1	1	1
実利用者数		9	9	9	10	12	14

③点字・声の広報事業

町社会福祉協議会に委託し、文字による情報の入手が困難な方を対象に、町広報誌や社協だより、議会だより等を音訳し、希望者に音訳CDを定期的に無料で提供しています。

利用者数は、平成30年度以降新規の利用はなく、16人で推移しています。令和3年度以降についても、新規の利用が見込めず、現利用者が継続して利用すると見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
実施箇所数	1	1	1	1	1	1	1
実利用者数	17	16	16	16	16	16	16

(9) 発達障害児者及び家族等支援事業

①家族のスキル向上支援事業（ペアレントプログラムやペアレントプログラム等の支援プログラム）

子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたペアレント・プログラムを、令和3年度より実施する予定としています。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
開催数					1	2	2
参加者数					10	20	20

●地域生活支援事業の見込量一覧●

事業名	区分	第 5 期計画		第 6 期計画		
		実績	見込	見込		
		令和元年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
(1) 相談支援事業						
①障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	118	120	126	132	138
(2) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	2	3	3
(3) 意思疎通支援事業						
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	9	9	9	9	9
②手話通訳者設置事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
(4) 日常生活用具給付等事業						
①介護・訓練支援用具	実利用件数	3	2	3	3	3
②自立生活支援用具	実利用件数	8	8	8	8	8
③在宅療養等支援用具	実利用件数	4	8	8	8	8
④情報・意思疎通支援用具	実利用件数	11	14	14	14	14
⑤排泄管理支援用具	実利用件数	504	502	508	508	508
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用件数	0	0	1	1	1
(5) 手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	9	0	0	6	0
(6) 移動支援事業	実利用者数	38	43	43	43	43
	延利用時間	1,972	2,580	2,344	2,344	2,344
(7) 地域活動支援センター機能強化事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	14	15	15	15	15
(8) その他の事業						
①日中一時支援事業	実施箇所数	17	17	17	17	17
	実利用者数	28	30	32	34	36
②レクリエーション活動等支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	9	9	10	12	14
③点字・声の広報事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	16	16	16	16	16
(9) 発達障害児者及び家族等支援事業						
家族のスキル向上支援事業 (ペアレントプログラムやペアレン トプログラム等の支援プログラム)	開催数			1	2	2
	参加者数			10	20	20

第2章 第2期障がい児福祉計画

1. 成果目標

障がいのある子や発達が気になる子を健やかに育成できるよう、国の基本指針の内容と本町の実情を踏まえて、障害児支援の提供体制の整備等に係る成果目標を設定します。また、目標の達成に向けて関係機関等と連携した取り組みを行います。

■ 障害児支援の提供体制の整備等

ア. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

障がいのある子や発達が気になる子の発達支援において重層的な地域支援体制を構築するために、児童発達支援の機能に加え、保育所等訪問支援や障害児相談支援などの機能を持ち、ワンストップで対応できる拠点として、児童発達支援センターがあります。

本町には、児童発達支援センターの機能（児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業）を提供するサービス事業所が令和2年度に事業者により整備されました。

令和3年より障がい児や発達が気になる子及びその家族が住みやすい地域基盤を整えるため、関係課や児童発達支援センターの機能を有する事業所等と連携し、地域における支援体制の整備に取り組みます。

設置方法		設置時期			備 考
単独設置	圏域設置	令和3年	令和4年	令和5年	
○		○			国指針：各市町村に少なくとも1箇所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

イ. 保育所等訪問支援の充実

保育所等訪問支援は児童の発達支援にかかわる専門的スタッフが、児童の集団生活のある保育園、学校、施設などを訪問する、個別的なサービスです。また、対象児童に対する支援だけでなく、保育園、学校、施設などの職員に対する支援も含まれるため、一貫した切れ目のない支援が提供できることになります。

本町では、平成30年度から、保育所等訪問支援を利用できる体制は構築されております。今後も保育所等訪問支援の充実に取り組みます。

備 考	国指針：全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
-----	---

ウ. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和元年度より、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が、町内に3か所整備されています。今後もニーズに応じた事業所の確保に取り組めます。

備 考	国指針：各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
-----	---

エ. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療を必要とする状態にある障がい児の実情を踏まえた上で、心身の状況に応じた適切な保健・医療・福祉等の支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る必要があります。

本町では、令和元年度に保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、医療的ケア児にかかる課題等について協議を行っています。また、協議した事項については、自立支援協議会に報告しています。

医療的ケア児等に関するコーディネーターを令和5年に1人を配置する予定としています。

事項	設置 人数	配置時期及び人数		
		令和3年	令和4年	令和5年
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1			○

備 考	国指針：各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を単独で新たに設置。協議した事項は、自立支援協議会に報告を行う。
-----	--

2. 障害児通所支援等の見込量(活動指標)及び確保方策

これまでの実績や地域の実情を勘定して、令和3年度から令和5年度までの各年度ごとの障害児通所支援等の見込量(活動指標)を定めるとともに、サービス提供体制の確保に取り組みます。

なお、実際のサービス提供にあたっては、サービスの量を見込まなかったことを理由に、サービスを受けることができないということではなく、必要なサービスについては、適時確保・提供に取り組みます。

①児童発達支援

利用者数は増加傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、利用者は減少しています。今後、状況が改善されれば利用者は増えると想定されます。

令和3年度以降の利用者数は、平成30年度から令和元年度の増数6人を、令和2年度の利用者数に毎年度加えていくことで見込みます。

利用量は、平成29年度から令和2年度までの利用量をもとに、1人あたりの月平均利用日数(17.3日)を求め、これを令和3年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	25	42	48	38	44	50	56
利用量(人日分/月)	387	695	992	569	647	865	969

[見込量確保の考え方]

利用者数は、令和2年度から20人程度増えると見込んでいるため、受け入れ枠の拡大について事業者と調整を図るほか、新たな事業所の確保に取り組みます。

②医療型児童発達支援

利用者数は、令和元年度と令和2年度が2人で、令和3年度も同じく2人を見込みますが、令和4年度以降は1人増の3人を見込みます。

利用量は、令和元年度の1人あたりの平均利用日数(11日)を、令和3年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	0	1	2	2	2	3	3
利用量(人日分/月)	0	9	22	22	22	33	33

[見込量確保の考え方]

利用者数は、令和5年度までに1人増と少ないため、現状で対応できると思われます。

③放課後等デイサービス

利用者数は年々増加する傾向にあり、平成 29 年度から令和 2 年度までの利用者の年平均増数は 15 人となります。今後は増加が抑えられると想定し、令和 3 年度と令和 4 年度の利用者数は、令和 2 年度の利用者数から毎年度 10 人増を見込みます。令和 5 年度については、更に増加が抑えられると想定し、令和 4 年度から 7 人の増を見込みます。

利用量は、平成 30 年度から令和 2 年度の利用量をもとに、1 人あたりの月平均利用日数(18.5 日)を求め、これを令和 3 年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	99	116	137	144	154	164	171
利用量(人日分/月)	1,564	2,301	2,507	2,534	2,849	3,034	3,164

[見込量確保の考え方]

利用者数は、令和 2 年度から令和 5 年度では 30 人程度増えるの見込んでいるため、受け入れ枠の拡大について事業者と調整を図るほか、新たな事業所の確保に取り組みます。

④保育所等訪問支援

利用者数は、令和元年度が前年度より 23 人の増となっていますが、令和 2 年度は令和元年度から 2 人だけの増にとどまっています。

令和 3 年度以降の利用者数は、令和 2 年度の利用者数から毎年度 2 人(令和元年度から令和 2 年度の増数)を加えていくことで見込みます。

利用量は、令和元年度と令和 2 年度の利用量をもとに、1 人あたりの月平均利用日数(2.5 日)を、令和 3 年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第5期計画			第6期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	0	8	31	33	35	37	39
利用量(人日分/月)	0	26	79	78	88	93	98

[見込量確保の考え方]

利用者数は、令和 2 年度から 6 人程度増えるの見込んでいるため、受け入れ枠の拡大について事業者と調整を図るほか、新たな事業所の確保に取り組みます。

⑤居宅訪問型児童発達支援

平成 30 年度から始まったサービスで、これまで利用実績はありませんが、サービス提供の環境が整えば利用が見込まれると想定し、令和 5 年度に 1 人の利用を見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第 5 期計画			第 6 期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	1

[見込量確保の考え方]

利用者のニーズを注視しながら、必要に応じてサービス提供の環境整備に取り組みます。

⑥障害児相談支援

利用者数は年々増加していますが、令和 2 年度の利用者数は新型コロナウイルス感染症の流行により増加が抑えられています。このため、令和 3 年度以降の利用者数については、平成 29 年度から令和元年度までの年平均増数（17 人）を、令和 2 年度の利用者数から毎年度加えていくことで見込みます。

区分(単位)	第4期計画	第 5 期計画			第 6 期計画		
	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	平成5年度 (見込)
利用者数(人分/月)	21	35	55	58	75	92	109

[見込量確保の考え方]

利用者は大きく増えると見込んでおり、サービス利用計画の作成やモニタリング等が適切に行われるよう、実情を踏まえながら、計画相談支援を担う人員体制の充実を事業所に促すとともに、必要に応じて新たな事業所の確保に取り組みます。

●障害福祉サービス見込量一覧●

サービス名	区分(単位)	第5期計画		第6期計画		
		実績	見込量	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数(人/月)	48	38	44	50	56
	利用量(人日分/月)	992	569	647	865	969
医療型児童発達支援	利用者数(人/月)	2	2	2	3	3
	利用量(人日分/月)	22	22	22	33	33
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	137	144	154	164	171
	利用量(人日分/月)	2,507	2,534	2,849	3,034	3,164
保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	31	33	35	37	39
	利用量(人日分/月)	79	78	88	93	98
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	1
障害児相談支援	利用者数(人分/月)	55	58	75	92	109

●障がい児サービス（障害児通所支援等）の内容●

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。
保育所等訪問支援	保育所やその他の児童が集団生活する施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児が通所支援を利用する際、利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業者との調整、情報提供などの支援を行います。

資料編

■主なアンケート調査結果

(1) 調査の目的

「第5次南風原町障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、障がい者及び障がい児の実情やニーズ等必要な基礎資料を得ることを目的に、調査を実施した。

(2) 調査対象

調査は、障がい児(18歳未満)と障がい者(18歳以上)に分けて行いました。

①障がい者

南風原町に住所を有し、令和2年4月1日現在で年齢が18歳以上～65歳未満の障害者手帳の交付がある者を調査対象とした。

②障がい児

南風原町に住所を有し、令和2年4月1日時点で年齢が18歳未満の障害者手帳の交付がある児童及び手帳の交付はないが、障害児通所支援等のサービスを利用している児童の保護者を調査対象とした。

また、1世帯に複数の障がい児(兄弟姉妹)がいる場合は、年齢が1番下の児童について調査した。

(3) 調査方法

調査票(アンケート)の郵送による配布・回収としました。

(4) 配布・回収状況

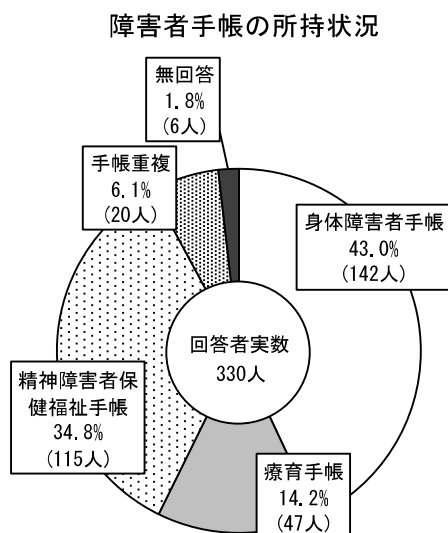
障がい者については、調査票の配布数が782件、回収数が330件で、回収率は42.2%となる。また、障がい児については、配布数が228件、回収数が111件で、回収率は48.7%となる。

	配布数	回収数	回収率
障がい者	782 件	330 件	42.2%
障がい児	228 件	111 件	48.7%
計	1,010 件	441 件	43.7%

【障がい者調査結果】

1. 障害者手帳の種類

- 「身体障害者手帳」のみが43.0%と最も高く、次に「精神保健福祉手帳」のみが34.8%となる。
- 複数の手帳を所持する「手帳重複」が6.1%となる。

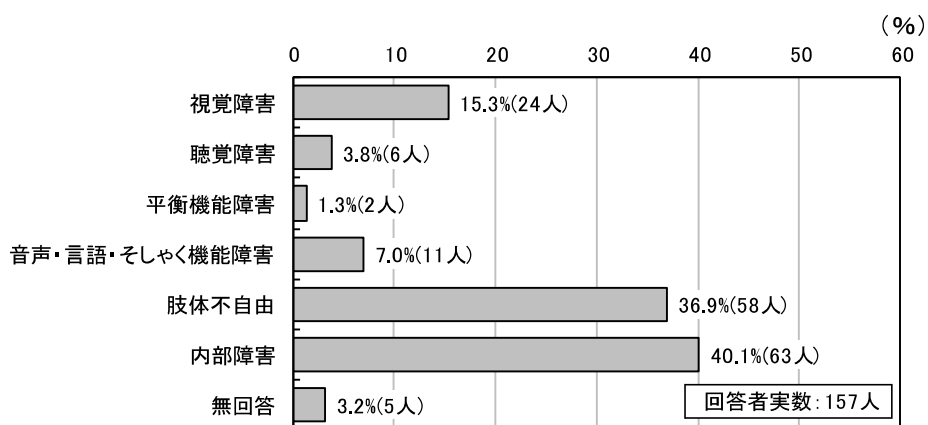


障害者手帳重複者

	人数
身体・知的	10 人
身体・精神	4 人
知的・精神	5 人
身体・知的・精神	1 人
回答者実数	20 人

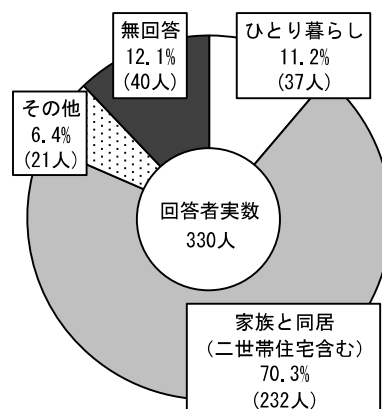
2. 身体障がいの内訳（複数回答）

- 「内部障害」が40.1%、「肢体不自由」が36.9%で、両障がいで全体の77%を占める。

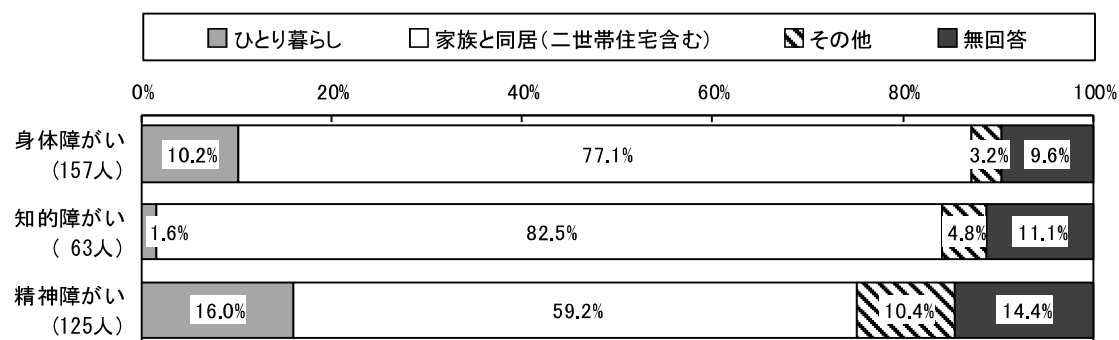


3. 世帯構成

- 「家族と同居（二世帯住宅含む）」が70.3%と大半を占め、次に「ひとり暮らし」が11.2%となる。

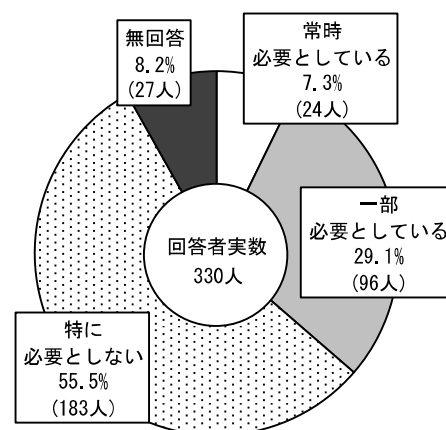


- 障がい別にみると、「ひとり暮らし」は「精神障がい」が16.0%と最も高い。

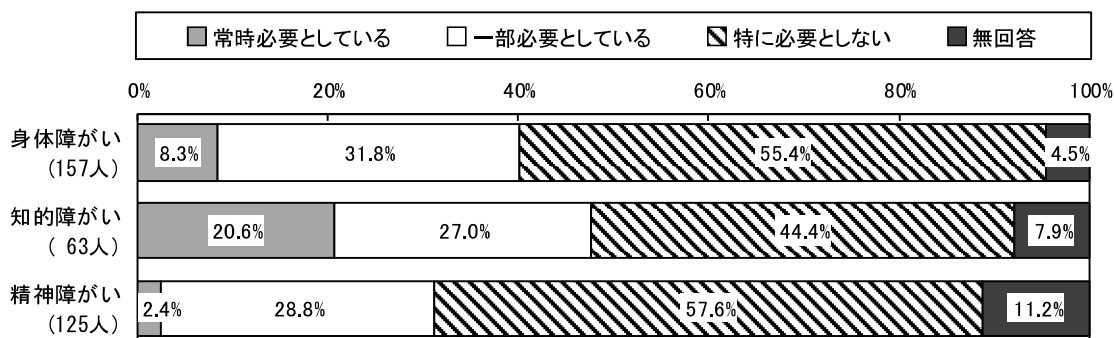


4. 普段の介助の必要性

- 「常時必要としている」が7.3%、「一部必要としている」が29.1%で、合わせると36.4%が介助を必要としている。

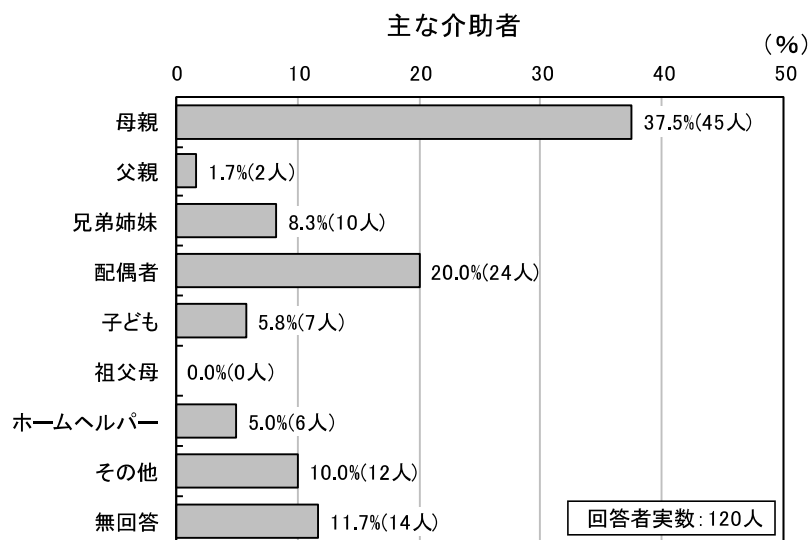


- 障がい別にみると、「常時必要としている」は「知的障がい」が20.6%と最も高い。
- 「一部必要としている」は「身体障がい」が31.8%と最も高い。
- 「特に必要としない」は「精神障がい」が57.6%と最も高い。

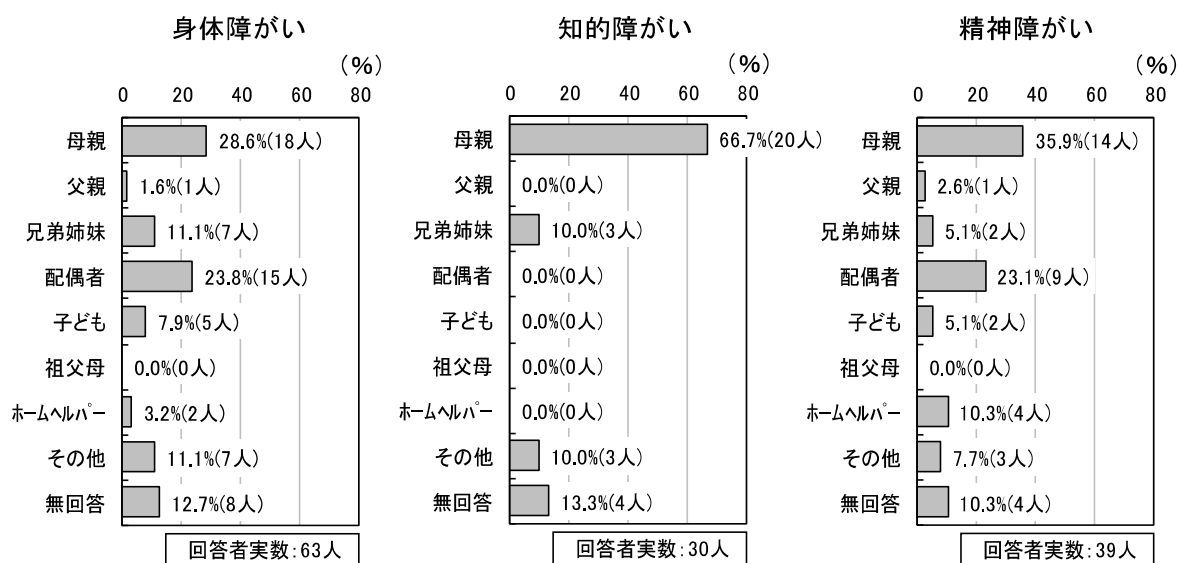


5. 主な介助者

- 介助を「常時必要としている」または「一部必要としている」方の主な介助者は、「母親」が37.5%と最も高く、次に「配偶者」が20.0%となる。
- 「ホームヘルパー」が主な介助者となっているケースが5.0%ある。

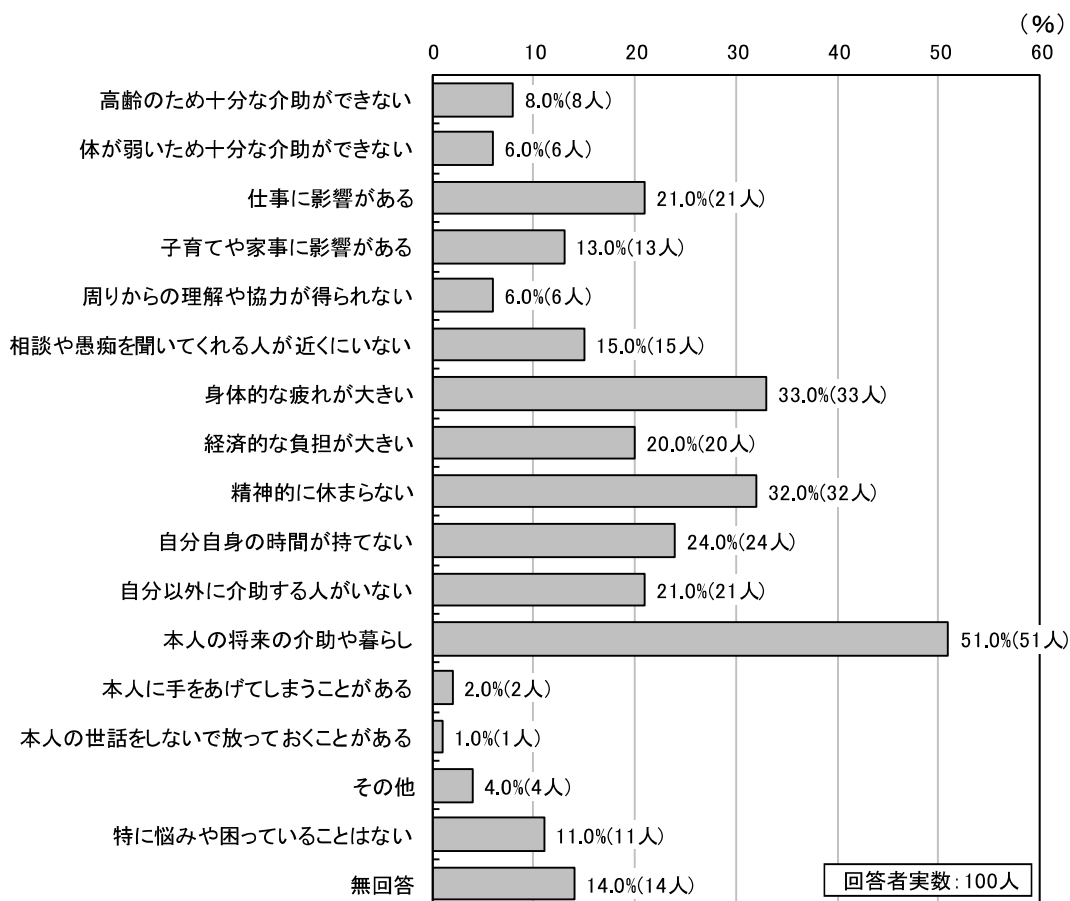


- 障がい別にみると、「身体障がい」と「精神障がい」の主な介助者は、「母親」が最も高く、次に「配偶者」となる。
- 「知的障がい」は「母親」と「兄弟姉妹」がほとんどで、「母親」の割合が他の障害と比べて特に高い。



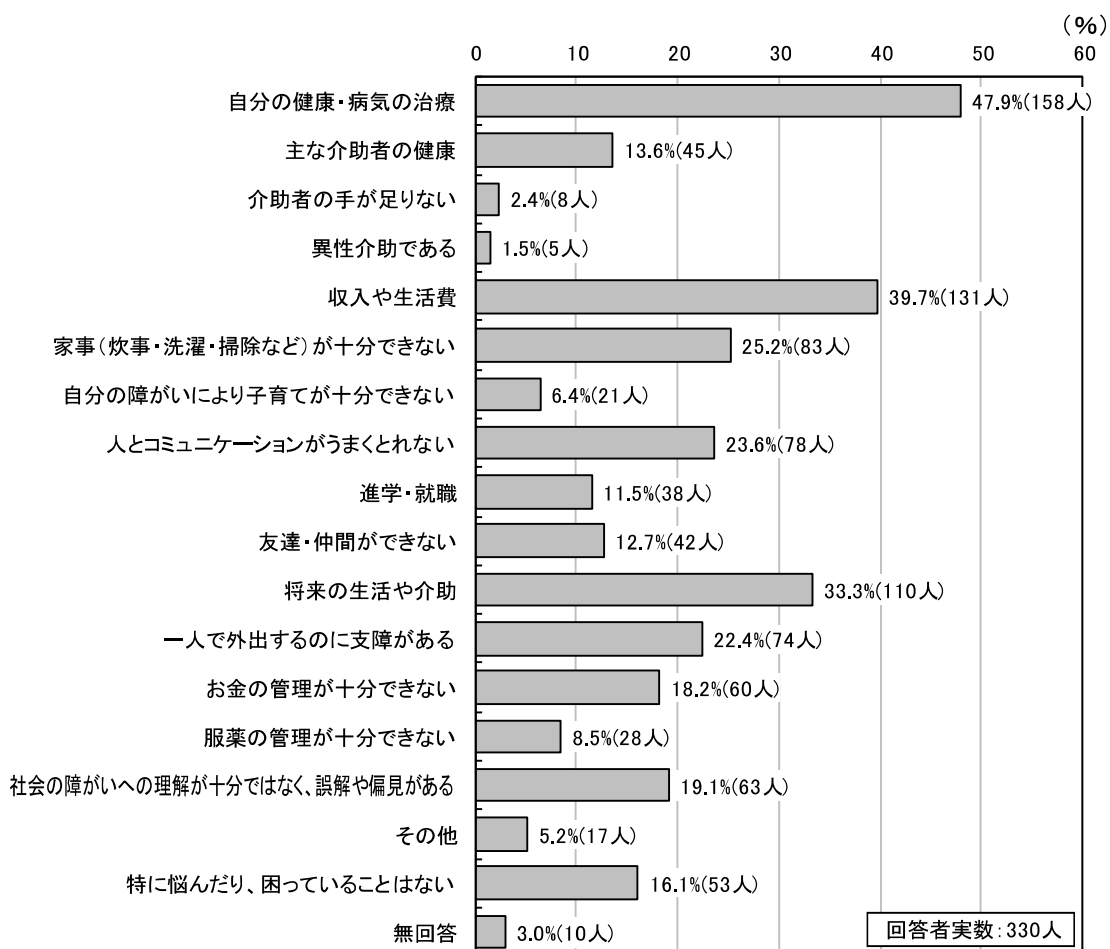
6. 主な介助者が悩んでいること・困っていること（複数回答）

- 「本人の将来の介助や暮らし」が51.0%と最も高く、次に「身体的な疲れが大きい」が33.0%、「精神的に休まらない」が32.0%となる。



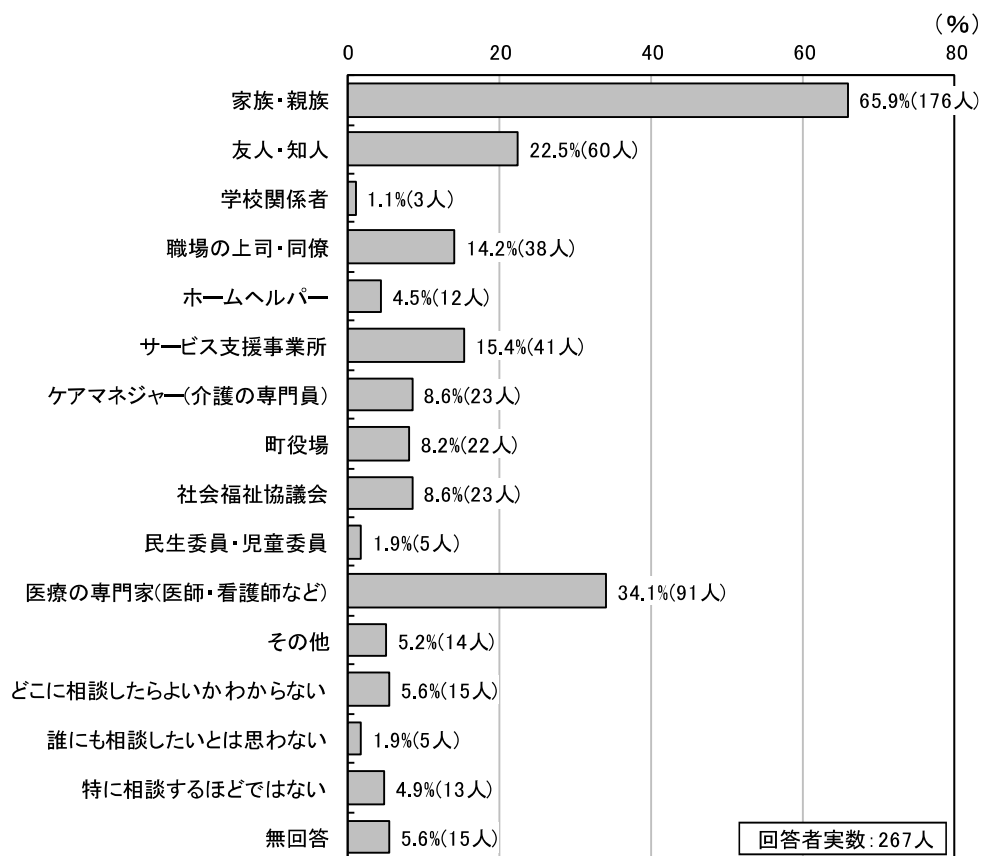
7. 障がいのある方本人が、日常生活で悩んでいること・困っていること（複数回答）

- 「自分の健康・病気の治療」が 47.9%と最も高く、次に「収入や生活費」が 39.7%、「将来の生活や介助」が 33.3%となる。



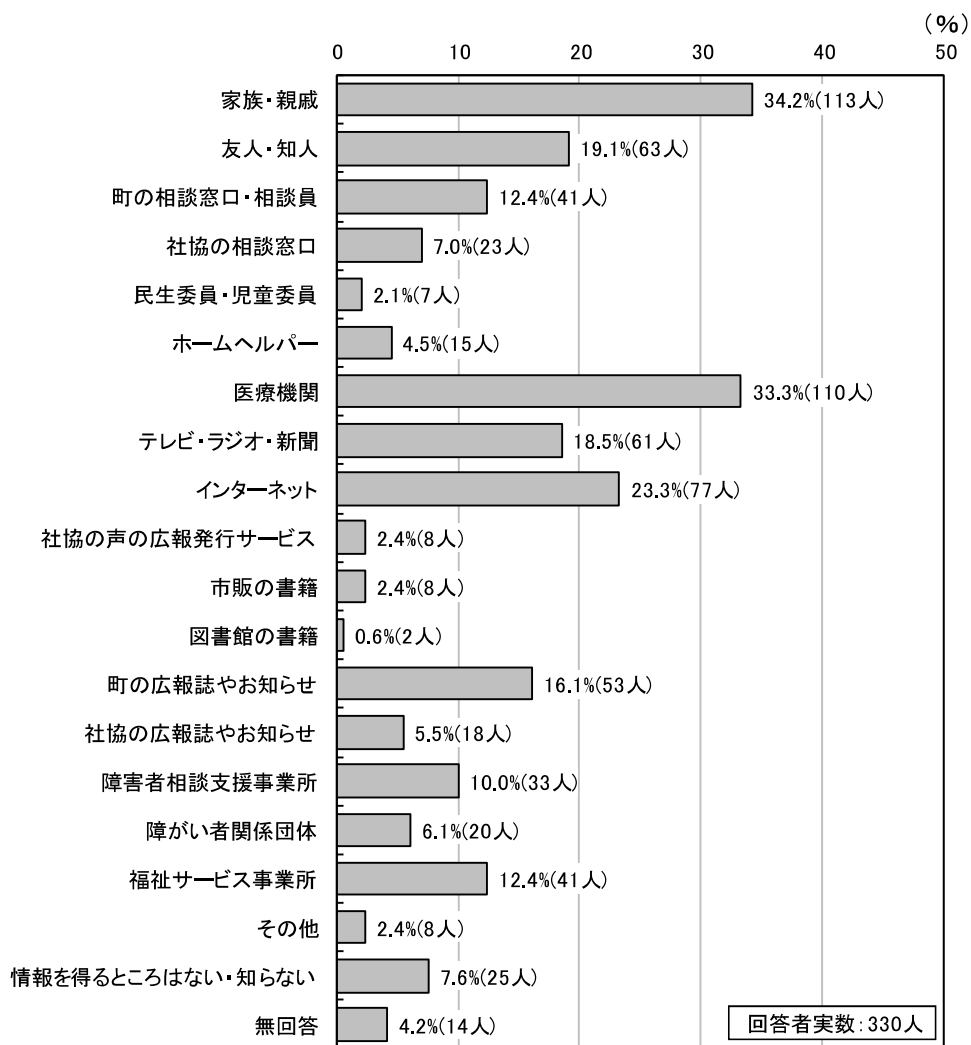
8. 悩みや困りごとの相談相手・相談先（複数回答）

- 「家族・親族」が 65.9%と最も高く、次に「医療の専門家(医師・看護師など)」が 34.1%、「友人・知人」が 22.5%となる。
- 割合は低いが「どこに相談したらよいかわからない」が 5.6%、「誰にも相談したいとは思わない」が 1.9%と悩みを抱え込んでいるケースもあると思われる。



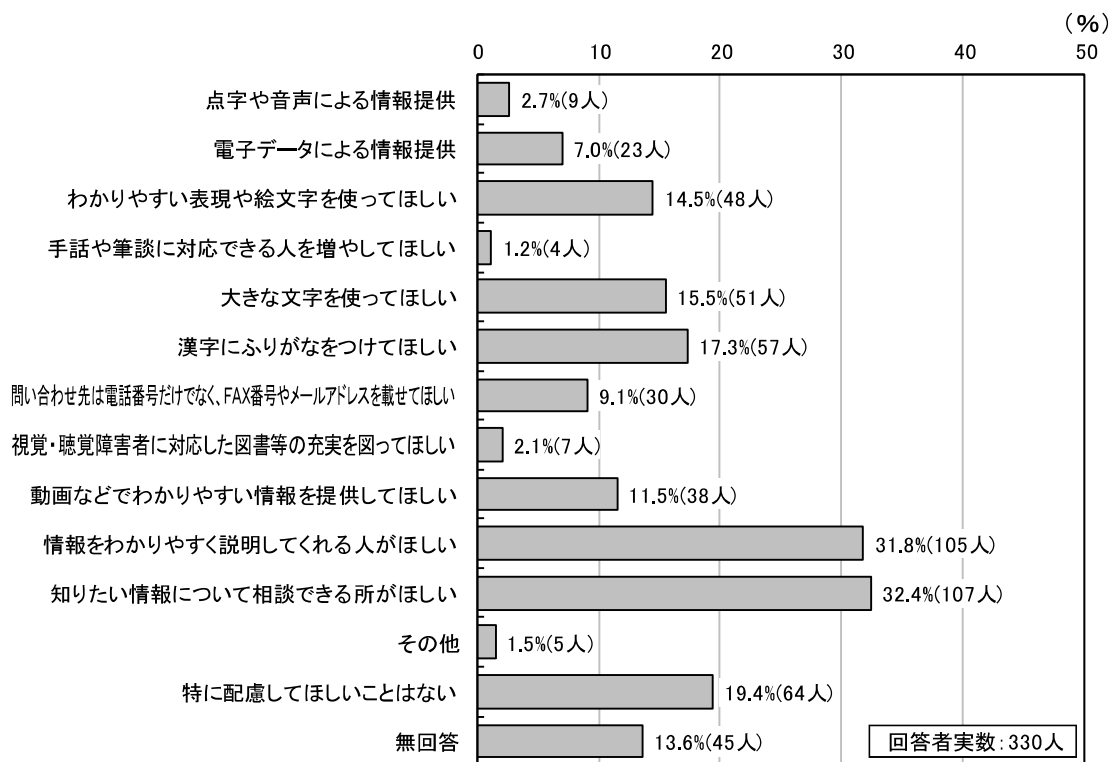
9. 情報の入手方法（複数回答）

- 福祉や医療及びその他必要な情報の入手方法については、「家族・親戚」が34.2%、「医療機関」が33.3%と高い。次に「インターネット」が23.3%、「友人・知人」が19.1%、「テレビ・ラジオ・新聞」が18.5%、「町の広報誌やお知らせ」が16.1%となる。
- 「情報を得るところはない・知らない」が7.6%となる。



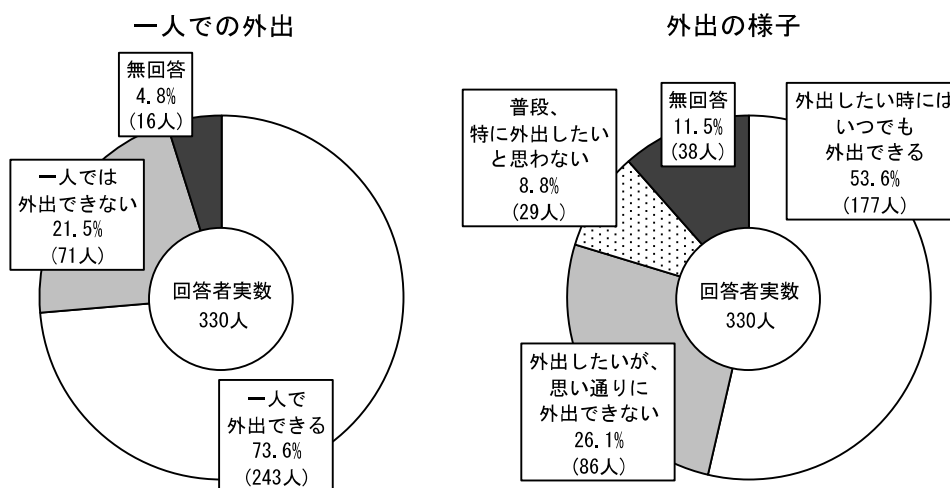
10. 情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいこと（複数回答）

●「知りたい情報について相談できる所がほしい」が32.4%、次に「情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が31.8%と高く、以上の2つが特に配慮が必要なポイントとなる。

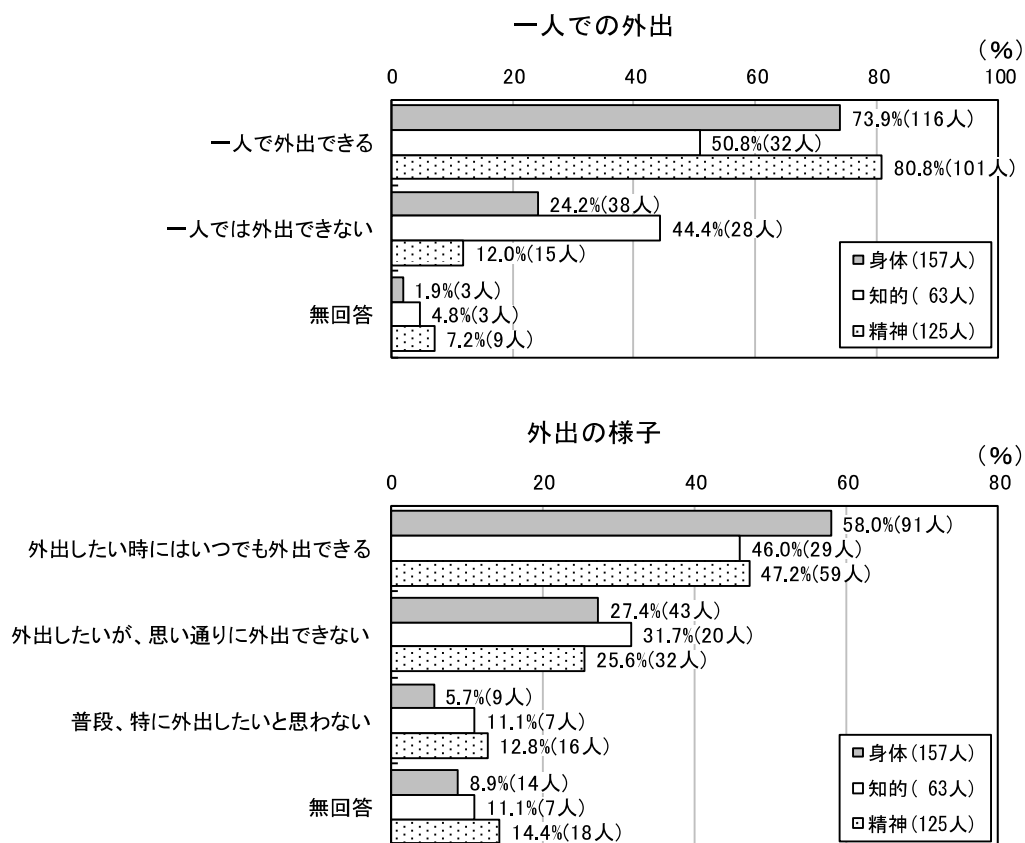


11. 外出の状況

- 「一人で外出できる」が73.6%、「一人では外出できない」が21.5%と2割程度いる。
- 「外出したい時にはいつでも外出できる」が53.6%。一方、「外出したいが、思い通りに外出できない」が26.1%、「普段、特に外出したいと思わない」が8.8%となる。

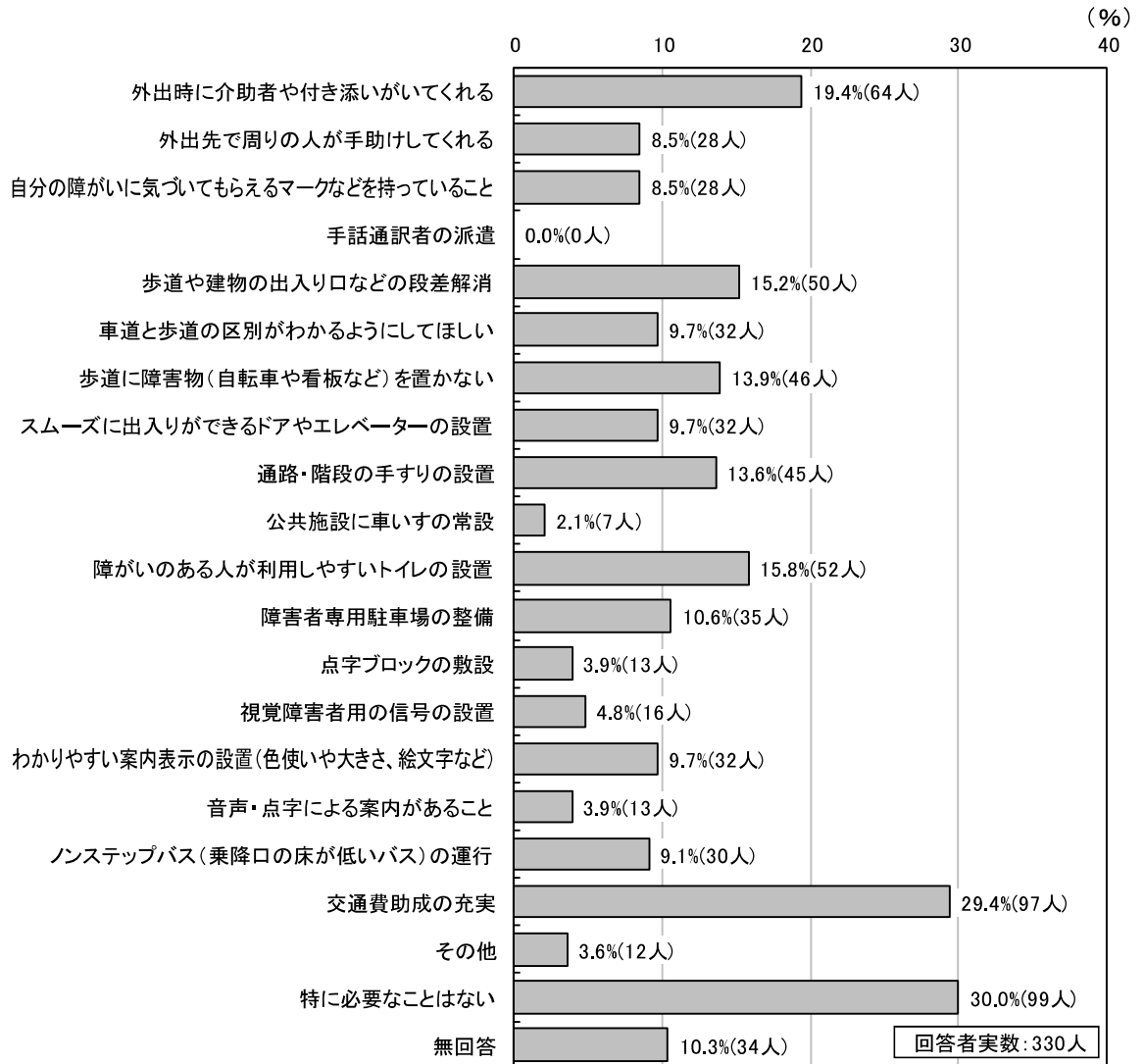


- 障がい別にみると、「一人では外出できない」は「知的障がい」が44.4%と最も高く、次に「身体障がい」、「精神障がい」となる。
- 「外出したいが、思い通りに外出できない」と答えたのも「知的障がい」が31.7%と最も高い。



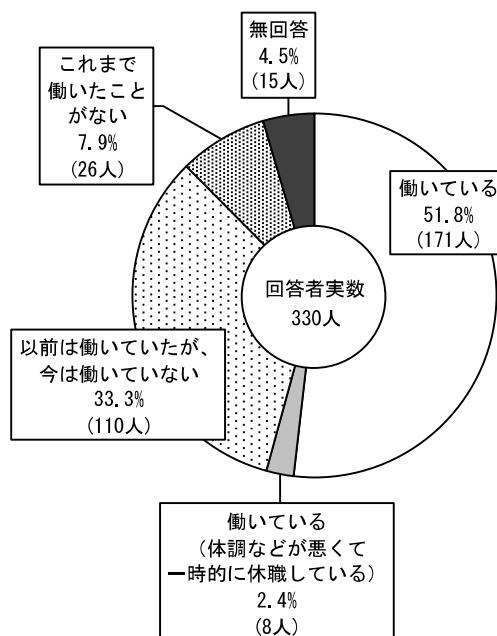
12. 外出しやすくなるために必要なこと（複数回答）

●「交通費助成の充実」が29.4%と最も高い。次に「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」が19.4%となる。

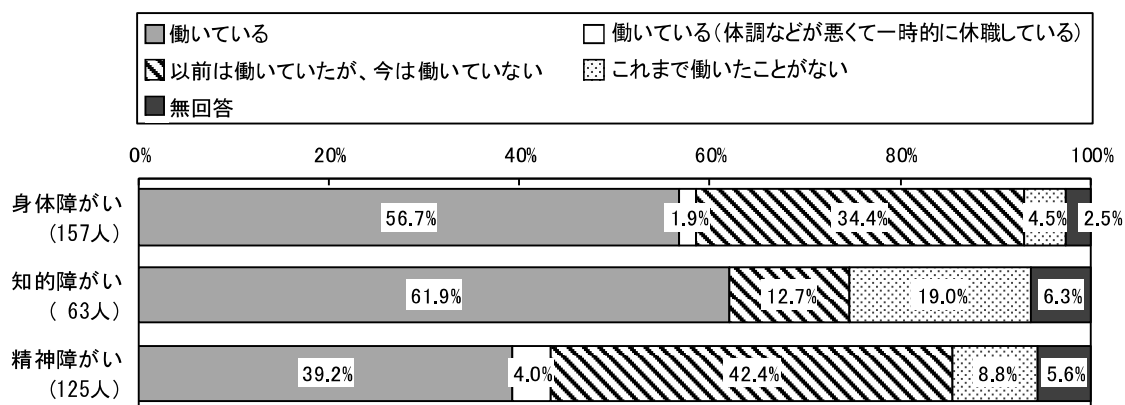


13. 就労状況

- 「働いている」が51.8%で、「働いている(体調などが悪くて一時的に休職している)」の2.4%を合わせると、54.2%が現在働いている。

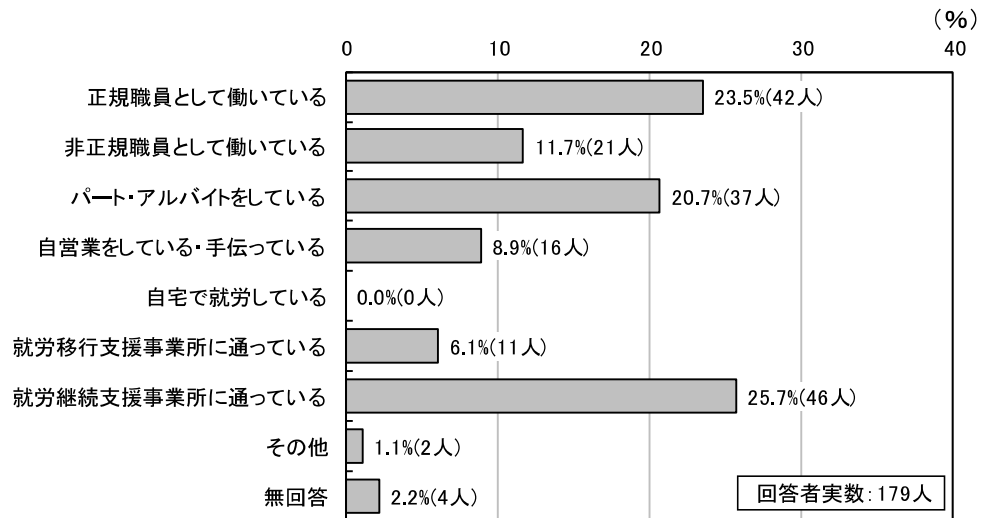


- 障がい別にみると、「働いている」は「知的障がい」が61.9%と最も高く、次に「身体障がい」が56.7%で、「精神障がい」が39.2%となる。
- 「以前は働いていたが、今は働いていない」は「精神障がい」が42.4%と最も高く、次に「身体障がい」が34.4%、「知的障がい」が12.7%となる。



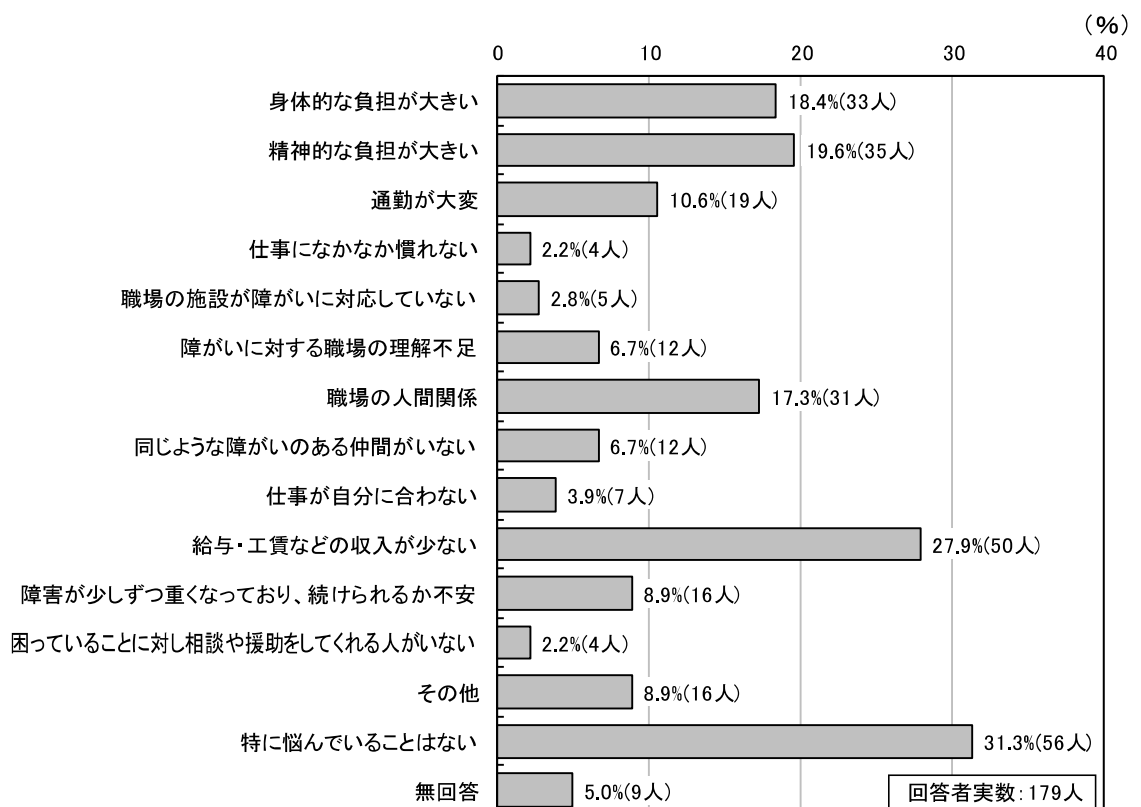
14. 就労形態

- 現在働いている方の就労形態は、「就労継続支援事業所に通っている」が25.7%と最も高く、次に「正規職員として働いている」が23.5%、「パート・アルバイトをしている」が20.7%となる。



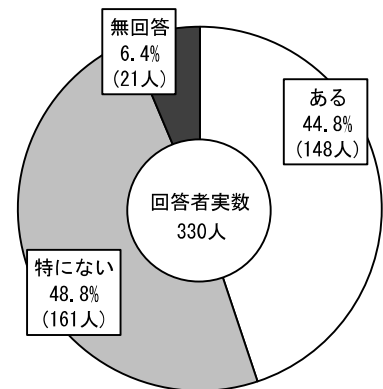
15. 仕事をする上で悩んでいること（複数回答）

- 「給与・工賃などの収入が少ない」が27.9%と最も高く、次に「精神的な負担が大きい」が19.6%、「身体的な負担が大きい」が18.4%、「職場の人間関係」が17.3%となる。



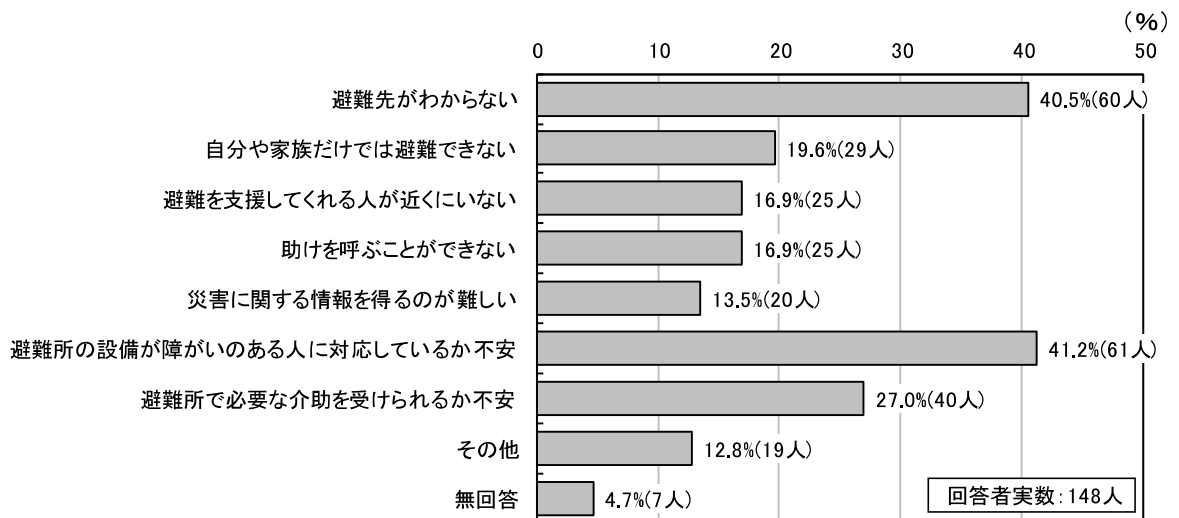
16. 災害時の避難に対する不安の有無

- 台風や地震、大雨などの際、避難することへの不安感については、不安が「ある」が44.8%、「特にない」が48.8%となる。



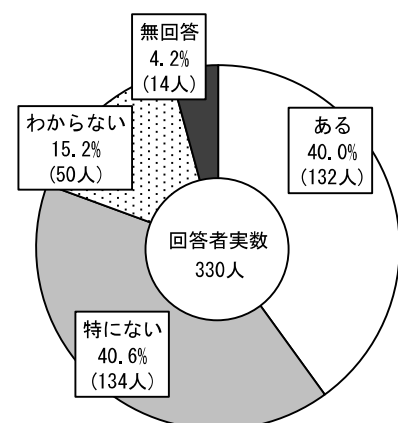
17. 避難にあたっての具体的な不安（複数回答）

- 「避難所の設備が障害のある人に対応しているか不安」が41.2%、次に「避難先がわからない」が40.5%。また、「避難所で必要な介助を受けられるか不安」が27.0%となる。
- 避難所における設備や介助に不安を感じている障がい者が多いことから、避難所の設備や対応等について周知を図るとともに、安心して避難できるよう福祉避難所の確保を図る必要がうかがえる。



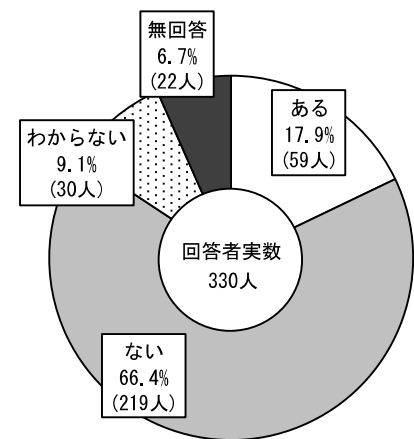
18. 差別等の経験の有無

- 「特にない」が40.6%、「ある」が40.0%となる。

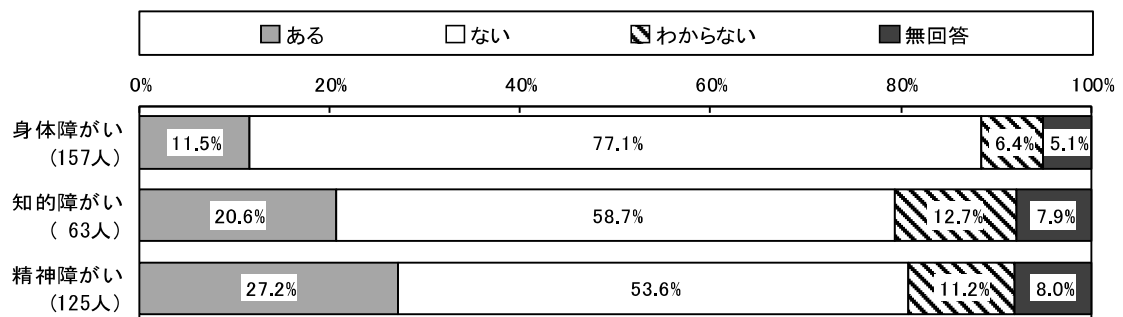


19. 虐待を受けたと感じたこと

●「ある」が17.9%、「ない」が66.4%となる。

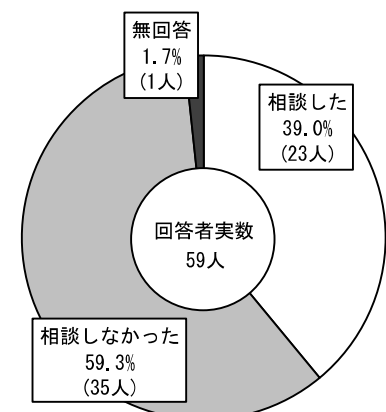


●障がい別にみると、「ある」は「精神障がい」が27.2%と最も高く、次に「知的障がい」が20.6%、「身体障がい」が11.5%となる。



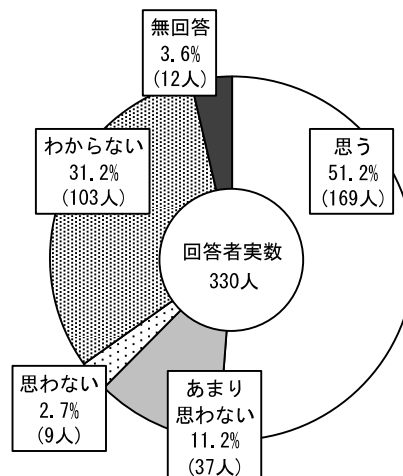
20. 虐待を受けたと感じた時の相談

●「相談しなかった」が66.4%となる。



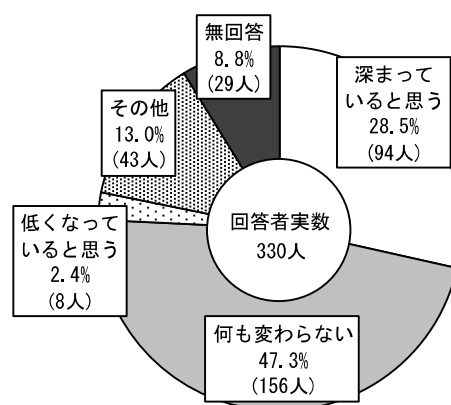
21. 南風原町の暮らしやすさ

- 暮らしやすいと「思う」が51.2%となる。
- 「あまり思わない」と「思わない」を合わせた、13.9%が暮らしやすいとは思っていない。



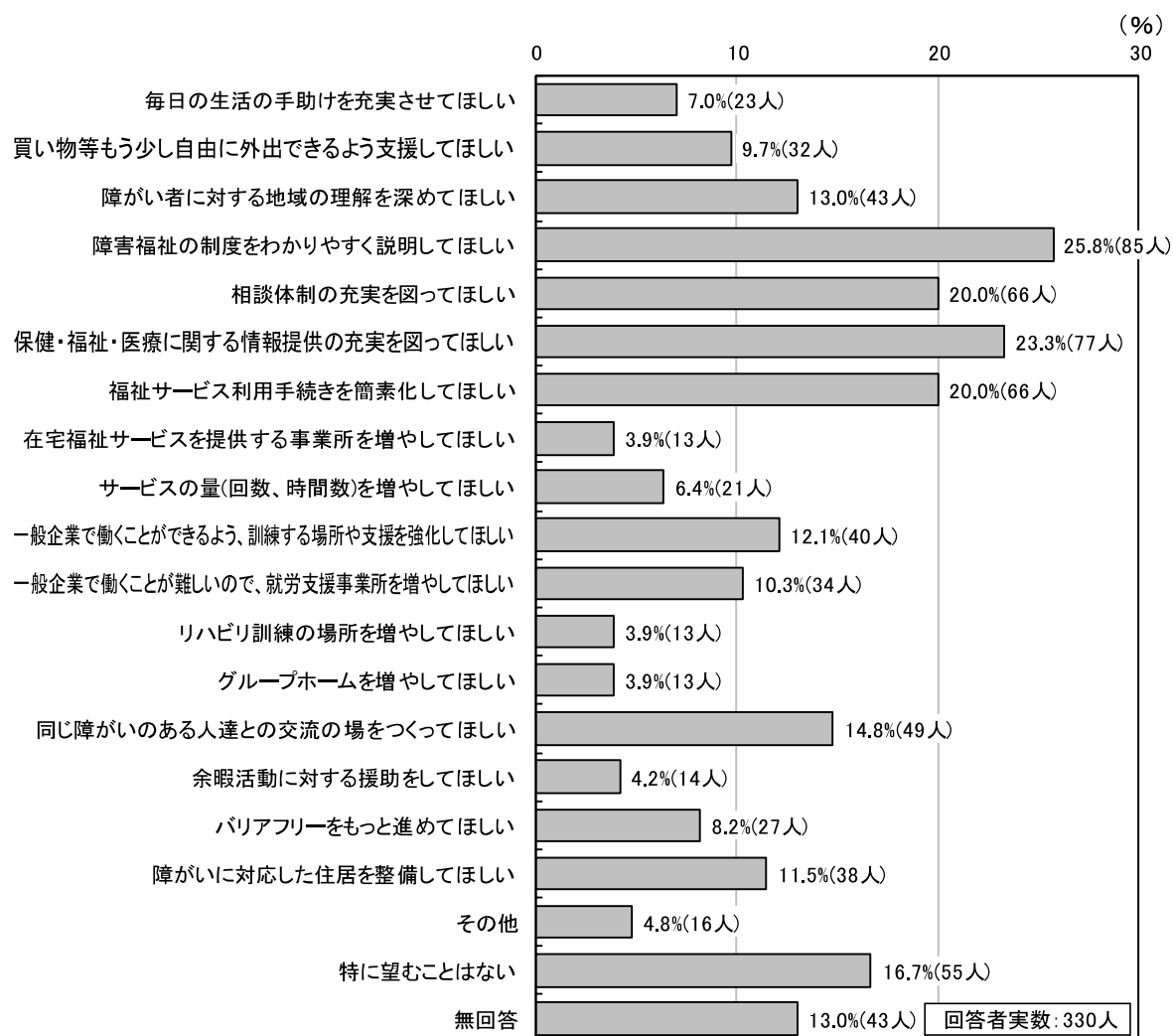
22. 障がい者に対する地域の理解・認識の深まり

- 5年前と比べて「何も変わらない」が47.3%、次に「深まっていると思う」が28.5%、「低くなっている」が2.4%となる。



23. 特に早めに取り組んでほしいこと（複数回答）

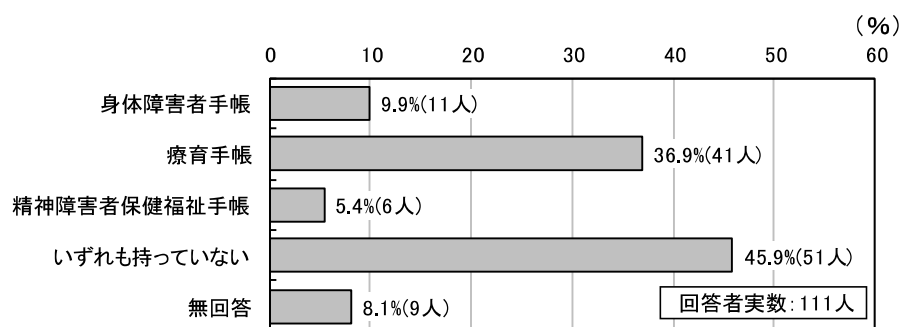
- 「障害福祉の制度をわかりやすく説明してほしい」が25.8%と最も高く、次に「保健・福祉・医療に関する情報提供の充実を図ってほしい」が23.3%、「相談体制の充実を図ってほしい」と「福祉サービス利用手続きを簡素化してほしい」がともに20.0%で、制度の理解に対する支援とともに、情報提供の充実やサービス利用手続きの簡素化を求める人が多い。



【障がい児調査結果】

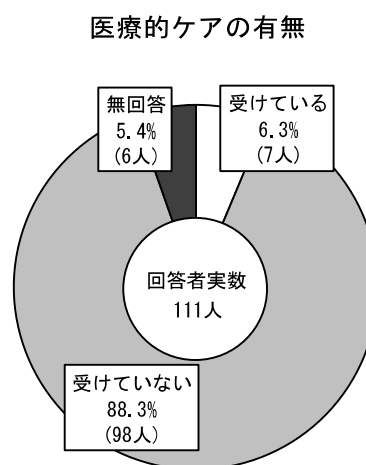
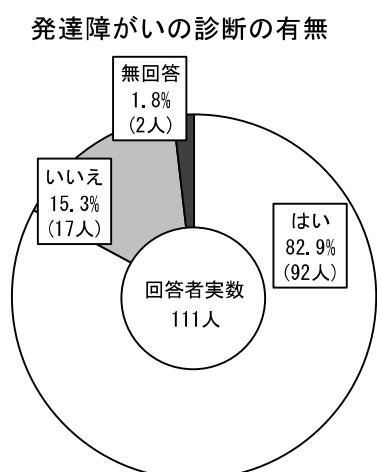
1. 障害者手帳の所持状況（複数回答）

- 「いずれも持っていない」が45.9%と最も高い。
- 手帳所持者の中では「療育手帳」が36.9%と高く、次に「身体障害者手帳」が9.9%、「精神障害者保健福祉手帳」が5.4%となる。
- 一人で複数の手帳を所持する「手帳重複」が5.4%となる。



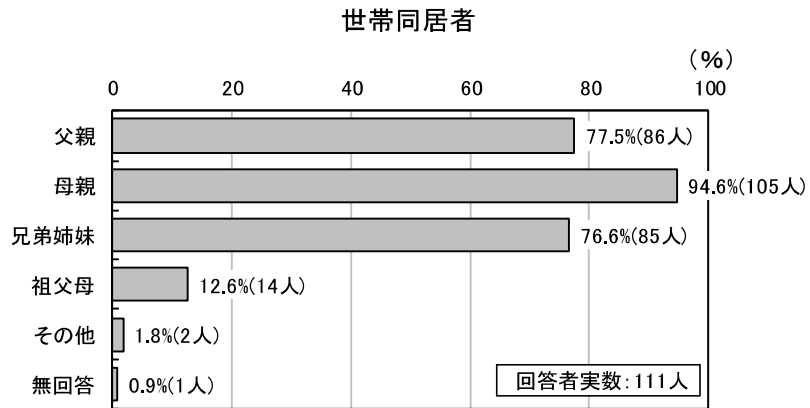
2. 発達障がいの診断・医療的ケアの有無

- 発達障がいと診断されている児童（「はい」）が82.9%と多く、「いいえ」が15.3%となる。
- 日常的に医療的ケアを「受けている」が6.3%となる。

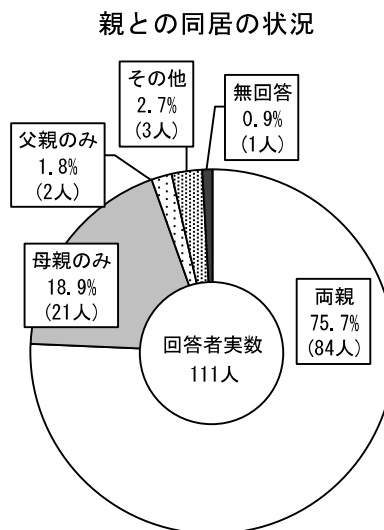


3. 世帯同居者（複数回答）

- 障がいのある児童と一緒に暮らしているのは、「母親」が 94.6%、「父親」が 77.5%、「兄弟姉妹」が 76.6%となる。また、「祖父母」が 12.6%、「その他」が 1.8%と低いことから、多くが核家族世帯であると推測する。

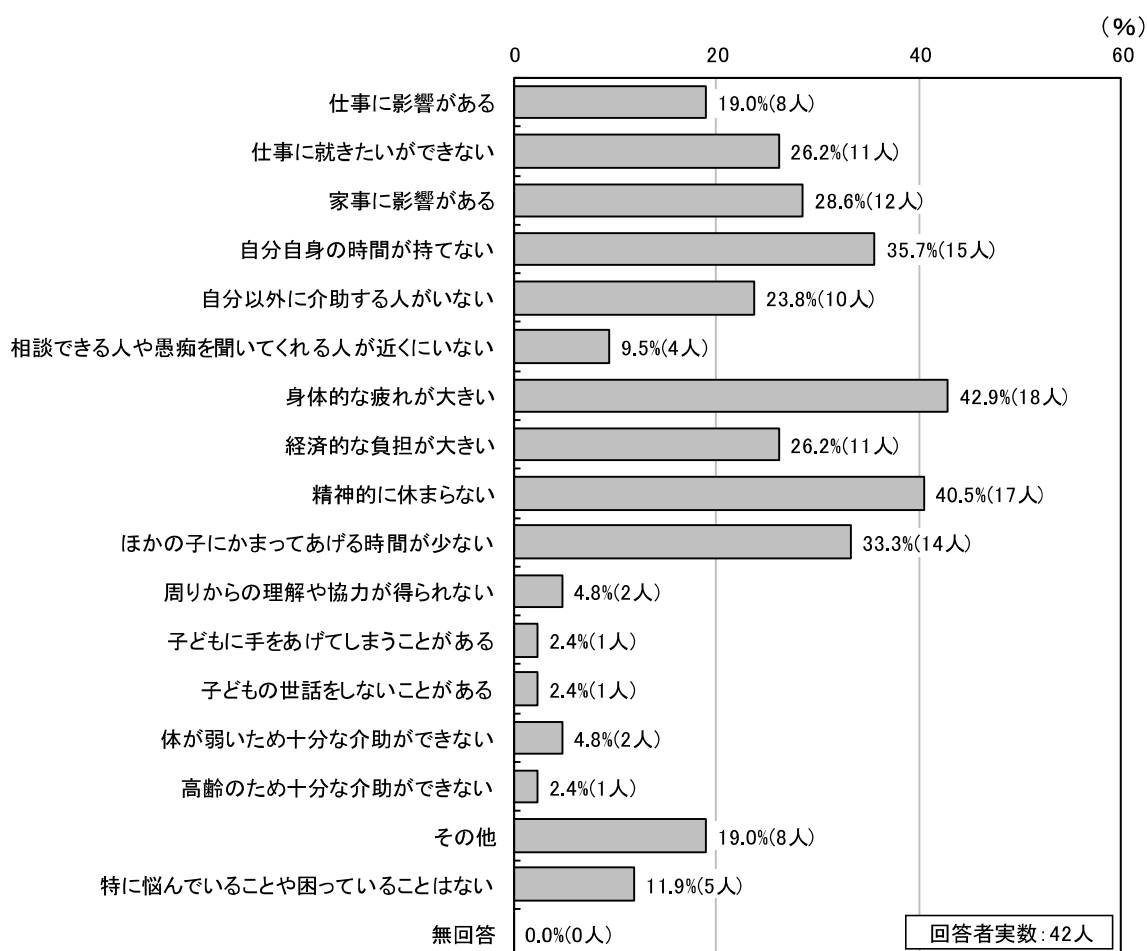


- 親との同居については、「両親」と同居が 75.7%とほとんどであるが、「母親のみ」が 18.9%、「父親のみ」が 1.8%で、20.7%がひとり親の家庭である。



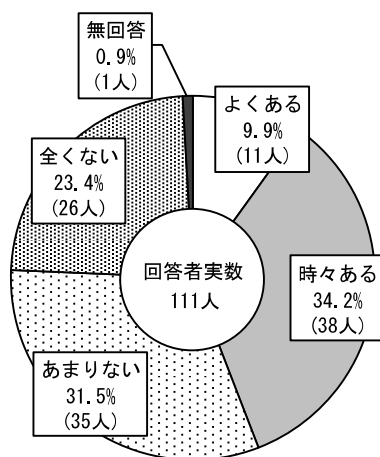
4. 介助で悩んでいること・困っていること（複数回答）

- 身体的な負担や自分の時間をつくれないうこと及び経済面で悩んでいる介助者が多く、介助を継続していく上で、こうした悩みの軽減を図ることが大きなポイントになると思われる。
- 「精神的に休まらない」が40.5%で2番目に高く、「ほかの子にかまってあげる時間がない」が33.3%あることから、子育てに関する相談支援も大切なポイントになる。
- 「周りからの理解や協力が得られない」（4.8%）、「自分以外に介助する人がいない」（23.8%）、「相談できる人や愚痴を聞いてくれる人が近くにいない」（9.5%）といった回答があり、介助の孤立化がうかがえる。



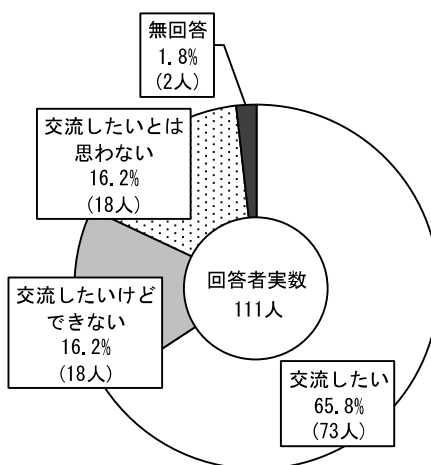
5. 親子交流の機会

- 同じ障がいのある児童の親と交流する機会は、「時々ある」が 34.2%、「よくある」が 9.9%で、を合わせると 44.1%は交流があると答えている。



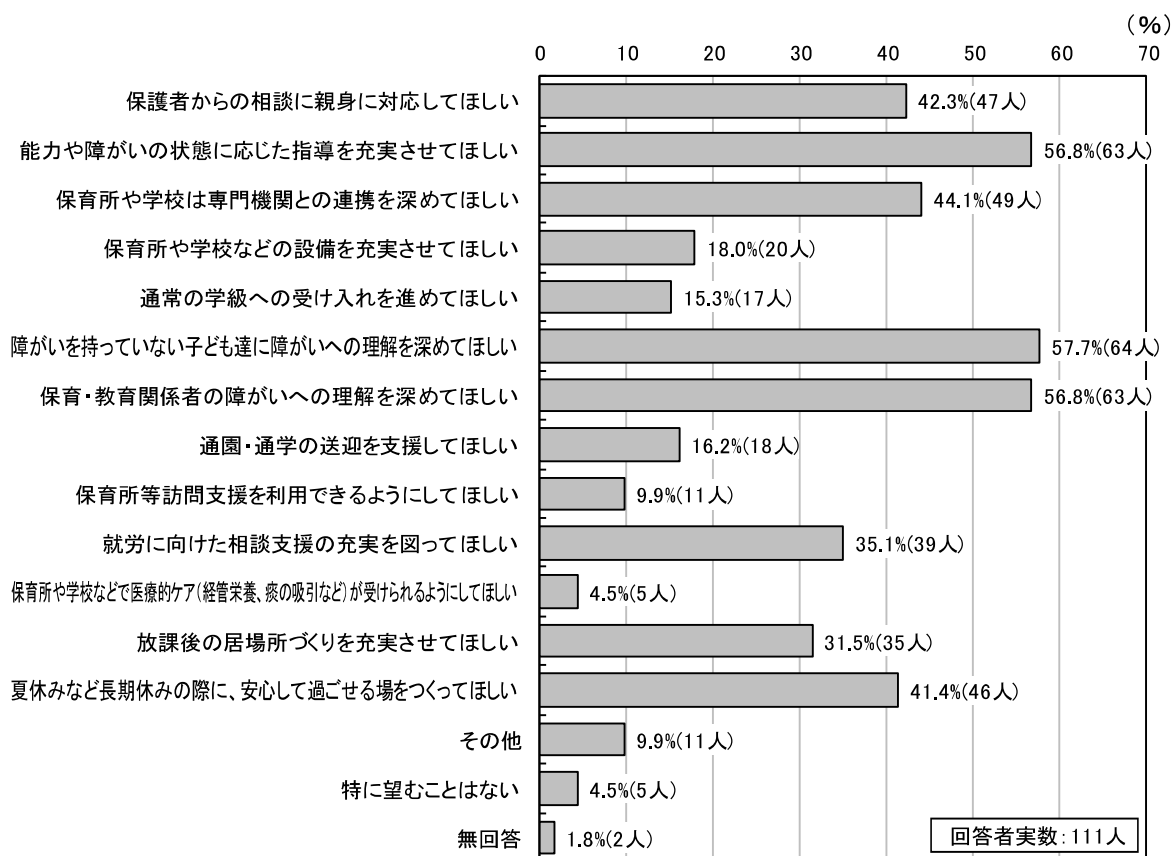
6. 今後の親子交流の意向

- 「交流したい」が 65.8%と最も高く、前項の現状で「よくある」と「時々ある」を合わせた割合(44.1%)より 21.7 ポイント高い。
- 「交流したいけどできない」が 16.2%で、「交流したい」と合わせると、82.0%とほとんどの親が交流を望んでいる。交流機会の確保に向けた取り組みの充実を図る必要性が高いと思われる。



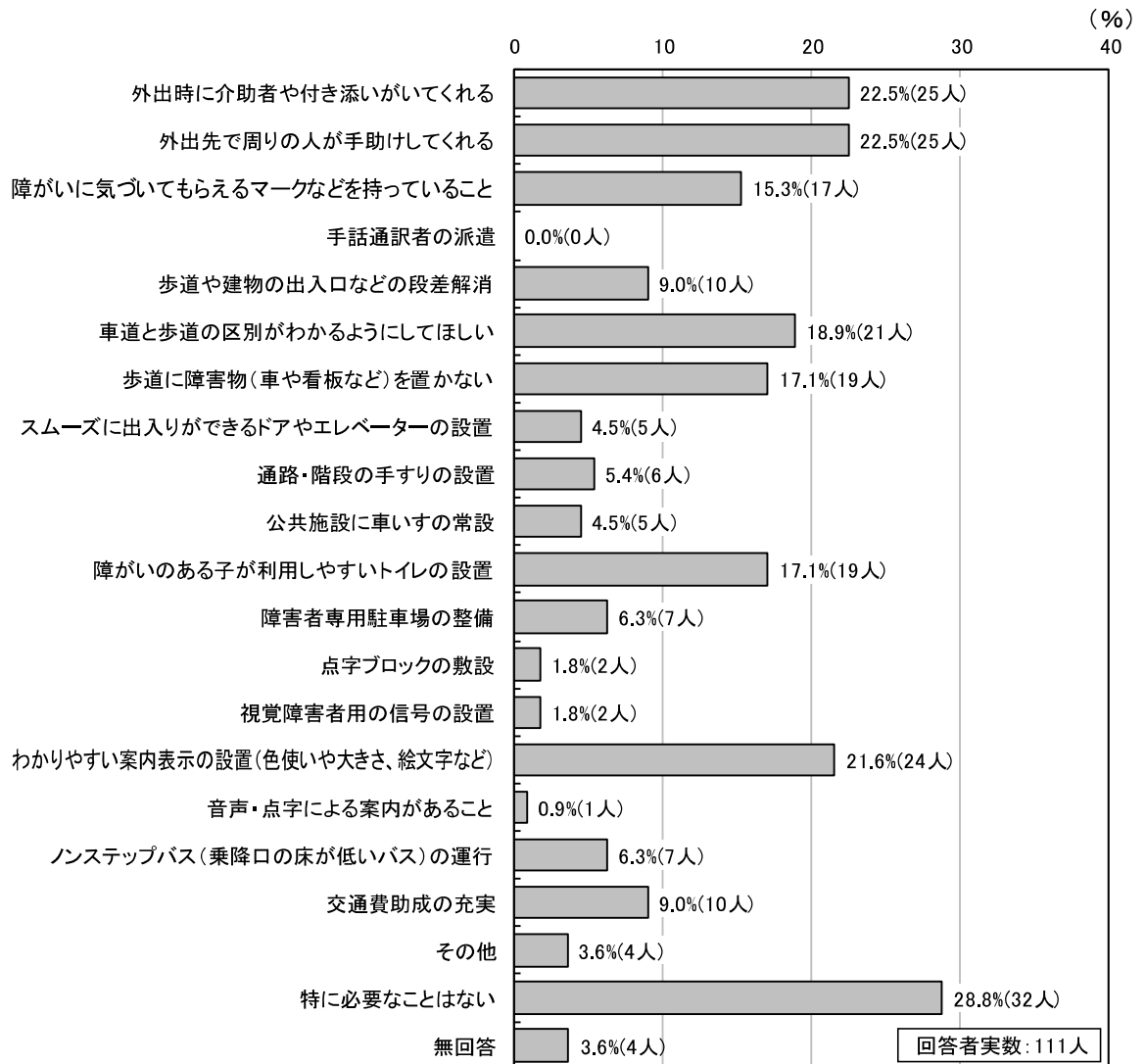
7. 保育・療育・教育に望むこと（複数回答）

- 「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」が57.7%と最も高く、次に「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」と「保育・教育関係者の障がいへの理解を深めてほしい」がともに56.8%となる。



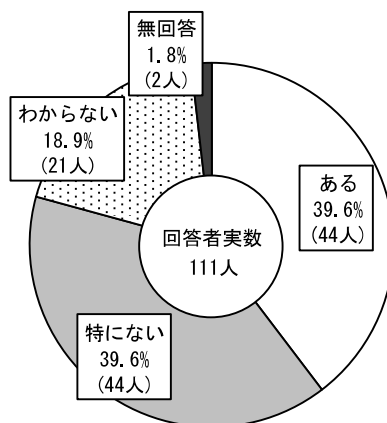
8. 外出しやすくなるために必要なこと（複数回答）

- 「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」と「外出先で周りの人が手助けしてくれる」がともに 22.5%と高く、次に「わかりやすい案内表示の設置（色使いや大きさ、絵文字など）」が 21.6%となる。
- 障がいのある児童の外出を支援するためには、人的な支援やバリアフリーの推進、経済的な支援など、様々な支援が必要とされている。



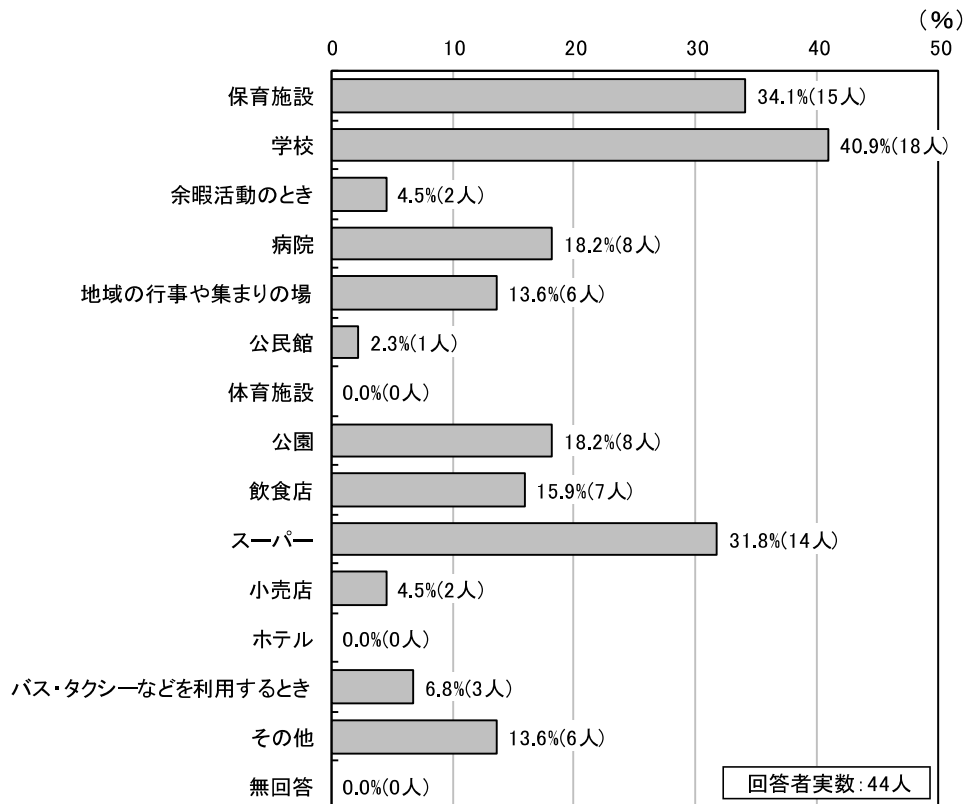
9. 差別や嫌な思いの経験

- 障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことは、「ある」と「特にない」がともに39.6%、「わからない」が18.9%となる。



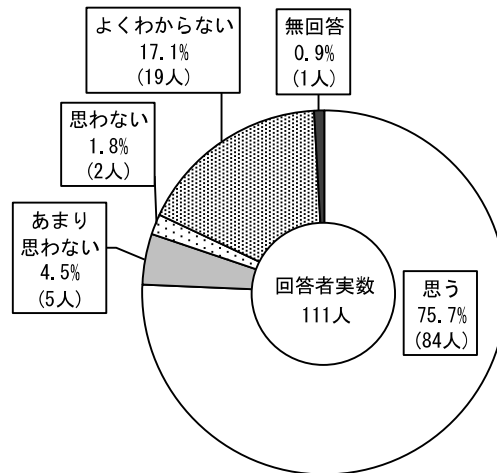
10. 差別や嫌な思いをした場所

- 「学校」が40.9%と最も高く、次に「保育施設」が34.1%、「スーパー」が31.8%となる。そのほか、「病院」「公園」「飲食店」など多くの場所があがっている。



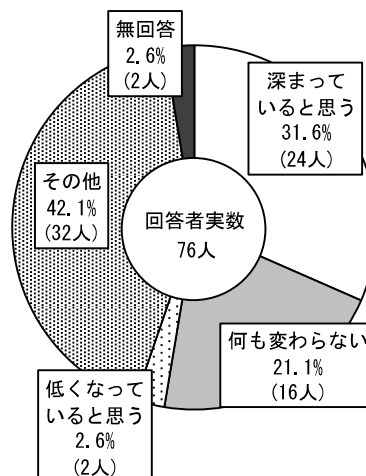
11. 南風原町の暮らしやすさ

- 南風原町は暮らしやすいと「思う」が75.7%と最も高い。
- 「あまり思わない」が4.5%、「思わない」が1.8%で、合わせると6.3%が暮らしやすいとは思っていない。



12. 地域の障がいのある子に対する理解の深まり

- 5年前と比べて障がいのある児童に対する、地域の理解・認識は「深まっていると思う」が31.6%となる。(就学後の児童の保護者に対する質問)



■南風原町障がい者計画策定委員会設置条例

平成 19 年 10 月 1 日 条例第 21 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、南風原町障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい者計画の策定に関すること。
- (2) その他障がい者計画の策定に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 障がい者
- (4) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■南風原町障がい者計画策定委員会名簿

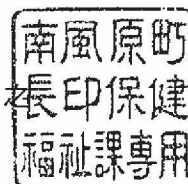
N0	条例に基づく代表者(順不同)	氏名	事業所等名(職種等)	備考
1	身体障がい者代表	金城 則文	南風原町身体障害者福祉会(会長)	会長
2	聴覚障がい者代表	野原 龍信	一般社団法人 沖縄県聴覚障害者協会(代表理事(会長))	副会長
3	視覚障がい者代表	平識 省吾	南風原町民	
4	識者	真栄平 勉	医療法人社団輔仁会 指定障害者福祉サービス事業所 大名の丘(施設長) 沖縄県精神保健福祉士会(H20~H28 会長)	
5	関係行政機関の職員	仲宗根 康之	南部福祉事務所 地域福祉班(班長)	
6	障がい者の福祉に関する事業に従事する者	崎村 正徳	社会福祉法人 育成福祉会(事務局長)	
7	障がい者の福祉に関する事業に従事する者	比嘉 むつ子	公益社団法人沖縄県精神保健福祉連合会 相談支援事業所てるしの(管理者)	
8	障がい者の福祉に関する事業に従事する者	島袋 康史	社会福祉法人 南風原町社会福祉協議会(事務局長)	
9	障がい者の福祉に関する事業に従事する者	翁長 彰	南風原町民生委員児童委員連合会(副会長)	



南 保 第 625 号
令和 2 年 6 月 30 日

南風原町障がい者計画策定委員会会長 様

南風原町長 赤 嶺 正 本



第 5 次南風原町障がい者計画・南風原町第 6 期障がい福祉計画及び
南風原町第 2 期南風原町障がい児福祉計画の策定について（諮問）

南風原町障がい者計画策定委員会設置条例（平成 19 年条例第 21 号）第 2 条の規定
に基づき、下記のことについて貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 5 次南風原町障がい者計画・南風原町第 6 期障がい福祉計画及び
南風原町第 2 期南風原町障がい児福祉計画の策定

諮問の趣旨

本町は、障がい者福祉の向上を図るため、障害者基本法、障害者の日常生活
を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき平成 30 年 3 月に

「第 4 次南風原町障がい者計画・南風原町第 5 期障がい福祉計画・南風原町第
1 期障がい児福祉計画」を策定し、各種施策に取り組んでおります。

現計画が令和 2 年度を終期としていることから、障がい者・障がい児の
ニーズ調査等を踏まえ、令和 3 年度から始まる「第 5 次南風原町障がい者
計画・南風原町第 6 期障がい福祉計画・南風原町第 2 期障がい児福祉計画」
の策定についてご審議頂きたく諮問するものです。

令和3年3月12日

南風原町長 赤 嶺 正 之 様

南風原町障がい者計画策定委員会
会 長 金 城 則 文

第5次南風原町障がい者計画・南風原町第6期障がい福祉計画及び
南風原町第2期南風原町障がい児福祉計画の策定について（答申）

令和2年6月30日付け、南保第625号で諮問のありましたみだしの件について、本策定委員会で慎重に審議を重ねた結果、第5次南風原町障がい者計画・南風原町第6期障がい福祉計画・南風原町第2期障がい児福祉計画としてまとめましたので答申いたします。

計画の推進にあたりましては、障がいのある人もない人も互いに理解し、認め合い、一人ひとりの個性と人格が尊重される共生社会の実現が、大変重要なテーマとなっております。共生社会の実現に向けて、障がいのある人が自分らしく自立し、社会生活を営むことができるよう、また、障がいのある子の健やかな育成を図るために、行政、地域住民、関係機関、関係団体等が連携し、障がいに対する理解を深めるとともに、障がいの特性に応じた意思決定支援・意思表示支援が行えるよう、情報提供や相談支援体制の充実を図る等、本計画の基本理念であります「ちむぐくるの支え合い～ともにつくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち南風原～」を目指し、施策推進に取り組むことを要望します。

（添付資料）

1. 第5次南風原町障がい者計画・南風原町第6期障がい福祉計画
南風原町第2期障がい児福祉計画・・・別添のとおり

第5次南風原町障がい者計画・
南風原町第6期障がい福祉計画・
南風原町第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

発行：南風原町役場 民生部 保健福祉課
〒901-1195
沖縄県島尻郡南風原町字兼城 686 番地
電話：098-889-4416

